

2018 年度学位請求（博士）論文

論文タイトル

被占領期教育改革における教育勅語「処理」

-政治過程的視点を用いて-

“Treatment” of “Imperial Rescript on Education” in the
educational reform in occupied Japan.

-Using the angle of the political process-

人文学研究科教育学専攻博士後期課程

10DE-001

緒賀 正浩

目次

序章 研究目的と先行研究の概要.....	1
第1節 先行研究の概要と本研究の目的.....	1
第2節 教育勅語の「処理」過程という表現について.....	6
第3節 研究方法-本論文の構成と主に使用する史料-.....	8
3-1 本論文の構成.....	8
3-2 主に使用する史料.....	8
第1章 戦争終結直後の教育勅語「処理」問題 - 公民教育刷新問題と関連して -	12
第1節 国体護持の教育政策における教育勅語「処理」.....	12
第2節 占領軍の初期教育政策における教育勅語「処理」-神道指令との関連 -	19
第3節 公民教育刷新委員会の教育勅語「処理」論とその結末.....	21
第4節 小括.....	24
第2章 新教育勅語渙発論とその展開.....	27
第1節 占領軍の新教育勅語論.....	27
第2節 新教育勅語渙発論の挫折と変容-新教育勅語奏請論へ-.....	29
第3節 新教育勅語奏請論の終焉.....	35
第4節 小括.....	39
第3章 1946（昭和21）年中旬における教育勅語「処理」問題の急転とその帰結.....	43
第1節 1946（昭和21）年7月16日付けニッポンタイムズ報道までのCI&E内部の様相.....	43
第2節 1946（昭和21）年7月16日付けニッポンタイムズ報道の影響.....	45
2-1 田中耕太郎-加藤一雄論戦の構図 - 田中耕太郎の教育勅語相対化論と加藤一雄の守旧性 -	45
2-2 ニッポンタイムズ報道の検証-実際の議会論戦との比較-.....	48
2-3 ニッポンタイムズ報道がCI&E及びGSに与えた影響について.....	50
a、CI&Eの反応.....	50
b、GSの反応.....	52
第3節 1946（昭和21）年10月8日付け文部次官通牒の成立過程.....	54
3-1 1946（昭和21）年8月中旬以降のCI&Eの苛立ち.....	54
3-2 1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒の作成過程.....	58
第4節 小括.....	65
補章 田中耕太郎と森戸辰男の教育勅語「処理」論.....	70
補-1 田中耕太郎と森戸辰男の教育勅語「処理」構想.....	70
補-2 田中耕太郎と森戸辰男の議会論戦について.....	74
補-3 議会論戦から教育刷新委員会へ - 森戸辰男の足跡を辿りながら -	76
補-4 教育刷新委員会における田中耕太郎と森戸辰男.....	78
補-5 第2回国会における田中耕太郎と森戸辰男の教育勅語に対する見解.....	85

補-6 小括.....	88
第4章 旧教育基本法の成立と教育勅語「処理」.....	92
第1節 教育根本法から旧教育基本法への変容に教育勅語「処理」問題が果たした役割	92
1-1 旧教育基本法制定の「イニシアティブ」について.....	92
1-2 田中耕太郎の1946（昭和21）年9月上旬における公的言動の変化.....	94
第2節 旧教育基本法と教育勅語の関係説明の変遷.....	97
2-1 田中二郎氏旧蔵教育関係文書について.....	98
a、田中二郎について.....	98
b、田中二郎氏旧蔵教育関係文書について.....	98
2-2 旧教育基本法制定論議と教育勅語「処理」問題の検討.....	99
a、1947（昭和22）年1月19日付教育基本法案議会答弁資料.....	99
b、1947（昭和22）年3月12日作成第92回帝国議会に於ける予想質問答弁書・教育基本法案関係の部.....	100
c、小結.....	101
2-3 議会上の論戦と作成資料の比較検討.....	102
第3節 旧教育基本法成立後の教育勅語の取扱.....	106
第4節 小括.....	108
第5章 1948（昭和23）年6月19日の教育勅語国会決議に到る過程.....	112
第1節 教育勅語「処理」に関する新たなプレイヤーの出現について.....	112
第2節 教育勅語決議の成立過程.....	113
第3節 教育勅語決議を巡る報道統制.....	127
第4節 小括.....	131
終章 本研究の結論と今後の研究課題.....	134
第1節 本研究の結論.....	134
1-1 本研究によって捉え直した教育勅語「処理」過程.....	134
1-2 研究目的として設定した2つの視点に対する回答.....	136
a、各プレイヤー間の差異について.....	136
b、新たな未発の可能性について.....	136
第2節 今後の研究課題.....	137
引用・参考文献一覧.....	139

序章 研究目的と先行研究の概要

第1節 先行研究の概要と本研究の目的

本研究は被占領期、即ち、ポツダム宣言を受諾して日本が連合国に降伏してから1948(昭和23)年6月19日の衆議院「教育勅語等排除に関する決議」、参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」(以下、両方合わせて、教育勅語決議)に至るまでの「教育に関する勅語」(以下、教育勅語)の「処理」過程を扱ったものである。

被占領期における教育勅語「処理」過程については、これまでに多くの先行研究が積み重ねられてきた。それらの先行研究は、教育勅語「処理」過程の位置付けを巡って、主に研究視点の問題から、2つの潮流に整理することができる。

第一は、教育勅語の成立過程から始まる教育勅語展開史の一部として教育勅語「処理」過程を位置付けるものである。即ち、明治の徳育論争辺りを起点として、教育勅語の制定から終焉までを視野に入れる形で、教育勅語「処理」過程を位置付けるものである。この流れに位置づく先行研究としては、例えば、山住正巳、副田義也、久保義三、佐藤秀夫、小野雅章¹等を挙げる事が出来る。

第二は、被占領期教育改革の中で教育勅語「処理」過程を位置付けるものである。この流れについては、とりわけ、旧教育基本法の制定に関わる前史的に、あるいは、旧教育基本法との関係を強く意識する形で教育勅語「処理」過程を位置付ける趣が強い。この流れに位置づく先行研究としては、例えば、鈴木英一、三羽光彦、古野博明、杉原誠四郎、高橋史朗、貝塚茂樹²等を挙げる事が出来る。

本研究は、以上の2つの潮流の内、特に被占領期教育改革に限定して教育勅語「処理」過程を追うという形式を採用している事から考えて、後者の潮流に属する研究と位置付けられるだろう。

一方、被占領期の教育勅語「処理」過程研究を時系列の観点で見ると、以下の様に整理する事が可能である。

被占領期における教育勅語「処理」問題が本格的に研究対象となったのは、概ね1960年代に入ってからである。1950年代までは、教育勅語「処理」過程については、旧教育基本法成立後に作られた幾つかの解説書³で若干の言及が見られ、また、当事者による回顧的な教育勅語「処理」の経緯を記した論文⁴などが出されてはいたものの、未だ被占領期から日も浅い状況も加味されてか、本格的な研究対象とはなっていなかった。しかし、1960年代に入る頃から、次第に、被占領期教育改革を対象とする研究が行われ始める⁵。その中でも、東京大学教育学部を中心に、1958(昭和33)年から開始された戦後教育改革研究が最も大規模なものであると思われる。この研究は、1965(昭和40)年まで継続されたのち、1969(昭和44)年から1976(昭和51)年にかけて順次、書籍として発行されている⁶。一方、この時期、同時に教育勅語成立過程の研究も大きく進展していた事も見逃せない。梅溪昇『教育勅語成立史 天皇制国家観の成立 下』が2000(平成12)年⁷、海後宗臣『教育

勅語成立史の研究』の出版が1965（昭和40）年、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』の出版が1971（昭和46）年と、今日においても参照される教育勅語成立過程に関する主な研究が出揃っている。これらが象徴するように、1960年代以降、教育勅語に関する研究が本格化し始める。その中で、被占領期における教育勅語「処理」過程の研究が、まずは、その時点で公開されている日本側史料⁸と占領軍側史料を用いて行われたのである。

上記のように、1960年代から1970年代にかけて行われた研究においては、教育勅語「処理」過程を、教育勅語擁護を目論む日本支配層と教育勅語廃止を求める一部の民間勢力の対立という構図で捉えるのが基本であったと言える。例えば、鈴木は教育基本法の成立過程に関連して、「日本支配層の国体護持および教育勅語擁護の教育政策」⁹が変容、衰退して教育基本法が成立する過程と捉えている。また、堀尾輝久は、教育勅語体制から教育基本法体制の転換の経緯を「勅語に対する支配層の執念と、それに影響された国民の意識の根強さをあらためて思い知らされた」¹⁰と評している。このように被占領期の教育改革研究が行われるようになったのは、当時、「逆コース」とも呼ばれる状況から1955年体制が確立した後、日本社会党を中心とする革新勢力と自由民主党を中心とする保守勢力の対立が激化する中で、保守勢力を中心に戦後教育改革に対して根強い懐疑と不信を向けられていた事に対して、主に被占領期初期の教育改革を擁護するという構図がその背後にある。但し、一方で、杉原は、同時期に、本来、旧教育基本法は教育勅語を擁護する立場で制定されたものが後の衆参国会決議で旧教育基本法制定の趣旨に反する形で修正されたという見解を展開している¹¹。杉原の展開した主張は、その後、高橋や貝塚に継承されている。また、この時期、鈴木の手によって森戸辰男（以下、森戸）の教育観が一度詳しく検討されている¹²。

1970年代中盤以降、米国においてGHQ/SCAPの内部文書や占領軍スタッフの個人文書群が公開され始めた¹³事の影響により、被占領期に関する研究が大きく進展する中で、教育勅語「処理」過程の研究も大きな進展を見せる事となる。この時期の研究成果としては、主に民間情報教育局（以下、CI&E）やそのスタッフの文書を用いて、被占領期の占領教育政策の内実を明らかにした鈴木英一『日本占領と教育改革』や久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』、1948（昭和23）年6月19日の教育勅語決議の背後に民政局（以下、GS）の関与がある事を明らかにした高橋史朗「教育勅語の廃止過程」¹⁴、教育勅語「処理」の背後に国際問題がある事を指摘した三羽光彦「教育勅語の廃止決議」¹⁵などがある¹⁶。また、同時期に米国で出された研究については、やや遅れて日本に入って来た。これについては、例えば、西鋭夫『國破れてマッカーサー』がある。

更に、占領軍文書を用いた研究が本格化する少し前の1980（昭和55）年には、山住正巳が『教育勅語』を出版しており、先に述べた第一の潮流に属する戦前期の教育勅語通史とも言える研究が一方で展開されるようになる。尚、山住を批判的に継承しようとしたものに副田義也『教育勅語の社会史』がある。

1980年代以降、占領軍文書を用いた研究で教育勅語「処理」過程に対する占領軍の関与

の大きさが解明されたことによって、例えば、鈴木が衆参決議の成立を「主権在民思想の定着」¹⁷という認識から「米国を中心とする反ファシズム連合国の占領政策」¹⁸の成果という認識に修正しているように、少なくとも、1980年代以降の教育勅語「処理」過程研究においては多少の構図の変化が見られている。また、より広く見れば、占領軍文書群の公開によって、占領期改革全体についても、占領政策の日米合作の視点により注目されるようになって¹⁹。但し、鈴木は、1960年代の研究の時点で、既に衆参決議成立に「戦後改革の国民的主体の欠如」をうかがいしることができる²⁰とも評している。その点に着目すれば、1980年代の研究の進展は、1960年代初めから1970年代前半に展開された構図の延長上にあるとも評する事が出来る。従って、羽田貴史が指摘する、1970年代後半から1980年代にかけての研究は、それまでの構図を大きく変化させるものではなかった²¹との指摘には筆者も同意する所である。

このように、1980年代以降、主に占領軍側の文書を通じて教育勅語「処理」過程に関する研究、更に広くは、被占領期教育改革に関する研究も進展した。一方で、占領軍文書を用いた研究の進展に触発される形で、国立教育研究所（現国立教育政策研究所）の佐藤を中心に教育刷新委員会・審議会の議事録等の機関文書や改革当事者達の各種個人文書の収集が精力的に進められた結果、日本側の史料収集も進展することになった²²。

1980年代以降の被占領期教育改革に関する研究の進展は、概ね、1990年代後半で一つの区切りをつける事になる。教育勅語「処理」過程については、明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育改革通史』、久保義三『昭和 교육史 下』、高橋史朗『検証・戦後教育—日本人も知らなかった戦後50年の原点』、佐藤秀夫編『続・現代史資料(8)～(10) 教育 御真影と教育勅語1～3』、『戦後教育の総合評価』刊行委員会編『戦後教育の総合評価—戦後教育改革の実像』、鈴木英一・平原春好『資料 教育基本法50年史』、貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』等が主な成果として位置付けられよう。

しかし、被占領期における教育勅語「処理」過程の研究は、貝塚の『戦後教育改革と道徳教育問題』辺りを境に、今日まで停滞する状況となる。この点については、例えば、2018（平成30）年の発行である教育史学会編『教育史研究の最前線Ⅱ』においては貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』を基盤にし、同じく2018（平成30）年の発行である日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育』における教育勅語「処理」過程の記述²³は、1980年代から1990年代に行われた研究をほぼそのまま使用している事が象徴的である。

しかし、被占領期教育改革における教育勅語「処理」過程の研究は停滞していても、被占領期教育改革の研究全体が停滞していたわけではない。例えば、小野雅章『御真影と学校』に代表される御真影の処理過程研究など、現在も被占領期教育改革の研究は進展している。

とは言え、教育勅語「処理」過程の研究に限れば、「処理」過程全体を史料面で俯瞰している点においては、現在でも鈴木による研究が最も網羅的であると筆者は判断する。鈴木

は、占領軍の文書や占領軍スタッフの回想録などを広く進捗する事で、1980年代初頭までの時点ではよく判っていなかった戦後教育改革における CI&E 内部の動きを広く解明している。鈴木によって解明された事実の多くは、その後、1998（平成 10）年に刊行された『資料 教育基本法 50 年史』を合わせて、現在でも多くが有用である。

しかし、鈴木による研究にも問題点が少なくない。

まず、鈴木の研究は、教育勅語「処理」過程に大きな関心を寄せつつも、御真影や奉安殿、修身教科書問題なども手広く取り扱っているため、教育勅語「処理」過程を概観するには若干使いにくい。

また、鈴木は史料面においては GS の文書を殆ど用いていない為、GS が深く関与している教育勅語決議の成立過程に関しては、高橋²⁴や三羽²⁵、小野²⁶、貝塚²⁷の研究を参照せねばならない状況である。

そして、鈴木に限らず、1980 年代から 1990 年代前半に為された戦後教育改革研究の大半は、1970 年代後半に公開され始めた占領軍文書に依拠する部分が大きい反面、日本側の史料については 1970 年代までに収集されたものに依拠しているという問題もある。しかし、その後、日本側の史料発掘も進んでいる。例えば、本研究が用いている範囲で言えば、田中二郎氏旧蔵教育関係文書（以下、田中二郎教育文書）が 1998（平成 10）年に東京大学法学部にて公開されており、また、森戸辰男関係資料（以下、森戸文書）が 2000（平成 12）年に広島大学にて公開されている。さらに、占領軍側の史料にしてもプランゲ文庫の整理公開²⁸など、1980～1990 年代当時よりも史料研究が進展している。しかし、これらの新規史料は、まだ、教育勅語「処理」過程研究には殆ど反映されていない。

更に、旧教育基本法制定過程では、田中耕太郎（以下、田中（耕））が旧教育基本法の立案者であるとする鈴木的主張に対しては、その後、古野による修正が為されている状況を加味する必要がある。古野は、従来、田中（耕）の発案によるものだと考えられて旧教育基本法が、実の所は、田中（耕）自身の立案ではない可能性を指摘した²⁹。さらに、古野は被占領期教育改革初期の特に森戸と田中（耕）の論戦をつぶさに検討した結果、「教育勅語原理の相対化こそが田中（耕）文相の教育根本方針」³⁰であったとの知見を示している。古野のこうした研究は、例えば、田中（耕）が教育勅語の強力な「擁護者」であったと同時に旧教育基本法の立案者でもあるという状況を矛盾ととらえる立場から「田中文相は教育基本法制定の構想を抱き、その立案に着手し、実質的に勅語を否定しようとしていた」³¹といった形で田中（耕）を評せざるを得ない状況を修正する必要性を提起した。この必要性に対して、現在の所、最も直接的な回答を提示していると筆者が判断しているのが貝塚である。

貝塚は、杉原、高橋が提示していた旧教育基本法が元々は教育勅語の否定を意図して制定されたものではないという視点を継承しつつ、旧教育基本法制定過程研究で古野が提示した田中（耕）の「教育勅語相対化」を取り込んだ上で、1946（昭和 21）年 10 月 8 日付文部次官通牒が文部省、教刷委、CI&E の 3 者による「合意点」であることを提示し、合わ

せて、従来、対立的に捉えられていた教刷委内での教育勅語論議にそれ程大きな違いがない事を提示した³²。貝塚の研究は、これまでの教育勅語「処理」過程研究が良くも悪くも55年体制の枠内に留まっていた状況を塗り替えた点に大きな意味がある。しかし、貝塚の関心は、より上位に被占領期、及び、戦後の道德教育問題があり、その為に、特に従来、「守旧対革新」の構図で捉えられがちであった日本側の各プレイヤー³³の教育勅語観の共通性を指摘した点には大きな意義があると筆者は考えている。しかし、一方で、教育勅語「処理」過程を政治過程的に捉える場合は、そうした貝塚の評価を踏まえても尚、各プレイヤーの教育勅語「処理」論の差異、とりわけ、共通した教育勅語観を持ちつつも政策論としては対応が食い違っている点に目を向ける必要性を喚起するのである。但し、そこで喚起されている差異は、最早、教育勅語擁護を目論む日本支配層と教育勅語廃止を求める一部の民間勢力の対立というような構図で捉えられるものではなく、むしろ、従来、教育勅語擁護を目論む日本支配層とされてきた各プレイヤー間の差異にも目を向ける必要性を喚起しているのである。

先行研究を巡る以上の状況を踏まえて、本研究における研究目的を提示する。

まず、本研究は本章第1節において指摘したように、1990年代以降の史料研究の進展を加味した上で、教育勅語「処理」過程の捉え直しを試みるのが目的である。それによって、教育勅語「処理」過程について、これまでの研究では不鮮明だった部分の幾つかを確定させる事が可能であると考えている。

加えて、本研究では、さらに政治過程的視点として以下の2つの視点に留意して教育勅語「処理」過程の捉え直しを試みる。

第一に、本章の第1節にて述べたように、本研究は教育勅語「処理」過程を、被占領期という特殊な状況下を踏まえつつも、それでも尚、それぞれのプレイヤーが相応に明確な批判を衝突させていった相互作用の結果として形成されていったものとする視点である。これについては、占領した者とされた者の関係として語られる事がこれまで多かった³⁴。また、占領した者の間にある緊張関係にも一定の蓄積がある³⁵。本研究では、それらの蓄積に加えて、占領された者の間で行われた批判の衝突といった点についても、従来「教育勅語擁護を目論む日本支配層」とされる事の多かった各プレイヤー間の差異に注視していく事で、より複雑な相互作用の様相を浮かび上がらせる事が出来ると考えている。

第二に、第一の点から派生して教育勅語「処理」過程にある未発の可能性を丹念に掬い上げるという視点である。本視点については、既に、公民教育構想や新教育勅語渙発論等、多くの未発の可能性が指摘されてきたが、1990年代以降の史料研究の進展を加味して教育勅語「処理」過程を捉え直すことで、まだ、指摘されていない未発の可能性を幾つか指摘することが可能だと考えている。

以上が、本研究の目的である。

第2節 教育勅語の「処理」過程という表現について

被占領期における教育勅語に関する研究については、第1節で見たように、多くの先行研究が積み重ねられてきたが、これまで「排除過程」(高橋史朗)、「処置問題」(小野雅章)、「廃止過程」(池田哲之)、「未完の終焉」(佐藤秀夫)、「教育勅語問題」(貝塚茂樹)、「原理的排除、廃止過程」(三羽光彦)など、様々な表現が用いられてきた³⁶。その中でも、佐藤秀夫は「未完の終焉」と名付けた理由を「明確な批判に基づく主体的な克服とはならなかったと判断せざるを得ない」³⁷としている。この佐藤による理由付けの説得力もあってか、現在では、概ね教育勅語終焉史と呼ばれることが多い。

確かに、佐藤が指摘するように、被占領期における教育勅語「処理」に「未完の終焉」と呼ばざるを得ない面はある。しかし、一方で、当時の文部省、とりわけ、田中(耕)は、本論第3章補章にて詳述するが、教育権の独立論を背景にした教育勅語相対化論を展開して占領軍、あるいは、新教育勅語渙発を主張する勢力と対峙している。このような点に着目すれば、佐藤の「明確な批判に基づく主体的な克服とはならなかった」という評価は、少なくとも「明確な批判に基づく」、あるいは、「自主的にその問題性を認識し」³⁸という部分については、後世からの結果論に過ぎないのではないかと筆者は考える。加えて、「主体的な克服」、あるいは、「他律的で曖昧な「なし崩し」の廃止政策がとられた」³⁹という点についても、留保が必要であるように思われる。

被占領期において、教育勅語に関わった主なプレイヤーとしては、文部省(歴代文部大臣)、占領軍(CI&E、GS)、教育刷新委員会(以下、教刷委)等が挙げられるが、そもそも、被占領下という特殊な状況下においては、これらの各プレイヤーは、決して対等な関係ではなかった。即ち、第二次世界大戦に敗北し、連合国軍の軍事占領下に置かれて主権の制限された日本政府に属する文部省と、日本の統治のために進駐してきた占領軍の間では、占領軍が日本政府に対して拒否権を行使できる関係であり、しかして、日本政府に対して絶対的に優位な関係にあった占領軍もまた、連合国本国、とりわけ、米国本国との関係では拒否権を行使される関係だった。このような、各プレイヤーの立場の強弱を踏まえれば、佐藤がいう所の日本政府による「主体的な克服」の指す「主体的」は、被占領期にあってはより絶対的に強い主体に容認された範囲内に限定されると想定せざるを得ないのである。言い換えれば、弱い立場のプレイヤーの主張がより強いプレイヤーに容認されなかった場合、弱い立場のプレイヤーは他律的にならざるを得なくなるのである。しかし、それは他律的になった側に明確な批判意識が存在していないという事を意味するものではないと筆者は考える。弱い立場のプレイヤーが相応に明確な批判意識、即ち、理を持っている場合も少なくないのは当然のことであり、従って、本研究においては、弱い立場のプレイヤーが持っていた明確な批判を丹念に拾い上げていく必要があると考えるのである⁴⁰。

以上の理由から、本研究では、肯定的であれ否定的であれ、ポツダム宣言の受諾から教育勅語決議までを必然として想起してしまいやすい、「終焉」、「廃止」、「排除」という表現を用いない。

一方で、「処置」（小野）、あるいは、単に「問題」（貝塚）という表現であれば、上記のような必然として想起してしまいやすい状況を回避する事は出来る。しかし、本研究では弱い立場のプレイヤーが持っていた相応に明確な批判のそれぞれを丹念に拾い上げていく必要があると考える関係上、それらの表現を採用する事には問題がある。

そもそも、教育勅語は、大日本帝国憲法第 55 条に規定される法律勅令、及び、国務に関わる詔勅が必要とする国務大臣の副署を持っていない「社会上の君主の著作公告」（井上毅）である。その為、本来は日本国憲法第 98 条第 1 項に規定する違憲詔勅には該当しない⁴¹。教育勅語は、1890（明治 23）年 2 月の地方長官会議における徳育振興に関する議論を直接的な契機として、1890（明治 23）年 10 月 30 日に明治天皇より文部大臣に下賜された勅語である。教育勅語は、当初、帝国大学文科大学教授であった中村正直の手によって起草されるも、この草案は法制局長官の任にあった井上毅の批判によって採用されず、次いで、井上自身が草案の起草を行い、途中から元田永孚が協力、後、起草を引き継いで作り上げられた。

しかし、教育勅語は下賜されると直ちに官報に全文が掲載され、次いで、全国学校に対する膳本の一律下付と式日等に奉読すべき旨が文部省より指示されるという経緯がある。この式日に教育勅語を奉読するという行為は、翌 1891（明治 24）年 6 月の「小学校祝日大祭日儀式規程」⁴²によって、法規として確立している。このように、単体としては天皇の勅に過ぎなかった筈の教育勅語が、後にその他の詔勅類によって次第に法的拘束力を強められた結果、1941（昭和 16）年の国民学校令では遂に第一条にて「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リ」、国民学校令施行規則第一条の一に「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ」、その他、中等教育の各学校令にも同様な表現が盛り込まれて、学校教育全体を拘束するものとなるに至った。被占領期における教育勅語は、こうした法的な最高規範性を付与されてしまった教育勅語と、しかして、それ単体では天皇の勅に過ぎない教育勅語をどのような理を以て処する、即ち、「処理（treatment）」するかという問題もあったのである。

以上の点については、本論にて詳述するが、筆者は、日本政府（歴代文部大臣）、占領軍（CI&E、GS、及び、各スタッフ）、教刷委、その他各々のプレイヤーが、上記のような状態にあった教育勅語に対して、それぞれ相応の理を以て批判を行っていた事が、結果として、「主体的な克服とはならなかった」事態を引き起こしたのではないかと考えている。これは、言い換えれば、この時期に主体的な克服とならなかったのは、教育勅語を巡って各プレイヤーの理と理が衝突し合った結果と見做した方がより良いという事である。従って、各プレイヤーの理と理が衝突したという構図が見えにくくなる「処置」や「問題」の表記も、本研究では用いない。

これらの理由により、本研究では、教育勅語「処理」過程という表現を採用した。

第3節 研究方法-本論文の構成と主に使用する史料-

3-1 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

第1章では、前田多門（以下、前田）文相が展開した教育勅語「処理」論や公民教育構想を中心に、主として1945（昭和20）年代の教育勅語「処理」過程を扱う。その際には、勝田守一の回顧などで言及されつつも、史料上ではよく解っていなかった公民教育刷新委員会第二号答申の修正状況について、田中二郎教育文書などを使用して提示する。

第2章では、1945（昭和20）年12月頃より、占領軍を中心に本格的な模索が開始された新教育勅語換発論が、主張を担うプレイヤーとその性質を変化させながら1946（昭和21）年10月に放棄されるまでの経緯を扱う。

第3章では、1946（昭和21）年6月中旬以降の教育勅語「処理」問題の再燃が、1946（昭和21）年7月16日のニッポンタイムズ報道によって急転し、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒へと到るまでの経緯を扱う。この中でも、特に、1946（昭和21）年7月16日ニッポンタイムズ報道が議会論戦の報道としては不正確であった事などを議会答弁と記事を比較し、かつ、この不正確さが教育勅語「処理」過程に齎した影響がどのようなものであったかを中心に論じる。その後、教刷委議事録などに現れる表現を追いながら、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒の立案開始がいつの時点であったかの比定も試みつつ、成立過程を論ずる。

尚、第3章補論として、被占領期における教育勅語「処理」過程において、1946（昭和21）年以降、教育勅語「処理」過程の重要な局面では必ず相対し、かつ、重要な役割を果たす事になった田中（耕）と森戸の教育勅語「処理」論を比較する。両者の「処理」論の共通性と相違性を比較する事で、被占領期における教育勅語「処理」を巡る対立軸が明らかにされると考えるからである。

第4章では、まず、旧教育基本法制定のイニシアティブについて、オア（Mark T. Orr）のインタビューを手がかりに検討した後、旧教育基本法と教育勅語の関係についての説明が変容する様子を旧教育基本法と教育勅語に関する回答のある1947（昭和22）年1月19日案と1947（昭和22）年3月12日の議会想定問答書から論ずる。加えて、旧教育基本法成立後の教育勅語に対する扱い方を文相に就任した森戸の答弁から浮かび上がらせる。

第5章では、1948（昭和23）年6月19日の教育勅語決議について、GSが教育勅語「処理」過程に参入してくる経緯を概観した後、主に国会における議論を追いながら教育勅語決議の成立過程を把握する。さらに、教育勅語決議を巡る報道統制について、プランゲ文庫中に残る新聞検閲ゲラを用いて明らかにする。

3-2 主に使用する史料

本論文では、占領軍側の史料としては、主に GHQ/SCAP Records、Joseph C. Trainor Collection、Justin Williams Papers、Gordon W. Prange Collection（以上、全て国会図

書館憲政資料室)などを用いている。一方、日本側では、主に田中耕太郎旧蔵教育関係文書(国立教育政策研究所)、田中二郎氏旧蔵教育関係文書(東京大学法学部)、森戸辰男関係史料(広島大学文書館)などを用いている。その他、安倍能成文書(東京大学社会科学研究所)、戦後教育改革資料(国立教育政策研究所)、辻田力旧蔵資料(国立教育政策研究所)、勝田文書(東京大学教育学部)などを補足的に使用している。

尚、本論文においては、国会議事録についての引用を、全て国会図書館が提供する帝国議会会議録検索システム(<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>)及び、国会会議録検索システム(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)によっている。脚註の煩雑さを回避する為に、この両史料中の出処については発言番号のみを示した。

また、註にて引用する文献については、同一章内での重複については「同上(書)」、「前掲(書)」を使用しているが、参照の煩雑さを回避すべく、章を替える毎に書名等を改めて振り直している。

さらに、本論文中で載せている英文史料の訳は、筆者による訳であるが、訳の際には鈴木、貝塚、古野などの先行研究者の訳⁴³を参照している。

¹ 順に、山住正巳『教育勅語(朝日選書)』朝日新聞社、1980年。副田義也『教育勅語の社会史』有信堂、1997年。久保義三『昭和 교육史 下』三一書房、1994年。佐藤秀夫編『続・現代史資料(8~10) 教育御真影と教育勅語 1~3』みすず書房、1994年~1996年。小野雅章「戦後教育改革における教育勅語の処置問題」『教育學雑誌』22号、1988年。尚、久保、小野については、その後の研究が昭和戦前期に向かった点を考慮している。

² 順に、鈴木英一『教育行政(戦後日本の教育改革 3)』東京大学出版会、1970年。鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、1983年。鈴木英一・平原春好『資料:教育基本法 50年史』勁草書房、1998年。三羽光彦「教育勅語の廃止決議」『教育』36巻7号、1986年。日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育』世織書房、2018年。古野博明『田中(耕)文政の発足と教育改革立法の生成過程-1946(昭21)5月下旬~9月上旬-』北海道教育大学旭川校学校教育講座教育学教室、2001年。古野博明「教育基本法成立の始原」『北海道教育大学紀要(第1部C)』43巻2号、1993年。古野博明、「教育基本法成立史再考」『教育學研究』65巻3号、1998年。杉原誠四郎『教育基本法-その制定過程と解釈-増補版』文化書房博文社、2002年。杉原誠四郎『教育基本法の成立-「人格の完成」をめぐる-新装版』文化書房博文社、2003年。高橋史朗「教育勅語の廃止過程」『占領教育史研究』1号、1984年。高橋史朗『検証 戦後教育-日本人も知らなかった戦後 50年の原点』モラロジー研究所、1996年。貝塚茂樹『戦後教育改革と道德教育問題』日本図書センター、2001年。貝塚茂樹『天野貞祐』ミネルヴァ書房、2017年。

³ 例えば、藤原喜代蔵『教育基本法精義』日本経国社、1947年や辻田力・田中二郎監修、教育法令研究会著『教育基本法の解説』国立書院、1947年等を参照の事。

⁴ 代表的なものとしては、田中耕太郎「教育勅語の運命」『心』10巻2号、1957年。

⁵ 筆者が搜索しえた範囲でいえば、教育勅語「処理」に関する単独の研究は、阿部武司「教育勅語終焉の経緯」『教育學雑誌』2巻、1968年が最も早い。

⁶ この経緯については、海後宗臣編『教育改革(戦後日本の教育改革 I)』東京大学出版会、1975年、序言、を参照の事。

⁷ 但し、この著作の基となる博士論文の作成は1961(昭和36)年の為、本論文では取り上げた。

⁸ 例えば、本研究でも用いている『戦後教育資料』は1965(昭和40)年に公開されている。

⁹ 鈴木、前掲書、1970年、P.4。

¹⁰ 山住正巳・堀尾輝久『教育理念(戦後日本の教育改革 2)』東京大学出版会、1976年、P.459。

¹¹ 杉原、前掲書、2002年、P.66~67。尚、この記述は、基本的に当該書籍が出版された1972年当時の記述のままであり、後の研究によって見解が変わった部分は別途注記されている。

¹² 鈴木英一「戦後日本の教育改革思想--とくに自由主義的知識人の戦前教育批判とその形成基盤について」『北海道大学教育学部紀要』10号、1964年。しかし、この時鈴木が行った検討については、上記の思考枠組みに基づく検討であったことに加え、55年体制下で、かつ、最も政治的対立が深刻化していた時期

であった事も重なった結果、現在では必ずしも有効な判断枠組みを用いていないと筆者には感じられるところである。

¹³ 例えば、GHQ/SCAP Records は 1974 (昭和 49) 年に米国で秘密指定が解除された後、日本では 1978 (昭和 53) 年度より国会図書館が収集作業を開始している。詳しくは、国会図書館当該ページ

(<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/GHQ.php>) を参照の事。(2018 年 11 月 29 日確認)

¹⁴ 高橋、前掲。

¹⁵ 三羽、前掲。

¹⁶ その他、黄色稔江「戦後の教育理念をめぐる教育基本法と教育勅語の関係について(III 研究報告)」『日本教育行政学会年報』9 号、1983 年などもある。

¹⁷ 鈴木、前掲書、1970 年、P.179。

¹⁸ 鈴木・平原、前掲書、1998 年、P.50。

¹⁹ この点については、例えば、五百旗頭真が被占領期の改革を三つに分類しているのが参考になる。詳しくは、五百旗頭真「占領改革の三類型」『レヴァイアサン』6 号、1990 年を参照の事。

²⁰ 鈴木、前掲書、1970 年、P.179。

²¹ 藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育史像の再構築(教育学年報 6)』世織書房、1997 年、P.216~217。

²² これについては、1983 (昭和 58) 年より『戦後教育改革資料』として当時の国立教育研究所より目録などの刊行が開始され、2009 (平成 21) 年の『戦後教育改革資料 20』まで続いた。

²³ 日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編、前掲書、第三章。但し、本書では、何故か貝塚の研究が全く参照されていない。

²⁴ 高橋、前掲。

²⁵ 三羽、前掲。

²⁶ 小野、前掲。

²⁷ 貝塚、前掲書、2001 年。

²⁸ 本研究で用いたプランゲ文庫検閲新聞ゲラは、2015 (平成 27) 年度より国会図書館にて閲覧可能となっている。詳しくは、国会図書館当該 HP を参照の事。<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/Prange.php> (2018 年 11 月 29 日確認)

²⁹ 古野博明「教育基本法成立の始原」『北海道教育大学紀要(第 1 部 C)』43 巻 2 号、1993 年。但し、古野が本研究を行っていた時は、まだ、森戸辰男関係資料が公開されていない点に留意。

³⁰ 同上。

³¹ 鈴木、前掲書、1983 年、P.207。

³² 貝塚、前掲書、2001 年、第一部第五章。

³³ 政治過程論では、一般的には主体、もしくは、アクターと呼ばれる事が多いが、本研究においては、アクター間の絶対的な拒否権の差に着目する意図も込めてプレイヤーという表現を用いる。

³⁴ 例えば、袖井林二郎『占領した者された者』サイマル出版会、1986 年、I-1 等を参照の事。

³⁵ 同上書。

³⁶ そこまでに挙げた先行研究は、順に、高橋史朗「教育勅語の排除過程」『占領教育史研究』1 号、1984 年。小野雅章「戦後教育改革における教育勅語の処置問題」『教育學雑誌』22 号、1988 年。池田哲之「教育勅語の廃止過程にみる戦後教育改革の一断面」『鹿児島女子短期大学紀要』37 号、2002 年。佐藤秀夫『続・現代史資料(10) 教育 御真影と教育勅語 3』みすず書房、1996 年。貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター、2001 年。日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育』世織書房、2018 年。

³⁷ 佐藤、同上書、P.1。また、佐藤秀夫『続・現代史資料(8) 教育 御真影と教育勅語 1』みすず書房、1994 年の方では御真影や学校儀式も合わせた天皇制教育について「当時の日本政府の対応は、著しく自覚性を欠いた、煮えきらないものであったと見ざるを得ない。～中略～戦後被占領下にあった文部省など政府当局が自主的にその問題性を認識し、その立場から自主的に是正措置を公然ととったことは、ほとんどなかったといつてよいだろう。」とした上で、「明確な「自己批判」不在のままの、時の流れに対応すべく他律的で曖昧な「なし崩し」の廃止政策がとられたことを明示するのにふさわしい名称として、「未完の終焉」という表現にしたとしている。佐藤秀夫『続・現代史資料(8) 教育 御真影と教育勅語 1』みすず書房、1994 年、P.44~45。

³⁸ 同上書、1994 年。

³⁹ 同上書。

⁴⁰ この点については、袖井が「下から改革を捉えかえす自主性が、占領された側にどれだけあるかで改革の内容の豊かさは定まるのだし、それが根づくかどうかも決まる。」と指摘している事を改めて確認しておく必要がある。袖井、前掲書、1986 年、P.31。

⁴¹ 一方で、戊申詔書、国民精神作興ニ関スル詔書、青少年学徒ニ賜ハリタル勅語等は、大日本帝国憲法

に規定される政務詔勅の体裁を満たしている為、ここでは主たる問題となっていない。但し、後の衆参決議では教育勅語と合わせる形で失効、排除が確認されている。

⁴² 尚、本規程は最終的に国民学校令施行規則第 47 条へと姿を変えて第二次世界大戦の終戦を迎えることとなっている。

⁴³ 鈴木、前掲書、1983 年、及び、鈴木・平原、前掲書、1998 年、貝塚、前掲書、2001 年、古野博明『田中（耕）文政の発足と教育改革立法の生成過程 - 1946（昭 21）5 月下旬～9 月上旬 - 』北海道教育大学旭川校学校教育講座教育学教室、2001 年。

第1章 戦争終結直後の教育勅語「処理」問題 - 公民教育刷新問題と関連して

本章は、ポツダム宣言を受諾して無条件降伏した直後の1945(昭和20)年8月後半から、公民教育刷新委員会の答申が出された1945(昭和20)年末までの日本側の自主教育改革路線と占領軍の神道指令の作成過程を中心に、教育勅語「処理」を巡って日本政府とGHQ/SCAPで教育勅語「処理」問題を扱うことになったCI&Eとの間で行われた駆け引きの様相を、主に岸本英夫日記(以下、岸本日記)やGHQ/SCAP recordsを用いて明らかにすることを目的とする。

1945(昭和20)年8月14日のポツダム宣言受諾以後、日本側は急速に戦時体制を解除する一方で、ポツダム宣言が日本の教育に対して何も言っていないとの解釈の下、自主的に教育改革に着手する。その中で、前田によって展開されたのが教育勅語謹読論である。1945(昭和20)年10月頃より唱えられ始めた教育勅語謹読論は、国体明徴運動以後、皇国民育成を強調する方向に傾いていた教育勅語の解釈に対して、教育勅語の第2段の徳目を基に、国民育成よりも人間育成を強調する解釈に変更するものであった。

前田の教育勅語謹読論は、一方で、GHQ/SCAPの動向を見ながら展開されたものでもあった。この時期、GHQ/SCAPは、後に四大教育改革指令と呼ばれることになる4つの教育に関する指令を相次いで出しているが、その内の「国家神道、神社神道ニ対する政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(いわゆる、神道指令)と「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」(いわゆる、三教科停止指令)が、教育勅語と密接に関係する指令であった。前田の教育勅語謹読論は、これらの指令を巡って繰り広げられたCI&Eと文部省の暗闘を背後に展開されたのである。

第1節 国体護持の教育政策における教育勅語「処理」

1945(昭和20)年8月15日の終戦以後、日本は急速に戦時体制を解除していった。ポツダム宣言受諾が国民に公表された同日の1945(昭和20)年8月15日付の文部省訓令第5号において、文部大臣の太田耕造は「各位ハ深く此ノ大詔ノ聖旨ヲ体シ奉リ国体護持ノ一念ニ徹シ〜中略〜教学ヲ荆棘ノ裡ニ再建シ国力ヲ焦土ノ上ニ復興シ以テ深遠ナル聖慮ニ応ヘ奉ランコトヲ期スヘシ」¹と訓示している。その後、戦時体制を解除した後をどうするかについては、終戦から一か月が経過した1945(昭和20)年9月15日に「新日本建設ノ教育方針」と後に題される方針が発表される事となった。ここでは、「新教育ノ方針」として以下のような方針が記されている²。

一 新教育ノ方針 大詔奉体ト同時ニ従来ノ教育方針ニ検討ヲ加ヘ新事態ニ即応スル教育方針ノ確立ニツキ鋭意努力中デ近く成案ヲ得ル見込アルガ今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努

ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ
深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ智徳ノ一般水準ヲ昂メテ世界ノ進運ニ貢献スル
モノタラシメントシテ居ル

以上にあるように、被占領期の最初の教育改革は、まず以て、国体護持の方針の下で展開されることになったのである。こうした方針の下で、最初に文部大臣として、教育改革の音頭を取ったのが、前田である。

前田は、戦前期より社会教育や公民教育において業績があり、また、1938（昭和13）年から太平洋（大東亜）戦争勃発までニューヨーク日本文化会館館長を務めた人物である。このような経歴を有していた為か、1945（昭和20）年8月18日、東久邇宮内閣において文部大臣に就任し、続く幣原内閣においても文部大臣を務めるが、戦時中に新潟県知事就任に伴って就任した大政翼賛会地方支部長の経歴が公職追放の要件に該当する可能性大となった為、1946（昭和21）年1月4日、後任に安倍能成（以下、安倍）を推薦して文部大臣を辞職する事になった³。

前田は、ニューヨーク日本文化会館館長を務めていた時に、多くの米国人と知己を得ている。その中でも特に、占領軍において最初に CI&E の教育課長に就任したヘンダーソン（Harold G. Henderson）とは、既に友好関係があった⁴事によって、初期の占領政策は、一方で四大教育指令に代表される厳しい措置が取られつつも、他方で、文部省と CI&E の間では、前田とヘンダーソンの友好関係を基盤とした、日本側に有利ともいえる協調的な関係が構築されていく事になる。

前田は1945（昭和20）年8月18日に文部大臣に就任して以降1945（昭和20）年10月15日の新教育方針中央講習会訓示に至るまで、新聞・ラジオなどを通じて国民向けにいくつかの談話を発表している。それは1945（昭和20）年8月18日の文相就任談話（翌日、新聞に掲載）に始まり、1945（昭和20）年8月27日放送「少国民へ告ぐ」、1945（昭和20）年9月9日放送「青年学徒へ告ぐ」、1945（昭和20）年10月2～5日にかけて朝日新聞に連載された座談会「アメリカ民主主義」における発言である。1945（昭和20）年10月15日の訓示を検討する前に、これらの中から国体及び教育勅語関連の内容を抜き出してみる。

まず、8月18日の文相就任談話では、「戦後教育の大本」として以下のように述べている⁵。

わが国は今後ポツダム宣言を履行せねばならぬが、ポツダム宣言には教育の事については一句も云々してゐないしふれてゐない、宣言をそのように広義に解釈出来るとすればわが方としては一日も早く態勢をはつきりときめてかゝつて毅然たる態度を持し、先方の誤解を解かねばならない、教育の大本は勿論教育勅語をはじめ戦争終結の際に賜うた詔書を具体化していく以

外にあり得ない、その線に沿って今後教育の諸問題を解いていきたい

ここでは、教育勅語及び終戦の詔勅の具体化を今後の教育政策方針にすることが表明されている。この際、「具体化していく以外にあり得ない」という表現を採っていることには注目を要する。これは、終戦の詔勅がある以上、政府としてはそれ以外の改革方向を模索するのは不可能であるという状況の下で、改革の音頭を取る前田の覚悟を表していると思解するのが妥当であると思われる。

次に、1945（昭和 20）年 8 月 27 日の放送を読んでもと、教育勅語には直接触れていないものの「三つの大事なこと」の第一として、国体について以下のように述べている⁶。

天皇陛下の有難いことを悟ってその仰せによく従ひ、思召しのみまゝに動くことです。今度のやうな戦のやめ方は他の国では真似の出来ないこと、如何に昨日までみんなが一心不乱に敵と戦つても、一度び天皇陛下の御仰せがあつて戦を止めよと仰れば、みんな文句なしにやめてひたすら陛下のみことのりに従ふ、これが日本の国柄のよいところであります。今後どんなに苦しいことがあつても国民がこのやうに天皇陛下の思召に一筋に従ふということがある間は、この国は大丈夫であります。またかやうな立派な天皇陛下をいただいているわが国としては、外国とつき合つても他の国を苦しめたりこれと争つたりすることをしないで、国々が互に力を併せ一緒になつて共に楽しむやうに務むべきであります。

次に、1945（昭和 20）年 9 月 9 日の放送では以下のように述べている⁷。

第一に考へねばならないことは、国体の護持である。諸君は、今回、終戦大詔の渙発につき、不幸な出来事のうちに、国体の有難さを見出されたであらう。聖断一決、戦をやめよと、一度陛下が仰せ出されれば、国民は、立場と意見の相違を捨て、みな、詔を承りては必ず謹むといふ実を示した。若し、かやうな国柄でなかったら、このやうな場合に、如何なる混乱が起り、それでこそ、一国を全然焦土に化して、再び起ち得ざるの帰結に至つたかも知れないのである。この特殊な国柄こそは、わが国を、危機一髪のうちに滅亡より救ひ、民主に安定を与へ、今回帝国議会開会式の御詔語に御示しになつた「平和国家を確立」する所以であることを、恰かも、暗夜に燈火の輝く如く、偶々、今回の危機に際して、吾人は深く悟り得たのであります。

ここでは、国民（児童・生徒）に対して、まず何よりも「天皇陛下の有難いことを悟り、天皇陛下の「仰せによく従ひ、思召しのみまゝに動く」ように呼びかけている。そうする動機付けとして、「聖断一決、戦をやめよと、一度陛下が仰せ出されば、国民は、立場と意見の相違を捨て、みな、詔を承りては必ず謹むといふ実を示す」という極めて「特殊な国柄」によって日本の滅亡から救われたのだという事実を挙げている。前田は、この事を通して、今後も「国体護持」が必要であることを訴えたのである。

ここまでは、総じて敗戦による動揺を引き締める為の活動であったと言って良いだろう。そして、先に言及した「新日本建設の方針」が出された後、いよいよ、戦後教育方針をどうするかという問題に向き合うことになるのである。

前田が教育勅語の「処理」について初めて言及したのは1945（昭和20）年10月2日から5日にかけて連載された「アメリカ民主主義」と題する座談会においてである。前田は、1945（昭和20）年10月4日に掲載された部分において、以下のように発言している⁸。

日本の国体の下にあるデモクラシーは、いはゆる一君万民で、義は君臣にして情は父子なりといふところにあるので、上代の君主と臣民の間というものは実に近くて和やかなものがあつた。それが封建時代になつて、いろいろの形式的なもの、威嚇的なものに曲げられ、また最近戦争になつて非常に窮屈な、そして排他的な一つの軍国主義的な国家主義といふものが出たために、曲げられてゐる点がある。この歪みを取れば、結局教育勅語に還る、更にいへば五箇条の御誓文に還る、教育勅語といふものを本当に見直して、謹読して実行に移して行かなければならぬのぢやないかと思ふ、あれはやはり一つのデモクラシーをお示しになつてゐるその趣旨は何だといふと、つまり国民であることはもちろん大切なことであるが、国民であるとともに人間でなければならぬといふことをお示しになつたのだらうと思ふ、人間であるといふ点が閉却されてゐたことが、今までの教育の非常な欠陥であつた、二十歳前後の人に植ゑつけなければならぬ点は、人間教育といふことである、この点では多少僕ら年寄り一明治の教育を受けたものがお手伝ひができるのぢやないかと思つてゐる

前田はまず、日本のデモクラシーを「いはゆる一君万民で、義は君臣にして情は父子なりといふところにある」と規定した上で、その理想は上代には実現されていたと述べている。ところが、その理想は封建時代から最近の戦争に至るまでに歪められてしまったとする。従つて、この歪みを取り去り、教育勅語及び五箇条の御誓文の理想に還るべきであると主張する。そして、その為には「教育勅語といふものを本当に見直して、謹読して実行に移して行かなければならぬ」と教育勅語を謹読する必要性を説いた。また、教育勅語を謹読すれば今まで教育勅語から見落とされてきたこと、即ち、「国民であることはもちろん大切なことであるが、国民であるとともに人間でなければならぬといふこと」が見えてく

るといふことも述べている。尚、教育勅語を五箇条の御誓文と同列に置く主張は、田中(耕)が前田との会談の際に使用したと思われる「教育改革私見」⁹⁾にも見られる主張である。

この教育勅語を謹読し実行に移すべきとする教育勅語謹読論は、1945(昭和20)年10月15日に開催された新教育方針中央講習会においても引き続き表明されている。そこでは、「吾々が教育界より一掃せねばならぬものは、軍国主義と極端狭隘なる国家主義である」としたうえで、教育勅語について以下のように述べる¹⁰⁾。

今日「道義の昂揚」と言ふことが強調せられておりますが、若しそれが敗戦の結果武装解除せられたので、余儀なくたてられた方策かの如く道義昂揚が説かれますならば、まこと情けない話であつてそれは肇国の精神にも反する事となるのであります。

茲に於て吾人は茲に改めて教育勅語を謹読し、その御垂示あらせられし所に心の整理を行わねばならぬと存じます。教育勅語は吾々に御諭し遊ばされて、吾々が忠良なる国民となる事と相並んで、よき人間となるべきこと、よき父母であり、よき子供であり、よき夫婦であるべき事を御示しになつてをります。即ち国民たると共に人間として完きものたる事を御命じになつてをります。然るに近年教育が国民たると共に一個の人間とならねばならぬ事につき、問題を等閑に付した事が、最近道義頹廢の原因にもなつてゐると思ふのでありまして、今後の教育としては先づ個性の完成を目標とし、立派な人格がその包蔵する奉公心を發揮して、国家社会に対する純真なる奉仕を完うするやう、導いて行かねばならぬと思ひます。個性の完成には自由の存在が必要であります。然し謂ふ所の自由とは決して自恣放縦を指すのではないのでありまして、常に厳肅なる責任觀念に裏付けられねばならぬのであります。

ここでは、「道義頹廢」に対する対応策という形で教育勅語謹読論を展開している点に注意を要する。前田は、教育勅語の第2段の内容を示しながら、教育勅語は本来「国民たると共に人間として完きものたる事を御命じに」なっているとした上で、近年の教育では「一個の人間とならねばならぬ事」が等閑に付された事が問題であつたと述べる。従つて、今後の教育については、「個性の完成」を第一の目標とする必要があると述べている。そして、そのためには、「厳肅なる責任觀念に裏付けら」れた自由も保障すべき事を合わせて述べている。

この講習会における前田の主張は、先の座談会におけるそれに比べて、より個性の完成、即ち、人間教育に重きが置かれているという点で主張の特色が見られる。特に、国民教育との兼ね合いにおいて、教育勅語では「国民たると共に」といって並列関係にあると示唆しつつも、実際の教育方針においては人間教育の方を優先し、その後に国民教育が行われるようにする必要があるとしている点に前田の主張が表れているとみるべきだろう。

前田の教育勅語「処理」構想は、以上のように教育勅語謹読論という形で展開されるこ

とになったのだが、それは国体護持という政府の既定方針の枠があつてこそのものであつた。これは教育政策上においては、教育勅語体系をそのまま維持し続けるという使命が課されている事を意味する。それが、前田に「教育の大本は勿論教育勅語をはじめ戦争終結の際に賜うた詔書を具体化していく以外にあり得ない」と言わしめた最大の理由であつた。しかし、戦争に負けたことで、国体明徴運動以来の教育方針はその正当性を喪失しており、その為、一方では早急に新たな正当性創出しなければならないという状況でもあつた。この2つの困難かつ相反する課題に直面した前田が提示したのが、教育勅語謹読論であつたと言えよう。それは、国体明徴運動下において、教育勅語が「皇国の道」に象徴されるような、国民教育の目標として解釈されたことに鑑みれば、ある意味当然の解決策であつたと言えよう。

前田の教育勅語謹読論は、1945（昭和20）年11月27日より開始された第89帝国議会上においても展開されている。

1945（昭和20）年11月30日の衆議院本会議において、前田は、北吟吉¹¹の以下の質問を受ける¹²。

即ち學校では教育に關する御勅語のみを拜讀さして居るが、是はいかぬのではないか、四方拜には五箇條の御誓文を拜讀せしめ、紀元節には憲法發布の御詔勅を拜讀せしめ、天長節には教育に關する御勅語を拜讀したらどうか、明治御一新以來、藩閥政治家が、五箇條御誓文の萬機公論に決すと云ふ條項は、動もすれば民主政治を意味するのであるから之を嫌つたのであります、又國民を政治的無智ならしめんが爲に、憲法發布の御詔勅の如きは殊に教へることを避けて居つた、實に日本國民は政治的教育には恵まれなかつたのであります、そこで私は支那事變中、此の三大詔勅を利用されてはどうかと云ふことを、當時の木戸文部大臣に質問しましたが、さう云ふことには全然無理解でありまして、何等の返事がなかつたのであります、今日没落したのも淵源する所、極めて深く且つ遠いものがあると私は考へて居る、そこで私は是等の御詔勅全部を活用して戴きたいと思ふのであります、之に付て總理大臣並に文部大臣の御所見を聽かして戴きたい

上記のような、教育勅語以外の詔勅も活用すべきであるとの北の質問に対して、前田は以下のように回答している¹³。

○國務大臣（前田多門君）～前略～次に文教刷新に付きましての御説、又御尋ねがあつたのでございますが、序ながら申し上げますが、御指摘になりました曾て文部省から發行致しました臣民の道は私は不都合であると考へますので、之を絶版に致しました、現在あるものは總て

廢棄致すことの處分を命じました次第でございます、御話の中にありました兎角我が國は縦の道徳に重く、横の道徳に軽いやうである、それから或は幾分伺ひ漏れがあるかも知れませぬが、非常道徳的な方面を餘計説いて、平常道徳的な點を説いて居ることが少い、博愛の思想と云ふものの説かれて居るのが稀薄である、仁の思想が乏しい、自由とか人格とか云ふやうな氣持がどうも少いのではないか、斯う云ふ御説がございました、自由とか博愛とか云ふやうな氣持が、日本人の心構へに元から私はないことは決してないと思ふのでありまして、又私は學問のことは能く存じませぬが、和靈と云ふやうな言葉は、私はやはりさう云ふことに觸れて居るのではないかと思ふのでございます、併しながら何と致しましても、斯う云ふ横の關係の道徳の發育が不完全であつたと云ふことは、否み得ない事實でございます、今後文教上さう云ふ方面に非常に力を入れて參らなければならぬと思ふのであります、それに付けましても、私は機會ある毎に申して居るのでございますが、教育御勅語を一遍謹讀し直したらどうか、斯う云ふことを申して居るのでございます、教育勅語は一寸御話にもありました通り、國民と云ふことも仰せられて居りますけれども、併しながら人の道と云ふことに付ても非常に重く御説きになつて居るのであります、我々をして善き夫婦たらしめ、善き親子たらしめ、善き友人たらしめ、又博愛衆に及ぼすと云ふやうな御言葉もあるのでありまして、實は一時反動的な——世の中には御勅語の讀み方までが少し曲つて居つたやうに私は考へて居るのであります、本當に虚心坦懷にあれを謹讀致しますと、あれは我々が國民であると共に、人たるの道を示し、國民たることも大切であるが、人たるの道が大切であると云ふことを御示しになつて居ると思ひますので、さう云ふ方面に重きを置くと云ふことを私は申して居ります（拍手）尚ほ是等の諸方針の徹底に付て一つしつかりやれと云ふ御鞭撻に付きましては、非常に力強い御聲援と拜聽致しまして、是から勉強致す積りで居ります

前田は、まず、『臣民の道』については廢棄を指示した旨を述べ、また、北の道徳に関する指摘¹⁴を受けて、「今後文教上さう云ふ方面に非常に力を入れて參らなければならぬと思ふ」とした上で、「それに付けましても、私は機會ある毎に申して居るのでございますが、教育御勅語を一遍謹讀し直したらどうか、斯う云ふことを申して居る」と教育勅語の話題に話を転回させる。そして、「教育勅語は一寸御話にもありました通り、國民と云ふことも仰せられて居りますけれども、併しながら人の道と云ふことに付ても非常に重く御説きになつて居る」のだが、「實は一時反動的な——世の中には御勅語の讀み方までが少し曲つて居つたやうに私は考へて居る」と述べ、「本當に虚心坦懷にあれを謹讀致しますと、あれは我々が國民であると共に、人たるの道を示し、國民たることも大切であるが、人たるの道が大切であると云ふことを御示しになつて居る」ので、そういう方面に重きを置くように指導していると回答する。前田は、新聞紙上や中央教育方針講習会で展開していた教育勅語謹讀論を、ここで初めて帝国議會の場で言明したのであった。そして、北の質問にあつた新たな教本の作成等、今後の方針の徹底については、「是から勉強致す積り」だとした

のである。

前田の教育勅語謹読論については、その後も 1945（昭和 20）年 12 月 10 日の衆議院予算委員会¹⁵、及び、1945（昭和 20）年 12 月 13 日の貴族院予算委員会¹⁶においても展開されている。

第 2 節 占領軍の初期教育政策における教育勅語「処理」-神道指令との関連-

前節で取り上げたように、国体護持と共に平和国家の建設を目標として新しい教育方針の作成を行おうと文部省が表明した 1945（昭和 20）年 9 月、GHQ/SCAP による占領統治が本格的に始動する。

1945（昭和 20）年 9 月 22 日付で設立された CI&E は、同日付の宗教学者ホルトム（Daniel C. Holtom）の勧告を基盤として神道の研究を開始する。ホルトムの勧告では教育勅語について以下のように記されている¹⁷。

The elaborate ceremonialism surrounding the reading of the Imperial Rescript on Education should be eliminated. The rescript should be studied with a view to its supplementation by a statement of the principles of democracy and internationalism as well as those of ordinary Confucian ethics.

教育勅語の朗読を取り囲む手の込んだ儀式尊重主義は除去されるべきである。勅語は通常の儒教の道徳に加えて、民主主義と国際主義の諸原理によって補足する目的を以って研究されるべきである

ホルトムは教育勅語を取り巻く手の込んだ儀式尊重主義（The elaborate ceremonialism）の除去と民主主義、国際主義の諸原理による補足を目的とした研究を CI&E に勧告しているが、ホルトムの勧告は直ちに新教育勅語へと結びつくものではない点に留意する必要がある。

こうしたホルトムの勧告が CI&E に多大な影響を与えているのは先行研究が指摘する通り¹⁸だが、教育勅語「処理」問題に直接の影響を及ぼすことになる神道指令の直接の起草は 1945（昭和 20）年 10 月 13 日の神道に関するバーンズ国務長官の回答に端を発するとされる¹⁹。

ところで、こうして CI&E 内で検討が開始された神道指令について、文部省はかなり早い段階でその動向を把握していた可能性のある事を、当時 CI&E の日本人顧問という立場にあった岸本英夫が残した岸本日記²⁰から知ることができる。

岸本日記には、1945（昭和 20）年 10 月 27 日から 29 日にかけて、次のような記述が残されている²¹。

十月二十七日（土）終戦事務局に立ちより情報教育部へ。バンス中尉と靖国神社の話少々、昼食、終戦事務局にて。姉崎、ダイク会見の時日とりきめの為、再び情報教育部へ。その折り、バンス中尉より教育勅語に対して手の打たるべき怖れある旨きかされ、事、重大故、前田文部大臣に直接面会して報告。吉田宗務課長にも会う。帰宅、入浴後、疲れて早くねる。

十月二十八日（日）疲労の為、一日の大部分は床中にあり。一寸附近を散歩、はじめてのことなり。午後、思いがけず中野卓氏来訪、K, B, S 図書室について相談を受く

十月二十九日（月）午前、研究室。午後、教授会を欠席して、姉崎、ダイク大佐の面会に立会い、バンス中尉も列席。神社神道、教育勅語、歴史教科書等の話しあり。帰途、終戦事務局に立ちよる。

岸本が教育勅語に対して手を打たれる恐れありと CI&E から聞かされたのは、1945（昭和20）年10月27日にダイク（Kermit R. Dyke）宛に提出されたホール（Robert K. Hall）の手による神道指令第二次草案の内容を知らされた事によると思われる。神道指令は、既に先行研究によって明らかにされている通り、第二次草案までと第三次草案以降では担当者が代わった事も含めてその色彩がかなり変化しているが、その大きな変化の一つに教育勅語に対するものがある。即ち、第二次草案までは教育勅語及び同種の公文書を禁止するとの記載が為されていたものが、第三次草案以降は削除されている事である。これについては、ヘンダーソンの教育勅語観を指摘した高橋による先行研究がある²²。しかし、岸本日記の内容からは、一方で、岸本を通した日本政府サイドからの働きかけも影響していた可能性も指摘できよう²³。

ここで重要な事は、CI&E 内部での教育勅語「処理」に対する動きを文部省は岸本を通して比較的早い段階で察知していた事である。これは、CI&E 内部の会議録と比較するとより明瞭に浮かび上がってくる。CI&E 内部の会議録には、1945（昭和20）年10月27日にホールによって作られた第二次草案がダイク局長に提出されたとの記録がある²⁴。岸本が1945（昭和20）年10月27日にバンス（William K. Bunce）より聞かされた内容は、同日に提出されたホールの第二次草案の事だったと見て差支えないだろう。そして、これは直ちに前田に報告されたという事になる。

加えて、これが公民教育刷新委員会の活動時期よりもやや前である事も重要である。

その後、神道指令の起草はホールの手を離れバンスが起草する事になるが、その段階では、前述の通り、教育勅語に関する規定は外されていた。しかし、教育勅語を直接禁止す

る文言は消えたものの「国体」の使用を禁止するという文言が残っていたことで、教育勅語が結果として禁止される状況が神道指令の交付直前まで続くことになった。

神道指令の草案が完成し、公布直前となった1945（昭和20）年12月10日、岸本は神道指令草案の最終稿を、日本人としては唯一公布前にバンスから見せられた。そこには、禁止する用語の中に、「国体」があった為、このまま神道指令が出てしまうと教育勅語が「暗殺」されてしまう状況である事が判明した。岸本は、1945（昭和20）年12月12日に神道指令から「国体」の用語を削除するよう動くことを決心し、翌13日に神道指令起草者であるバンスに働きかけ、結果、神道指令から「国体」の語を削除させる事に成功した²⁵。こうして、教育勅語は神道指令によって「暗殺」²⁶されることを免れた。

第3節 公民教育刷新委員会の教育勅語「処理」論とその結末

公民教育刷新委員会は、1945（昭和20）年10月に文部省内に設置され、以後、記録上では8回の審議を行い、1945（昭和20）年12月22日に第一号答申を出し、その後、1945（昭和20）年12月29日に第二号答申を出して解散した委員会である。そこでの教育勅語論議は第二号答申に関わって12月後半に行われている。

公民教育刷新委員会で教育勅語「処理」論議が出てきたのは、第一号答申が出された後の事のようにである。

まず、答申第二号の当初案では、教育勅語について以下のように記されていた²⁷。

公民教育刷新の根本方向に就て

今やわが國は文化國家、平和愛好國家として、道義の昂揚に努め、普遍的にしてしかも個性豊かなる文化を創造發展して、世界の平和と人類の文化に貢献せねばならぬ。それには何よりも先づ普遍人間性の自覚に基く國際協調の精神に徹底すると共に世界の進運に心を啓き、封建的遺制を克服し、基本的人權の尊重に立つて社會態勢を民主主義化し國民生活を合理化してその安定と向上とを計らねばならぬ。公民教育の刷新が意圖されるのもまさにかかる要請に基くのである。

公民教育は廣く共同生活の構造と作用とを理解せしめ、これに必要な資質を啓培するを目的とする。それ故公民教育は國民教育の根幹たるの位地を占めるものである。わが國民教育が「教育に関する勅語」の趣旨に基く限り公民教育もまた聖旨を奉体し、これに依據して行はるべきであるのはいふまでもない。それと共に従來の站念的形式的な道德教育乃至社會教育の欠陥を反省批判し、公民教育の眞にあるべき姿を實現せねばならぬ。この目的を達するため、今後公民教育に於て、次の如き根本方向を確立することが絶対に必要である。

これがおそらくは会議中の議論の結果、次のように変更となった。(取り消し線、太字・斜字は手書きで訂正された部分を示す)

公民教育刷新の根本方向に就て

今やわが國は文化國家、平和愛好國家として、道義の昂揚に努め、普遍的にしてしかも個性豊かな文化を創造發展して、世界の平和と人類の文化に貢獻せねばならぬ。それには何よりも先づ普遍人間性の自覚に基く國際協調の精神に徹底すると共に世界の進運に心を啓き、封建的遺制を克服し、基本的人權の尊重に立つて社會態勢を民主主義化し國民生活を合理化してその安定と向上とを計らねばならぬ。公民教育の刷新が意圖されるのもまさにかかる要請に基くのである。

公民教育は廣く共同生活の構造と作用とを理解せしめ、これに必要な資質を啓培するを目的とする。それ故公民教育は國民教育の根幹たるの位地を占めるものである。わが國民教育が「教育に関する勅語」の趣旨に基く限り公民教育もまた聖旨を奉体し、これに依據して**この立場に立つて**行はるべきであるのはいふまでもない。それと共に従來の**觀念的**形式的な道德教育乃至社會教育の欠陥を反省批判し、公民教育の眞にあるべき姿を實現せねばならぬ。この目的を達するため、今後公民教育に於て、次の如き根本方向を確立することが絶対に必要である。

ここで教育勅語について行われた修正は、従來の研究²⁸が指摘するように第一には公民教育刷新委員会内部における議論を受けての事であろう。しかし、一方で公民教育刷新委員会が教育勅語について議論した時期は、神道指令が既に公布され、また、三教科停止指令が公表直前、加えて、後に天皇の人間宣言とも呼ばれる「終戦翌年頭ニ於ケル詔書」の作成が大詰めを迎えていた時期である。貝塚の指摘するように、この時期のCI&Eは教育勅語「処理」に対して明確な方針を出せない状況にあったとは言え、先述の岸本日記にもあるようにCI&E内部で教育勅語に対して否定的な動きのある事は文部省も相応に把握していた²⁹。公民教育刷新委員会における教育勅語論議は、そうした事態に対して文部省側が出そうとした回答だと見ても良いだろう。しかし、この時期、既に教育勅語に対する積極的評価が文部省内部においても異論のある状況であった点は押さえておく必要がある。

公民教育刷新委員会は1945(昭和20)年12月29日に第二号答申を前田文相に提出して解散する。ところが、その直後の1946(昭和21)年1月4日、公民教育構想以下、終戦直後の文部省にて教育改革の音頭を取っていた前田が、大戦中の経歴から公職追放の可能性大につき、文部大臣を辞職するという事態が発生する。文部大臣は、その後、安倍に交代するが、前田文政の下で構想された公民教構想自体は継続して具体化が進むこととなる。

一方で、前田が文部大臣を辞職するよりも少し前の1945（昭和20）年12月10日には、前田と友好関係にあったCI&E教育課長のヘンダーソンが失脚している。この失脚の理由は、ヘンダーソンが極めて親日的な態度を取った挙句、本来なら日本政府側には秘密にしておくべき神道指令の草案を日本側に教えた事によって、CI&E局長のダイクの不興を買ったからだとも言われている。いずれにせよ、被占領初期の教育政策は前田とヘンダーソンの友好関係を頼みにする部分が大きかった為、両者の失脚によって、文部省とCI&Eは関係の再構築を行う必要に迫られる事となる。この点については、第二章にて扱う。

1945（昭和20）年末に出された2つの公民教育刷新委員会の提言を受けて、1946（昭和21）年2月19日に公民教育要目委員会が組織される。公民教育要目委員会は翌月に教材配当表を作成して解散するが、そこで作成された教材配当表には小学校5年生の配当教材として教育勅語の単元が設けられていた³⁰。

公民教育構想は、当初、1946（昭和21）年度の実施を目指していたが、新年度の実施には間に合わず³¹、1946（昭和21）年5月7日に、漸く「公民教育実施に関する件」と題する通知が出されて公民科の授業が開始される事となった。その「公民教育実施に関する件」では、教育勅語について以下のように記述されている³²。

公民教育実施に関する件

～中略～

公民教育の方針

一、純正な伝統の尊重

国民生活及び国民文化の純正な伝統は将来の発展の基礎である。純正な伝統と改めなくてはならない因習とを峻別し、国民の自尊心を高め、世界文化に貢献出来る伝統を尊重し、この精神に基づいて新しい社会理念を体得させること。

例えば、教育に関する勅語についても、我が道德の揺ぎない伝統をここに求め、その趣旨を体得しつつ新時代に即応する道義の立て直しに努力すること。

二、普遍的原理に基く理解

道德・法律・政治・経済等に関する諸問題に就て、世界との関連の上に我が国の特殊性を把握させて、普遍的一般的原理を理解させ独善的な思考や見解を排して広く公正な見識を徹底させること。

～後略

この通知では、教育勅語について「我が道德の揺ぎない伝統をここに求め、その趣旨を体得しつつ新時代に即応する道義の立て直しに努力」と規定し、あくまで、日本の道德の伝統を教育勅語に置きつつ新時代に対応する事を求めている。ここにある記述は、「その趣

旨を体得しつつ新時代に即応する道義の立て直しに努力」という記述から見て、前田の教育勅語謹読論を引き継いだものと位置付けられる。少なくとも、田中（耕）によって展開されていた教育勅語相対化論とは、あくまで教育勅語を基盤としつつ新時代への対応を求めるといって大きく異なっている。但し、「二、普遍的原理に基く理解」を合わせれば、教育勅語相対化論の要素が全く無いとも言い切れない。また、本通知の記述は、勝田が公民教育刷新委員会答申に関わって後に回想したような勅語の「棚上げを実質的に表現している」³³とも言い難いように思われる。

上記の通知を受けて、漸く公民科の教育が開始されたが、第3章にて詳述するように、その少し後の1946（昭和21）年6月以降に教育勅語「処理」問題が再燃した結果、その時点で公民科の教師用に編纂が進められていた『国民学校公民教師用書』、『中等学校青年学校公民教師用書』からは、教育勅語の記述が消滅することになる。また、公民科自体も1947（昭和22）年度からは社会科の導入に伴って消滅した。

第4節 小括

ポツダム宣言受諾後、連合軍による占領体制が本格化する1946（昭和21）年に入るまでは、ここまで記述したように、日本政府が国体護持の方針の下、前田を中心に、教育勅語の解釈変更を主とする教育勅語謹読論による教育勅語「処理」を模索する事となった。

前田の教育勅語謹読論は、教育勅語を謹んで読み直せば、国民育成以上に人間育成を強調しているとして、教育勅語の第2段を解釈の中心とする方向へと転換するものであった。本方針は、戦前期に公民教育強化を主張していた前田にとっては当然のものであったと言えよう。

一方で、1945（昭和20）年9月後半からGHQ/SCAPによる占領政策が本格化していく中で、1945（昭和20）年10月以降、まずは神道指令を巡って、文部省とCI&Eの綱引きが行われた。この時は、前田とヘンダーソンの友好関係を基盤とする形で、結果として、日本側に相当有利な形で教育勅語「処理」を進めることが出来ている。即ち、神道指令草案から、多く見れば2回にわたり、教育勅語廃止となる項目を削除させることに成功したのである。前田の教育勅語謹読論は、一方で、占領軍との駆け引きを見ながら展開された主張でもあった。

文部省とCI&Eの綱引きの結果、神道指令によって教育勅語が「暗殺」（岸本）される事態を防ぐことが出来た一方で、公民教育刷新委員会では、第二号答申案において、教育勅語について「わが国民教育が「教育に関する勅語」の趣旨に基く限り公民教育もまた**聖旨を奉体し、これに依據して行はるべきであるのはいふまでもない。**」という表現から、「わが国民教育が「教育に関する勅語」の趣旨に基く限り公民教育もまた**この立場に立つて行はるべきであるのはいふまでもない。**」と、答申の文面が修正された。

前田が文部大臣を退いて安倍に交代してからも、前田が展開した教育勅語謹読論を包含した公民教育構想は引き続き進んでいた。それは、第2章で扱う1946（昭和21）年2月以

降、新教育勅語渙発論が本格的に模索される中においても継続されていた。しかし、公民教育は停止中の修身科と公民科との関係を巡って占領軍側との交渉の難航した為に、実施が1946（昭和21）年度開始には間に合わず、1946（昭和21）年5月迄ずれ込んだ。

1946（昭和21）年5月より開始された公民教育においては、通知にて例示されているように、教育勅語に「我が道德の揺ぎない伝統」を求めるという前田由来の教育勅語謹読の方針を掲げていたが、第3章にて扱うように、公民教育が開始された直後の1946（昭和21）年6月から儀式での奉読を巡って教育勅語問題が再燃した結果、公民教育用に編纂が進められていた『国民学校公民教師用書』、『中等学校青年学校公民教師用書』には教育勅語の項目が記載されなかった。このように、公民教育は実施後に「変容」（貝塚）し、また、公民教育自体も社会科に吸収消滅することによって前田の主導した公民教育構想も終焉する事となった。

¹ 鈴木英一・平原春好『資料・教育基本法50年史』勁草書房、1998年、P.98。
² 佐藤秀夫編『教育 - 御真影と教育勅語 - (続・現代史資料10)』みすず書房、1996年、P.114~115。
³ 前田多門の経歴については、例えば、堀切善次郎『前田多門 その文・その人』東京市政調査会、1963年などを参照の事。
⁴ 前田は、1945（昭和20）年9月15日にヘンダーソンと再会した時の事を後に回想した際にヘンダーソンと「こん後の堅き協力を、ここに約した」と記している。同上書、P.57。
⁵ 1945（昭和20）年8月19日付朝日新聞。
⁶ 黒沢英典『戦後教育の源流』学文社、1994年、P.265。
⁷ 同上書、P.268。
⁸ 1945（昭和20）年10月4日付朝日新聞。
⁹ 国立教育政策研究所所蔵『田中耕太郎文書』、096.2-2。
¹⁰ 佐藤、前掲書、P.124。
¹¹ 尚、北吟吉は、北一輝の弟である。北吟吉については、例えば、竹内洋『革新幻想の戦後史』中央公論新社、2011年、第1章を参照。
¹² 尚、この時の北の質問は、北自身が述べているように、1938（昭和13）年2月5日の第73帝国議会衆議院予算委員会第2分科会において木戸幸一文部大臣(当時)に行われたものと殆ど同じ内容である。詳しくは、1938（昭和13）年2月5日第73帝国議会衆議院予算委員会第2分科会 P.13~14を参照の事。
¹³ 1945（昭和20）年11月30日第89帝国議会衆議院本会議、発言番号9。
¹⁴ 北は、先の質問の後に自身の道德観を披露している。詳しくは、同上、発言番号5を参照の事。
¹⁵ 1945（昭和20）年12月10日第89帝国議会衆議院予算委員会、発言番号130。
¹⁶ 1945（昭和20）年12月13日第89帝国議会貴族院予算委員会、発言番号53。
¹⁷ 佐藤、前掲書、P.120。尚、訳は筆者による。
¹⁸ 例えば、高橋史朗、ハリー・レイ『占領下の教育改革と検閲』日本教育新聞社、1987年、第1章や鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、1983年、第4章等を参照。
¹⁹ 鈴木、同上書、P.73。
²⁰ W,P.ウッダード文書、Box56-1。尚、岸本日記には日記本体の写しと思われるものと、その抜粋版の2種類ある事に留意。また、引用に際しては旧字体を新字体に改めている。その他、岸本日記の詳細については、例えば、清水節「W・P・ウッダードコレクション所収「岸本英夫日記」について」『日本学研究』13号、2010年、P.77~101等を参照の事。
²¹ 前掲、岸本日記。尚、該当日時について、抜粋版では以下のように記述されている。

10.27.土	午後	情報教育部	バンス中尉	"姉崎、ダイク会見の時期とりきめ教育勅語 に対して手が打たれるおそれありときか される"
"	"	文部省	前田文部大臣	上記のことにつき報告
"	"	"	吉田宗務課長	同上
10.29月	午後	情報教育部	ダイク大佐、バンス中尉	"姉崎・ダイク大佐の面会に立会う神社 神道、教育勅語、歴史教科書等の話あり"

-
- ²² 高橋史朗、ハリー・レイ、前掲書、P.15。尚、神道指令そのものの起草過程については、大原康男『神道指令の研究』原書房、1993年。岡崎匡史『日本占領と宗教改革』学術出版会、2012年等を参照の事。
- ²³ 尚、岸本が個人としても、神道指令によって教育勅語が廃止されるような事態が生じるのを強く忌避していたのは、神道指令公布直前に国体の語を指令本文から削除させたのを見ても明らかである。しかし、その事態と比較した場合、今回取り上げた1945（昭和20）年10月末の神道指令起草者の交代については、報告を上げた事自体は岸本個人の意思であるとしても、その後の動きが岸本個人によるものなのか文部省、即ち、前田文相の意を受けたものなのかは判別が難しいと筆者は考える。
- ²⁴ Separation of Church and State GHQ/SCAP Records, CIE(B)03079.
- ²⁵ この間の経緯は、岸本英夫『戦後の宗教と社会（岸本英夫集第五巻）』溪声社、1976年、P.75~79。
- ²⁶ 同上書、P.77。
- ²⁷ 東京大学法学部所蔵田中二郎氏旧蔵教育関係文書Ⅶ - 15。尚、国立教育政策研究所所蔵、『戦後教育資料』Ⅱ-11「公民教育刷新委員会関係」にも同様の草案が残されている。
- ²⁸ 例えば、斎藤利彦「戦後教育改革と「公民教育構想」-戦後における道徳・社会認識教育の出発-」教育史学会『日本の教育史学』26集、1983年等を参照の事。
- ²⁹ 尚、神道指令の公布に伴い、文部省内部では神道指令に対する対応策を協議したようである。その中で1945（昭和20）年12月18日に作成された「神道に関する指令に対する措置要領（案）」（東京大学教育学部所蔵勝田守一文書56-1、56-2）では、「三、ハ、教育ノ根本方針（特に詔勅）並ニ、一、ハ、一、チ等ノ措置ニ関シ注意」とあり、そこからは教育勅語に対しても何らかの措置が取られる可能性を認識していたことが伺える。また、先述の岸本日記においても文部省内で対応策を協議した痕跡が残されている。
- ³⁰ 片上宗二『敗戦直後の公民教育構想』教育史料出版会、1984年、P.286。
- ³¹ そこには、CI&Eとの折衝が難航した結果、実施の許可が中々出されなかったという事情がある。この点については、例えば、片上、同上書、P.21。
- ³² 本通知の引用については、貝塚茂樹監修『戦後道徳教育文献資料集 第1期3 公民教育刷新委員会答申 第一号・第二号米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書他』日本図書センター、2003年、P.172~173を使用した。
- ³³ 勝田守一『戦後教育と社会科（勝田守一著作集1）』国土社、1972年、P.29。

第2章 新教育勅語渙発論とその展開

本章では、1945（昭和20）年12月頃から1946（昭和21）年3月頃まで、主に占領軍内部で有力案として検討された新教育勅語渙発論を扱う。

新教育勅語渙発論については、大戦時の米国内において、天皇制を利用しようとする立場によって主張された経緯もある¹が、それらの主張は連合国、とりわけ、米国の統一方針となったわけではなかった。従って、新教育勅語渙発の模索は、基本的に、CI&Eが本格的に稼働する時点まで待たねばならなかった。まずは、CI&Eが新教育勅語渙発論に傾く経緯と、その中で草案完成にまで至った京都勅語案について概観する。次に、日本側で新教育勅語渙発が政治日程に上る契機と位置付けて良いと思われる1946（昭和21）年2月2日の安倍-ダイク会談の内容を押さえつつ1946（昭和21）年3月～4月にかけての新教育勅語渙発論の変容と挫折を押さえる。最後に、1946（昭和21）年9月の教刷委の議論を経て新教育勅語論が放棄される経緯について、教刷委議事録を中心に記述する。

第1節 占領軍の新教育勅語論

第1章で指摘したように、CI&Eの教育勅語「処理」方針はホルトムの勧告に端を発している。

その後、神道指令草案から教育勅語の項目が削除されたことによって、本格的に新教育勅語渙発の模索が始まる事となる。その端緒に位置付けられるのが、1945（昭和20）年12月3日に提出された「神道指令に関する担当者研究」²である。本報告書では、教育勅語については、以下のように報告している。

C. Elimination of Shinto from the Education System

(1) 略

(2) The Imperial Rescript on Education

(a) The 1890 Imperial Rescript on Education is one of the most significant and influential documents ever issued in Japan. It has become the most important single instrument for inculcating filial piety (a Confucianist touch) and loyalty to the Emperor. It is treated with an extreme degree of reverence bordering on sacrosanctity, and its reading in all schools on the Emperor Meiji's birthday is a deeply impressive ceremony. Its influence upon impressionable youth is enormous. Through official interpretation in works like *Kokutai no Hongi*, it has been used in recent years to proclaim the superiority

of Japan over other nations and to assert a divine mission for the Japanese state.

(b) It should either be superseded, amended, or reinterpreted by a new imperial rescript expressly repudiating the ultranationalistic interpretation or be banished from the schools. If the latter course were followed, the banishment should be accompanied by the widest possible publicity explaining that such a move was dictated by the ultra-nationalistic uses to which the rescript had been put by Shinto theorists and militarists. This careful explanation would be required, according to several liberal Japanese, because of the great shock its banishment would otherwise bring to the mass of the Japanese people, who, it is asserted, are for the most part unaware of any ultranationalist interpretation of the rescript and would consider its banishment a direct attack upon the position of the Emperor. An attempt to secure an authoritative statement from Japanese sources expressly repudiating the ultra-nationalistic interpretation seems the better policy for the present. All persons who were in any way responsible for writing the ultranationalistic interpretation into texts, teachers', manuals, or other books, papers, or pamphlets should be excluded from public office.

C. 教育制度からの神道の除去

(1) 略

(2) 教育勅語

(a) 1890年教育勅語は日本で今まで公布された文書の中で最も重要かつ有力な一つである。それは孝心（儒教の性質の1つ）と天皇への忠誠を教え込むための最も重要な単一文書となっている。きわめて神聖なものに似た極度に畏敬ある地位をもって扱われ、そして、明治節における全学校での朗読は強く印象的な儀式であった。感受性の強い若者に対する勅語の影響力は莫大である。『国体の本義』のような著作の公式解釈を通じて、近年は他国に対する日本の優越を宣言するために、かつ、日本の神聖な使命を主張するために利用されてきた。

(b) 教育勅語は超国家主義的解釈を明確に否定する新勅語によって廃棄、修正、乃至は再解釈されるか、または、学校から追放されるべきである。もし、後者の道がたどられるなら、追放措置には勅語が神道の理論家や軍国主義者によって持ち出され、超国家主義的に使ったことによって措置が指令されたという説明を可能な限り広く公表することが伴われるべきである。数人の自由主義的な日本人によれば、説明が無ければ勅語の追放はその超国家主義的解釈に気付かない日本国民の大半には甚大な衝撃となり、そして、それは天皇の地位に対する直接攻撃とみなされるだろう、それゆえに、この慎重な説明は必要とされることである。日本人を源とする超国家主義を明確に否定する権威ある声明を確保する試みは現在より良い政策だと思われる。教科書や教師用指導書、その他書籍、論文、パンフレットの中に超国家主義的解釈を書いたことに何らかの責任を有する全ての人間は公職から追放されるべきである。

上記の担当者研究では、「教育勅語は超国家主義的解釈を明確に否定する新勅語によって廃棄、修正、乃至は再解釈されるか、または、学校から追放されるべき」としつつも、教育勅語を学校から追放する場合は、教育勅語が軍国主義者などに利用された事などについての慎重な説明がなければ問題が起きるとして、「日本人を源とする超国家主義を明確に否定する権威ある声明を確保する試みは現在より良い政策」であるとする。この部分は、結果として新教育勅語よりも、1946（昭和21）年1月1日の「終戦翌年頭ニ於ケル詔書」に繋がるものであるが、担当者研究としては新教育勅語を念頭に入れたものであった。

この担当者研究を契機として本格的に新教育勅語渙発論の模索が開始されるが、その中でも、最も早期に草案の作成が始まった事もあって、草案がほぼ完成状態で残されているのが、所謂、京都勅語案と呼ばれるものである。本草案の成立過程については、既に鈴木・佐藤によってほぼ明らかにされている³事に加え、現在では一部の史料を見る事が出来ない⁴状態である為、ここでは鈴木・佐藤先行研究に基づいて京都勅語草案の概要を押さえる事とする。

京都勅語案は、「大東亜戦後ノ教育ニ関シテ下シ給エル勅語」と題されている勅語案である⁵。起草者は、有賀鐵太郎であることがほぼ確定している。京都勅語案は、CI&E が先の担当者研究を出す前の1945（昭和20）年11月後半からシーフェリン（J. J. Schiefferin）が有賀に依頼して起草が開始されたようであり、CI&Eには1945（昭和20）年12月9日に送付されている⁶。その内容は英文と日本語の両方が作られているが、「朕惟フニ」で始まり「朕ガ意ヲ體セヨ」で終わるなど、従来の勅語の体裁を維持しつつも、内容面では明治維新以来の国策の誤りに言及し、後の旧教育基本法に繋がる徳目が盛り込まれるなどの特徴があった。次節で触れるが、もし、1946（昭和21）年4月以降に本格的に新教育勅語の起草を行っていた場合は、京都勅語案も参照資料の一つに位置付けられていたかもしれない⁷。

第2節 新教育勅語渙発論の挫折と変容-新教育勅語奏請論へ-

第1章にて既述したように、文部省内部で公民教育構想が推し進められつつあった1946（昭和21）年2月2日、公職追放に伴って辞職した前田に代わって文相となった安倍とCI&E局長ダイクの2回目の会談が開催される⁸。この時、CI&Eは第1節で扱った前年の担当者研究が示すように新教育勅語渙発論を半ば局の公式な方針として策定しており、この会談において早速安倍文相に新教育勅語の渙発が提案される事となる。そこでのやり取りは以下の通りである⁹。

ダイク ～前略～われわれは教育勅語について話していたのだが、それに関して貴下やニュージェント中佐、ヘンダスン中佐などの意見も聞き、いかなる内容を盛りたいか、大体の方針を決めたい。

安倍大臣 新しい教育勅語とはどういうことをお考えなのか。

ダイク 教育勅語としては、すでに明治大帝のものがあり、これは偉大な文書であると思うが、軍国主義者たちはこれを誤用した。また、彼らに誤用されうるような点がこの勅語にはある。たとえば、「之を中外に施してもとらず」という句のように、日本の影響を世界に及ぼす、というような箇所をもって神道を世界に宣伝するというふうに、あやまり伝えた。このように、古い文章は、とかくあやまった解釈を行わせやすく、現代日本の直面する問題に対する適切な解釈を与えるには不十分である。現在の日本がいかなる事態に直面しているか、ということをはっきり認識することが、日本人をして前進せしめる第一歩である。それをなすのが教育である。教育とは若者に対して行われるものだけではなく、成人にも、また、いかなる立場の人にも再教育が必要である。だれにでもわかるような文体で新しい教育勅語をかき、この再教育のための情緒的跳躍台 emotional springboard となるようなものにしたい

ダイクは、教育勅語を「偉大な文書」であるとしつつも、軍国主義者が教育勅語を誤用した事と、特に、「之を中外に施してもとらず」を挙げて、教育勅語には誤用され得る点がある為、「だれにでもわかるような文体で新しい教育勅語をかき、この再教育のための情緒的跳躍台 emotional springboard となるようなもの」を作りたいと切り出した。しかし、本研究に際して重要なのは、そうした新教育勅語渙発についてのやり取りでは無く、その後続く教育勅語そのものに対するやり取りである。以下に該当部分を抜粋する¹⁰。(太字・傍点は筆者による)

安倍大臣 だれにでもわかるような文体で、新しい教育勅語を出そうというお考えには賛成である。やさしい文体の勅語の一例として、「軍人に賜りたる勅語」というのがある。しかし**現存の教育勅語は偉大な文書であり、それ自身としての価値が大きいから、たとえ新しい勅語を出すとしても、以前の教育勅語をも保存したいと思う。**仰せの「之を中外に施してもとらず」という箇所は、真意は決してそのようなものではないし、また「一旦緩急あれば」というような言葉は、戦争を意味するものと、とられがちであるが、しかし現在の日本としては、もはや戦争というものは考えられぬことであり、また一方では自ら戦争せずとも、他から挑戦されるようなこともありうる。また戦争でなくとも、現在の食糧事情のような困難を意味するともとれる。

ダイク **明治大帝の勅語を保存することに対してはなんの異存もない。米国においても、リンカン**の書いたものや**ワシントン**の独立宣言のような文書は、いまだに読まれている。ゆえに古い教育勅語を訂正するという問題ではない。また、新しい勅語の中で、古い勅語に言及してもよいと思う。しかし、私の考えているところは、まだマッカーサーも日本政府も考え付かぬことである。すなわち、米軍占領以来、銀行の問題、食糧、教科書など、ここの具体的な事柄に

ついでのみ気をとられて来たが、国民の精神的インスピレーションとなるようなものを与えなかった。ここに大きな欠陥がある。この欠陥をみだし、精神的混沌の中にある日本人に精神的指導を与えるためには、勅語によるのが一番効果的であると思う。なぜなら、天皇は他の何人も果しえないような役割を果しうるからである。それゆえ、もし六十日くらいの間に、新しい勅語を出すことができれば、甚だ結構だと思う。

安倍は誰にでも分かる文体で新教育勅語を出すという事には軍人勅諭を例に出して賛同しつつも、ダイクの提示した「之を中外に施してもとらず」の見解に対しての反論を行い、さらに、古い教育勅語も保存したいと応じた。

ダイクは、これに対して「明治大帝の勅語を保存することに対してはなんの異存もない。米国においても、リンカンの書いたものやワシントンの独立宣言のような文書は、いまだに読まれている。ゆえに古い教育勅語を訂正するという問題ではない。また、新しい勅語の中で、古い勅語に言及してもよいと思う。」と答えているのが注目される。この時点では、実質的に古い教育勅語を取り替えられるのであれば、古い教育勅語を取り立てて否定する必要が無いとの意思を表明しているからである。従来の研究¹¹では主に新教育勅語渙発の論議の方に着目される向きが強かったが、教育勅語「処理」問題で言えば、むしろ、古い教育勅語を巡って交わされた上記の僅かなやり取りの方にこそ注目する必要があると筆者は考える。安倍文相が意図していたのかどうかは判らないが、結果として、第1章で取り上げた公民教育刷新委員会の後を受けた公民教育要目委員会が教育勅語をカリキュラム上に残した配当表を出す事が出来たのは、上記のように、この会談においてCI&E局長であるダイクに古い教育勅語の保存を積極的な意味で認めさせたという要因がある事も見逃してはならないだろう。

その後の会談の流れは以下のように展開している。

安倍は「政府として日本国民を精神的に指導すべきことは、私自身さいきん閣議で提案したところ」¹²で、紀元節には安倍の書いた文章が発表されるが、勅語は「重要なものであり、恒久的な意味を持つもの」¹³なので、天長節（4月29日）までに出来れば良いが難しいかもしれないとする。

ダイクは、期日にこだわる必要は無いとしつつ、一方で「勅語というものを、何もそう恒久的なものと考えなくてもいい」¹⁴と述べる。ダイクは、勅語は「国民に対して、他のだれから発せられたものよりも効果がある、という意味で重要」¹⁵であり、また、天皇制も「日本国民の生活に対して有益であるがゆえに尊く、したがって存続せしめる価値がある」¹⁶としている。

安倍は、ダイクのこの反駁には応えずに、話を勅語の内容をどうするかという事に転ずる。

ダイクは、「内容を命令するつもりはない」¹⁷が、「充分検閲するつもり」¹⁸だとした上で、

「自分の国の現状についての認識をはっきりさせる」¹⁹、「自分の問題、自分の家、自分の村、自分の県の問題について考え、自分の意見を出し、討議してゆくようにさせる」²⁰、「自分の意見というものによって国のために役だちうるということ、わからせる」²¹という3点を提示する。

安倍はこれに対して、勅語はあまり長くてもいけないので、細かく書けないかもしれないが、全体の精神を盛る事は出来るだろうとする。

ダイクはこの安倍の回答が不満だったらしく、「今まで何千年間、短い形式であったとしても、今後もその形式を踏襲せねばならぬという理由はない」²²とし、そもそも勅語の定義は何かと安倍に迫る。

安倍は、この問いに「勅語とは簡単に国民に、その向かうべき大体の方向を示すもの」²³と回答するが、ダイクは必要なら「読むのに二十分もかかるもの」²⁴であっても良いではないかと反駁する。しかし、安倍は「効果からいっても、あまり長いのは好ましくない」²⁵と再反論した上で、「要は長すぎず、短かすぎず、ちょうど内容に必要なだけ表現すること」²⁶とまとめる。ダイクも「然り、われわれは結局、同じ意見なのだ」²⁷と矛を収め、今度は安倍に対して、勅語に盛り込む内容を問うた。

安倍は、「真に愛国的であるためには、人は国際的であらねばならぬ」²⁸という事をさしあたって盛り込みたいと応ずるが、ダイクは「日本は当分の間、被占領国」²⁹であり、国際的に身動きが取れないので、「日本人として考えるべきは、もっぱらその枠の中で自分の国をどうやって行くか」³⁰であり、「国際的であれ、というような一般論は、それに言及するのはいいが、これを主論とするのは意味がない」³¹と牽制する。

安倍は、国際的とは日本が現在「国際的に正常でない地位にあることを日本人に充分認識せしめ、そのよって来たるところを考えさせる必要があるという意味」³²だと応じ、更に、「日本人が充分真摯に努力すれば、将来また正常な国際関係に復し、世界の進歩に貢献しうる」³³という希望を与える必要があると述べる。安倍は、これに加えて、国に尽くしたり世界に貢献する事を戦争したり特別な事をしたりする事だと考えがちな状況を改めさせて、「自分の職務に忠実であることが、そもそも国につくす所以」³⁴だという事を分からせたいという希望を述べる。ダイクはこれらの安倍の希望に同意し、手続きの問題へと話を転じる。

安倍は、自身には経験が無いので適当な人に手続きを取ってもらおうと回答した後、ダイクは「そういう経験がないというのは、かえって結構」³⁵と応じた後、4月1日位には発布直前の状態になっているのが好ましいとして、この話題を終えている。

この会談における安倍の新教育勅語に対する反応であるが、ダイクの新教育勅語の提案には大筋では同意しつつも、教育勅語の保存も含め、従来の形式をなるべく崩すまいとしている所が目立つ。これは国体護持の前提状況から考えるとやむを得ない事だと思われるが、こうした言動が従来、「教育勅語擁護」と見なされる一因となっている事は否定しえない。また、従来の形式を崩すまいとしている姿勢は、ダイクが提示した実用主義的な考え

とは根本的に相容れない部分もある。これについては、安倍が勅語を「恒久的」とした事にダイクが反駁した際、安倍がそれには答えなかったことが示唆的である。しかし、その一方で安倍は内容については、国際的である必要性等、ダイクに問われる形ではあるが幾つか提示をしている。このように、安倍自身も教育勅語の改変の必要性はそれなりに感じており、従って、決して単純な守旧の立場でもなかったのである。

こうして、第2回のダイク - 安倍会談によって、一先ず、新教育勅語渙発について両者の合意と言い得るものが出来たが、新教育勅語渙発の動きにはこの後1946（昭和21）年3月15日に安倍文相が昭和天皇に内奏するまで約一か月半の空白が生じることになる³⁶。加えて、この時の内奏では、新教育勅語の骨子についての説明は行ったらしい一方で、新教育勅語の原案を用意していないなどの状況から見て、殆ど何も準備していない状況であった事が窺える。ここに見られるように、ダイク - 安倍会談から1か月半の間、新教育勅語渙発の動きが停滞した理由としては、以下の点が考えられるだろう。

第1に、1946（昭和21）年2月2日のダイク - 安倍会談の直後から、大日本帝国憲法の改正問題が本格化したことである。1946（昭和21）年2月1日の毎日新聞スクープ記事を受けていわゆるマッカーサー三原則と称されるマッカーサーノートが作成されたのは1946（昭和21）年2月3日の事である。安倍文相とダイク局長が会談した1946（昭和21）年2月2日は、日本の憲法体制が大きく変わらざるを得なくなるという事が周知される直前であり、しかも、日本政府当局者は無論のこと、GHQ/SCAP内部の大多数も未だこの事を知らない状況であった。こうした状況からは、即ち、安倍は基本的に大日本帝国憲法が大きくは改正されまいだろうという前提の下でこの会談に臨んだだろうという推測に繋げられる。また、ダイク局長にしても日本の憲法がどの程度変わるかに対する認識が曖昧な状態でこの会談に臨んだものとも推測出来る。ダイクの新教育勅語渙発論については既に鈴木が6つの論点に整理している³⁷。一方、久保はダイクの天皇制観、教育勅語観を「誠にかつ実用主義的」³⁸と評している。本研究においてもダイクの新教育勅語渙発論に関するこれら先行研究の整理に同意する。その一方で、ダイクが従来の教育勅語を肯定している事については、ダイク個人の思想もさる事ながら、上記の前提状況をも加味しておく必要があるだろう。

第2に、米国教育使節団の来日が決まり、日本側も米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会が組織されるなど、多忙な状況であったことである。

とにもかくにも、1946（昭和21）年3月15日に、昭和天皇より新教育勅語の原案提出を命じられた事によって、本来であれば、新教育勅語草案の起草作業が開始されるはず³⁹であった。これについて、米国対日教育使節団に協力すべき日本側教育委員会は「教育勅語に関する意見」を含む報告書を1946（昭和21）年4月上旬に提出している⁴⁰が、その「教育勅語に関する意見」は昭和天皇の原案提出下命を考慮した上でのものだと位置付けた方が良いように思われる。日本側教育委員会が提出した報告書中の「教育勅語に関する意見」は、大きく5つの意見を記載しているが、その内容を要約すれば以下の通りである⁴¹。

- ①教育勅語は誤りではないが、時勢の推移を反映して、改めて新日本建設の根幹となる詔書を賜りたい事
- ②児童生徒と教職員を対象にするも一般国民にも呼びかけるものである事
- ③詔書に盛り込むべき諸精神を8つ提示
- ④徳目列举、命令口調を避け、教育に対して信頼している事が滲み出るものにして欲しい事、及び、教育勅語に欠けていた普遍的道徳を加えて修正してほしい事。
- ⑤1946（昭和21）年初頭に出されたのと同じような形式の口語体で出してほしい事

この日本側教育委員会の報告書に関しては、教育勅語の補完から教育勅語を代替するものへと実質的に変化しているとする三羽の見解がある⁴²ものの先の京都勅語案と比較しても、それほど大きな変化はないように思われる。

一方、米国教育使節団の方は、公表された報告書では、「儀式の際の勅語勅諭の奉読や御真影の奉拝は～中略～廃止すべきである」⁴³と儀式における勅語の使用停止しか勧告していない。但し、米国教育使節団第三委員会が作成していた報告書の方では勅語と御真影の恒久的廃止を勧告しようとしており、その結果、使節団内部で激しい論争が行われていたようである⁴⁴。

しかし、新教育勅語作成の動きは、4月上旬以降見られなくなる。その原因としては、以下の問題が指摘できるだろう。

1946（昭和21）年4月10日の衆議院総選挙によって、与党第一党を自由党が獲得した結果、当時、自由党総裁の立場にあった鳩山一郎が組閣するものと目された。しかし、鳩山はGHQ/SCAPの介入により1946（昭和21）年5月3日に公職追放されてしまう⁴⁵。その結果、1946年（昭和21年）5月22日に吉田茂が漸く内閣を組閣する事になり、また、安倍に代わって田中（耕）が文部大臣に就任する事になるが、この間、約1か月間、日本の政治は停滞状況に陥る。一方、CI&Eの側も1946（昭和21）年3月以降、休暇という形で帰国していたダイク局長が1946（昭和21）年5月に辞職し、また、特別顧問に異動していたヘンダーソンも同時期に帰国してしまう。その結果、CI&Eはニュージェント（Donald R. Nugent）を局長とする体制へと再編される事になる。

安倍文相が内奏し、昭和天皇より原案作成を下命されるまでに至ったこの時の新教育勅語渙発の動きは、端的には、これらの日本、CI&E双方の体制再編に巻き込まれる形で自然消滅する事になったものと思われる。その結果、新教育勅語渙発論は時期を逸する事になった。しかし、新教育勅語渙発論自体は、要求する主体を変えつつ、1946（昭和21）年9月の教刷委まで継続していく事となる。

尚、この間の1946（昭和21）年3月4日に、1945（昭和20）年12月末に出された三教科停止指令を踏まえた文部省令第9号が出されたことによって、初等教育及び中等教育段階の修身、日本歴史、地理に関する条文の効力は停止されたが、この時、併せて第一条も

効力が停止された。この措置によって、この段階で、中等教育においては教育勅語の法的拘束力が消滅している。

一方で、初等教育においては、国民学校令施行規則第 47 条が停止されなかった為、結果として、教育勅語に関する法的規定が残存する状況となった。この規定の削除は、第 3 章で扱うように、1946（昭和 21）年 10 月まで待たれる事となる。この時、国民学校令施行規則第 47 条が停止されなかった理由は不明だが、第 1 章で扱った公民教育構想においては教育勅語が初等教育の中に位置付けられていた事を見るに、初等教育においては教育勅語を規範として位置付け続けるつもりであった可能性も捨てきれない。

第 3 節 新教育勅語奏請論の終焉

前節で触れたように、安倍-ダイク会談が契機となって政策課題として検討が進められた新教育勅語渙発論は、4 月中旬以降、一時沈静化する。しかし、1946（昭和 21）年 6 月後半に日本政府と GHQ/SCAP の双方で教育勅語「処理」問題が再燃したことに伴って再び新教育勅語渙発が模索されることとなる。

CI&E は地方軍政部からの教育勅語奉読可否の照会を受けて、7 月上旬より再度、教育勅語「処理」の方策の一つとして新教育勅語渙発を再度模索する。しかし、この時既に日本側の文相が新教育勅語渙発に反対の立場であった田中（耕）に代わっていた事が大きな要因となって、CI&E は 1946（昭和 21）年 8 月末には新教育勅語渙発の方針を事実上放棄せざるを得なくなった。この経緯については、第 3 章にて扱う。しかし、新教育勅語渙発の問題はそこで終焉とはならず、その後、教刷委で議題として取り上げられることとなる。

教刷委で教育勅語「処理」問題を担当した第一特別委員会は、1946（昭和 21）年 9 月 23 日、及び、25 日の 2 日を勅語「処理」問題の議論に当てている。この内、23 日の第一回会議では、芦田均（以下、芦田）が「思い付きの案」⁴⁶として、「憲法発布の時の御勅語で」⁴⁷学校教育に対して憲法を精神を理解せしめるという案を提示する。これには、森戸が「そうすれば従来の教育勅語が善いとか悪いとかいう事はなくなって、新しいものに抛らなければならぬということになると、私は一番なだらかではあるまいか」⁴⁸と賛意を表す事で、憲法発布の勅語にて教育理念に言及してもらうという案が俄に検討事項として浮上した。しかし、この案の位置付けについては、芦田と森戸の間で意見が対立している。芦田は、憲法発布時の勅語をあくまで一時的なものに見なしつつも、この段階では将来、新教育勅語が作られる可能性を捨てていない。それは、以下の部分に明瞭に現れている⁴⁹。

日本国民の象徴であり、日本国民統合の象徴という地位は、精神的の指導力を天皇が持つて居られることを認めて居る。其の範囲に於て勅語を賜るということは憲法に反して居る。私はそういう風に解釈するから、若し本当に将来教育勅語の指針となるべきような立派なものが出来るということであれば、それは宜いのではないかという風に思うのです。

一方、森戸は憲法発布時の勅語をあくまで教育勅語から国民によって教育理念を決める体制への転換の際の緩衝材、即ち、「一回限りのこと」⁵⁰としており、いわば、以後、新教育勅語が出されない為の手段として位置付けている。

芦田と森戸の間のこうした意見の対立は、この日の最後まで平行線を辿り、また、案の検討自体も第二回の会議に持ち越されることとなる⁵¹。

9月25日の第二回会議でも新憲法発布に伴う勅語に新教育の理念について言及してもらうという案が引き続き検討される。この日の検討の端緒は河井道の「教育勅語ということではなく、教育者大会か何かの際に、教育に対する何か御言葉を頂戴して置きたい」⁵²という言に発する。この言に端を発した天皇の「御言葉」に関する議論は、芦田、及び、天野貞祐が賛意を示して、一旦、議論が天皇の「御言葉」を求める問題に移りかけるが、務台理作の以下の意見で再び新憲法発布に伴う勅語へと引き戻されることになる⁵³。

それで此の際大事なことは、度を失って居る時に其の抛ろのようなものを与えて戴くということが出来れば、それで宜いじゃないか。それで永く規範になるというようなことは到底むつかしいことで、度を外して居る所へ、一つの道標べを示して戴く。そういうことであれば、憲法発布に対する御勅語が絶好の良い機会であります。国民としては非常に新鮮な感じを持ち得ることだろうと思う。そういう時に、矢張り国民の道徳生活及教育的精神というようなものを織込んだ御勅語を戴くということで、度を外した時期を切抜ければ、それで宜いのじゃないか。

～中略～

此の前森戸さんのお考では、若し御勅語を戴くならば、教育勅語はあれに依らないようにするという御趣旨の御勅語なら宜いということでありましたが、そういうことは又別に考えられると思いますが、別の詔勅になるものだと思います。それとは離れて、私は矢張り憲法に伴う御勅語というもので、そういう御示をして戴く。それは何も今後永くという意味じゃない。此の際を切抜ける必要なものを戴く。そんな風に思います。

この務台の意見に、山崎匡輔文部次官、森戸、芦田が大筋で賛意を表することで、憲法発布の際の勅語で新教育理念に言及してもらうという案がほぼ確定事項となる。但し、その際の内容をどうするかという点については、「教育」という表現を使う必要があるとする河井、森戸と使わない方が良いという芦田の対立など、細かい部分では意見の対立が起きている。しかし、少なくとも今後の教育は新憲法の精神に則る旨を表現してもらうという点については異論がなく、この日の最後の採決では全員一致で可決され、「新憲法発布の際に賜るべき勅語の中に、今後の教育の根本方針は新憲法の精神に則るべきことを示された

いこと」として第一特別委員会の決議に盛り込まれた。

このように、教刷委における教育勅語「処理」の議論では、従来の教育勅語のような細かい内容に立ち入る形での新教育勅語の渙発は否定した。しかし、その一方で「天皇の御言葉」という意味での勅語が持つ政治的効果については積極的に価値を認めている。それらの結果、新憲法発布時の勅語にて新教育理念に言及してもらおうという案が出てくることになったと言えよう。従って、この段階では新教育勅語渙発論が完全に放棄されたとは言いがたい。それでは、新教育勅語渙発論が完全に放棄されたのは何時であろうか。

教刷委第一特別委員会が1946（昭和21）年9月25日に出した教育勅語に関する決議は当初1946（昭和21）年9月27日の教刷委第4回総会にて議事として取り上げられる予定だったが、議事の関係でそれはなされなかった⁵⁴。その結果、第一特別委員会の教育勅語に関する決議の総会での検討は、1946（昭和21）年10月4日の第5回総会にて行われる事となる。

現在、教刷委第5回総会の議事録は後半が欠けており、従って、第一特別委員会の決議が総会でどのように検討されたかは不明となっている。しかし、少なくとも総会において第一特別委員会の決議は了承されたようで、1946（昭和21）年10月11日付で内閣総理大臣に宛てて報告書が送付されている⁵⁵。

ところが、第一特別委員会の決議の内、「新憲法発布の際に賜るべき勅語の中に、今後の教育の根本方針は新憲法の精神に則るべきことを示されたいこと」という案は、閣議で否決となった。それについては、1946（昭和21）年11月15日の教育刷新員会第11回総会で羽溪了諦が以下のように報告している⁵⁶。

私共の委員会で決議しました案がこの総会を通過致しますと、文部省からも内閣の方へ正規の手续をとられたのであります。そうして文部大臣も、閣議に於て我々の希望要項の実現に努められたそうではありますが、何分ああいいう短かい勅語の中に特に教育の問題だけを採り上げるということは、他の文化面との釣合上妥当でない。且又教育というものは単に憲法の精神にのみ則るべきものでない。文部次官の通達にも多分出るようになっております今後の日本の教育は、教育勅語の外に古今東西の倫理、哲学、宗教にも依るとということが明示されておるのだから、単に日本今後の教育が憲法の精神にのみ則るとすることも妥当でないというような御意見が出まして、遂に閣議に於てこれが否決されたということになったそうであります。

以上の羽溪の報告によれば、少なくとも、短い勅語の中で教育の問題だけを採り上げるのは妥当では無いという意見と、文部次官通達と照らし合わせてみると憲法の精神にのみ則るとするのは妥当では無いという2つの反対意見が存在していたとある。尚、現在、閣議の議事録は残されていない為、羽溪の報告にあった反対意見を述べたのが誰かは不明で

ある⁵⁷。

この2つの意見の内、後者の意見には注目される必要がある。ここでいう「文部次官通達」とは、1946（昭和21）年10月8日付で出された「勅語及び詔書等の取扱いについて」の事である。そこには、「教育勅語を以て我が國教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去つて、これと共に教育の淵源を廣く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと。」という文言がある。閣議で出た反対意見はこれを指しての事であろう。これは、田中（耕）が、教育勅語相対化論を展開する際に使っていた表現をほぼそのまま取り入れたものと見て差支えない。

この「勅語及び詔書等の取扱いについて」の成立過程の詳細については第3章にて扱う。しかし、少なくとも1946（昭和21）年9月23日の時点で成案が完成していた事（以下、通牒案）⁵⁸、25日まではCI&Eで参照されていた事⁵⁹、1946（昭和21）年10月3日の連絡委員会でCI&Eに承認された事⁶⁰、の3点が史料上判明している。これらの事実と教刷委の教育勅語論議を比較してみると以下のようなになる。

表 1946（昭和21）年9月から10月にかけての文部次官通牒成立過程と教育刷新委員会における教育勅語論議の時系列比較

1946年	文部次官通牒成立過程	教育刷新委員会における教育勅語論議
9月13日		第2回総会にて教育勅語「処理」問題を提起
9月20日		第3回総会にて教育勅語「処理」問題を第一特別委員会に付託する事を決定
9月23日	通牒案完成	第一特別委員会第一回会議
9月24日	CI&Eへ送付？	
9月25日	デル・レによるコメント	第一特別委員会第2回会議にて決議
9月27日		第4回総会で取り上げられる予定なるも取り上げられず
10月3日	連絡委員会で承認	
10月4日		第5回総会にて第一特別委員会の議決承認、同日、連絡委員会でCI&Eに報告
10月8日	通牒を公布	
10月11日		第一特別委員会決議事項を内閣へ送付

（筆者作成）

このように、教刷委における教育勅語「処理」論議と並行する形で、文部省では文部次

官通牒が準備されていた。しかも、1946（昭和 21）年 9 月 23 日以降は常に教刷委に先んじて準備が進行している。

この文部次官通牒を根拠として教刷委の決議が閣議で否定された事は、結果的に、田中（耕）の教育勅語相対化論が新教育勅語渙発論に競り勝ったという事を意味する。従って、新教育勅語渙発論が最終的に放棄されたのは、田中（耕）の教育勅語相対化論が、「新憲法発布の際に賜るべき勅語の中に、今後の教育の根本方針は新憲法に則るべきことを示されたいこと」という教刷委第一特別委員会の決議実現を阻止した閣議の段階だと見るべきであろう。

第 4 節 小括

以上、1945（昭和 20）年 12 月から 1946（昭和 21）年 10 月に到るまでの新教育勅語渙発論の展開を整理してみた。新教育勅語渙発論は、概ね占領政策と民主化政策を円滑に進める際に天皇の影響力を十全に活用しようとした GHQ/SCAP 側の政治的意図と国体護持を至上命題としつつも新時代への対応を迫られた日本政府側の政治的意図が組み合わさって展開されたものとも言える。久保は「占領教育政策には～中略～日本の民主主義化の徹底という側面と戦略的目的の教育政策の側面が存在し」⁶¹、そして、その 2 つの側面が「競存していることに、着目しなければならない」⁶²と指摘しているが、新教育勅語渙発論はまさに 2 つの側面が交差する地点で模索されたものであった。但し、新教育勅語渙発論それ自体は「競存」よりも「共存」の趣が強い点は指摘されなければならない。

新教育勅語渙発論は、1946（昭和 21）年 2 月 2 日の会談以後、1946（昭和 21）年 3 月 15 日の昭和天皇への内奏によって一時日本政府の政策課題となったと見なして良いだろう。新教育勅語渙発が最も実現に近づいたのは、1946（昭和 21）年 3 月末から 4 月上旬にかけての時期であった。しかし、既に大日本帝国の抜本的改正が明らかになりつつあった事に加え、日本政府と CI&E の政治停滞に巻き込まれる形で新教育勅語渙発は実現できなかったと筆者は考える。

先行研究では、新教育勅語渙発論は教刷委で廃棄されたと結論づけられる事が多い⁶³。確かに、教刷委では京都新勅語案や米国対日教育使節団に協力すべき日本側教育委員会が示したような具体的な規定を求める形での新教育勅語渙発論は放棄している。しかし、特に GHQ/SCAP 側が新教育勅語を模索する動機となった天皇の影響力を活用しようという政治的意図については、教刷委はその意図を継承したと見るべきである。この政治的意図に着目すれば、新教育勅語渙発論の完全な放棄は、「新憲法発布の際に賜るべき勅語の中に、今後の教育の根本方針は新憲法に則るべきことを示されたいこと」という決議が実現しなかった時点、という事になる。そして、それはこの決議が閣議において否決された時点である。

この事に着目すれば、例えば、鈴木「天皇の権威を利用して、新しい教育宣言を出す」という新勅語はアナクロニズムとして実現不可能とみられるような客観情勢の進行があっ

た」⁶⁴という評価には若干の修正が必要のように思われる。確かに、従来の教育勅語のような詳細な内容に踏み込んだ新教育勅語の発布は教訓委の時点では既に不可能な情勢にあったと言えよう。しかし、天皇の権威を利用する形での勅語という事については、この時点ではまだ「実現不可能」とは言い難い情勢であった。むしろ、従来のような教育勅語が出せない情勢になった事によって、反って、新教育勅語渙発論が持つ根源的な要求である天皇の権威を利用した教育理念の転換が鮮明化したとすら言い得る。このような新教育勅語渙発論が実現しなかったのは、羽溪の報告にあるように、結果として、田中（耕）が教育勅語相対化論を最後まで捨てなかった事に起因するのであり、それが無ければ、新憲法発布の際の勅語が事実上の新教育勅語として機能していた可能性がある。この点においても、「新勅語論に多少の打撃を与えはした」⁶⁵という鈴木の評価は、田中（耕）の教育勅語「処理」論が新教育勅語渙発論を終始阻止し続けた、と修正される必要があろう。

¹ 戦時中の米国内における教育勅語問題については、鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、1983年、第一章や貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター、2001年、第一章などを参照の事。尚、現在では、ジェフリー・ゴラー著 福井七子訳『日本人の性格構造とプロパガンダ』ミネルヴァ書房、2011年、P.158でゴラーの新教育勅語論を容易に読めるようになっている。

² 佐藤秀夫『続・現代史資料（10）教育 御真影と教育勅語 3』みすず書房、1996年、P.136~148。引用部分は、P.144。尚、訳は筆者による。

³ 佐藤秀夫・鈴木英一「敗戦直後の京都・新教育勅語構想・有賀鐵太郎とシーフェリン」『季刊教育法』43号、1982年。及び、佐藤秀夫「京都の新教育勅語構想・追補」『季刊教育法』44号、1982年などを参照の事。

⁴ 鈴木は、京都勅語草案の執筆者が有賀鐵太郎であると判断した根拠を5つ挙げているが、その内の特に第2と第3の理由については、現在、有賀鐵太郎の日記や談話記録の所在が不明なため、確認する事が出来ない。詳しくは、鈴木、前掲書、P.109~110。

⁵ 草案自体は、Trainor Collection Box30にある。

⁶ HEADQUARTERS SIXTH ARMY Military Government Section APO 442 9 December 1945, Trainor Collection Box30.

⁷ 尚、1946（昭和21）年4月に有賀が上京してヘンダーソンと会談した際には、ヘンダーソンから有賀が作成した草案の思想が何れ出す事になる声明にある程度反映されるらしいと聞かされたようである。詳しくは、鈴木、前掲書、P.123~124。

⁸ 一度目の会談は1946（昭和21）年1月23日に行われ、また、その会談記録は後に公開されている（文部時報第862号）が、2度目の会談については安倍より秘密にするよう命じられたため、通訳を務めた神谷美恵子が後に記録を公開するまで、会談内容が公開されていなかった。

⁹ 神谷美恵子『遍歴（『神谷美恵子著作集9』）』みすず書房、1980年、P.224~225。

¹⁰ 同上書、P.225~226。

¹¹ 例えば、鈴木、前掲書、P.105。

¹² 神谷、前掲書、P.226。

¹³ 同上書。

¹⁴ 同上書。

¹⁵ 同上書。

¹⁶ 同上書。

¹⁷ 同上書、P.227。

¹⁸ 同上書。

¹⁹ 同上書。

²⁰ 同上書。

²¹ 同上書。

²² 同上書。

²³ 同上書。

²⁴ 同上書。

-
- 25 同上書。
26 同上書。
27 同上書。
28 同上書。
29 同上書。
30 同上書、P.228。
31 同上書。
32 同上書。
33 同上書。
34 同上書。
35 同上書。

36 尚、この時の内奏については、木下道雄『側近日誌』に次のような記載がある。

三月十五日（金） 晴

～略～

午後3時、内奏を了えたる安倍文相来室。内容は教育勅語の骨子につき内奏したるなり。原案なし。陛下より原案を提出する様御下命あり。

木下道雄『側近日誌』文藝春秋、1990年、P.169。

安倍の自叙伝には、「ダイク代将も私に向かって新勅語の下附を勧めたことがあり、私自身手狭な御文庫の御住居で陛下に謁して、その事を申し上げたこともあるが、時勢の推移はやはり私にそれを不適當だと思はせるやうになり、その沙汰もいつしかやんだ」と記されている。安倍能成『安倍能成 - 戦後の自叙伝』日本図書センター、2003年、P.59。

37 鈴木、前掲書、P.105。

38 久保義三『新版 昭和教育史-天皇制と教育の史的展開』東信堂、2006年、P.698。

39 尚、1946（昭和21）年3月15日の安倍文相の内奏は外部に漏れたらしく、それによって新聞メディアの反発を呼び込んでいる。たとえば、朝日新聞は1946（昭和21）年3月20日付で「勅語渙発説を斥く」と題する社説を載せている。一方で、中国新聞は1946（昭和21）年3月20日付で「新しき道徳と教育勅語」と題する社説を載せて、新勅語に賛成の立場を取っている。第5章で扱う教育勅語決議の時に比べれば、この時のメディアは比較的自由な主張の展開を許されていたと評する事が出来るだろう。

40 鈴木、前掲書、P.133~134を参照。

41 尚、報告書本体の文面については、例えば、佐藤、前掲書、P.238~239を参照の事。

42 日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育』世織書房、2018年、P.103。

43 村井実全訳解説『アメリカ教育使節団報告書（講談社学術文庫）』講談社、1979年、P.61~62。

44 この経緯については、例えば、鈴木英一・平原春好『資料 教育基本法50年史』勁草書房、1998年、P.24~25を参照の事。

45 鳩山一郎の公職追放については、例えば、増田弘『公職追放 三大政治パージの研究』東京大学出版会、1996年、第一章を参照の事。

46 日本近代教育史料研究会編、『教育刷新委員会/教育刷新審議会会議録 第六巻』岩波書店、1997年、P.5。

47 同上書。

48 同上書。

49 同上書。

50 同上書、P.13。

51 尚、芦田は最後まで新教育勅語が将来出される可能性を残そうとしていたらしく、第二回会議においても、新教育勅語を奏請しないという案に最後まで反対の姿勢を崩さなかった。

52 日本近代教育史料研究会、前掲書、P.20。

53 同上書、P.23。

54 同上書、P.37。

55 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会/教育刷新審議会会議録 第十三巻』岩波書店、1998年、P.156~157。

56 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会/教育刷新審議会会議録 第一巻』岩波書店、1995年、P.243。

57 ところで、羽溪の報告では文部大臣は実現に努めたとされているが、田中（耕）の教育勅語「処理」論等を踏まえると、その言葉を額面通りに受け取るのを留保する必要があるように筆者は考える。とは言え、これについてはあくまで推測の域を出ない。

⁵⁸ GHQ/SCAP Records Box No 5395 CIE(C)02020.

⁵⁹ Memorandum :To Orr From Del Re September 25th 1946,Trainor Collection Box30.

⁶⁰ REPORT OF CONFERENCE 3 Oct 46,Trainor Collection Box33.

⁶¹ 久保、前掲書、P.669。

⁶² 同上書。

⁶³ この点については、2018（平成30）年に出版された日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育』においても、「新勅語論の決着」として教刷委を取り上げているのが象徴的である。詳しくは、日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編、前掲書、P.109~P.110。

⁶⁴ 鈴木、前掲書、P.207。

⁶⁵ 同上書。

第3章 1946（昭和21）年中旬における教育勅語「処理」問題の急転とその帰結

本章では、1946（昭和21）年6月以降に再燃した教育勅語「処理」問題が1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒¹、及び、1946（昭和21）年10月9日の国民学校令施行規則からの儀式規程削除に至るまでの経緯を扱う。

まず、1946（昭和21）年6月中旬より再燃した教育勅語「処理」問題が、1946（昭和21）年7月16日ニッポンタイムズ報道によって情勢の急転を招く事態になる様を扱う。その後、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒、及び、1946（昭和21）年10月9日の国民学校令施行規則改訂に到る経緯を追う。

第1節 1946（昭和21）年7月16日付けニッポンタイムズ報道までのCI&E内部の様相

1946（昭和21）年6月10日、山形の第86軍政府司令部からCI&Eに対して教育勅語奉読の可否を問う照会が発せられる²。その照会では、教育勅語の中で問題となる箇所の下線が引かれているが、その部分は、第1段の全て、及び、第2段中の「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」、第3段中の「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」の3か所である。

この照会文を作成したバイルス（Karl D. Bills）の問題意識は、GHQ/SCAPの占領政策方針から考えて、当然、問題となってくるであろうものだったと思われる。尚、この照会は1946（昭和21）年6月15日付で第9軍司令部から第8軍司令部へと送られ、その後、1946（昭和21）年7月6日にCI&Eに送られてくるのであるが、その過程で第8軍司令部のシェイファー（W・R・Schafer）の意見が追加されている。

シェイファーの意見では、バイルスの照会中、教育勅語奉読と御真影掲示の可否を問うている部分に着目し、それらを禁止する規定が存在していない事を指摘している。しかし、指摘された勅語の一部分を削除することは「勅語全体の文脈を破壊するようなものだから、実行不可能と確信する」とした上で、教育勅語奉読を禁止する規定をつくる事を勧告した。

以上に挙げたバイルスの照会、及び、シェイファーの勧告は、教育勅語「処理」政策が重要課題である事を認識させ、教育勅語の具体的「処理」に向けて改めて検討させる事となった。

まず、1946（昭和21）年7月10日にジョージ（Scott Gorge）がオアに対して覚書を提出している³。

それには、まず宗教課長バンスと学校における教育勅語及び御真影について取るべき政策についての協議を行った事とその内容について報告されている。それによるとバンスは教育勅語の奉読は「現実にはそれほど重要な問題ではない」が、勅語の文言や儀礼的な奉読の歴史が、新しい日本の教育の基本原則として役立たせるにふさわしくない状態にしているため、奉読は禁止された方が良くいと述べたとある。ただ、これについてはより熟考し

た上で意見を作成して教育課に送付する事を約束している。

この協議報告に続いてジョージの意見が記されている。その意見では、まず、この問題は教育課課長によって決められるべきであり、宗教課長の同意を得ながら、指令文書を作成して、日本の教育に関わる全ての部署に送付する事、そして、最終決定は文部省と協調の上でなされるべきであり、我々が各部署に送付した指令と共に学校に命令する必要がある事、また、教育勅語が禁止される為には新教育勅語の問題も考える必要がある事が書かれている。この意見は要約すれば、差し当たっては教育勅語奉読を禁止する指令を出しつつ、最終的に「処理」するに際しては新教育勅語を以ってすべきであるというものであろう。

続いて1946（昭和21）年7月12日には、先の約束にあった通り、宗教課長バンスより御真影と教育勅語奉読に関する正式な意見が送付されてきた⁴。この意見の内、教育勅語の方は「1890年教育勅語」と題した以下の文章となっている。

1、1890年教育勅語は“急進的な”傾向を抑圧するために書かれた神道—儒教主義者の文書である。古事記や日本紀（Nihonngi）以上に、それは近代国家神道の聖典（Bible）であった。そこから、軍国主義者や超国家主義者はたくさんの利点を引き出してきた。最も自由主義的な解釈によっても、新憲法草案の精神から逸脱している。それは、恐らく歴史的な文書として含められるであろう高等教育段階を除き、公立学校で読まれるべきでも、教科書に記載されるべきでもない。

2、以上の事を保証するために文部省に適切な措置をとらせる事を勧告する。

a、地方長官や学校長に教育勅語はもはや学校では奉読されない事を通知する。

b、高等教育段階を除いて、教育勅語を教科書や教材から排除する。

ここに書かれているバンスの意見は、ジョージの意見に比して、より明解かつ具体的施策に踏み込んで勅語廃止の方針を述べている所に特徴がある。また、新教育勅語渙発に関する言及は見られない事から、古野が指摘しているように⁵、バンスの主眼はあくまで教育勅語を教育から実質的に排除する事であったと考えるのが妥当であると思われる。

1946（昭和21）年7月15日には、民間人顧問のデル・レ（Arundel Del Re）が「1890年教育勅語—御真影」と題する覚書をオア課長に提出している⁶。

デル・レは、バンスの教科書から勅語を廃止する指令を出すという提案、及び、勅語が新憲法草案の精神を逸脱しているという評価に基本的には同意していると書いている。但し、バンスの提案2-bについては「さらに、もはや学生によって研究されたり暗唱すべきではない事を規定する事」を追加し、また、2-aについては、「読まないようにする」から「読むように命じないようにする」と修正するように提案している。この内、後者の修

正に関しては、バンスの提案と目的は同じであると前置きした上で、自分の提案の方が、「紛糾をかなり回避できるだろう」としている。また、勅語奉読の禁止に際しては「文部省が命令するとすれば必要であろう」が、SCAPがこの件で指令を出すことは「今のところ賢明ではない」とし、バンスの具体策そのものに対しては慎重な姿勢を表明し、かつ、「JECの意見に照らして新教育勅語の望ましい効果について検討すべきというジョージの提案を強く支持する」という旨を書いている。そして、「以上の勧告が是認されれば、新教育勅語の発布が自動的に前の勅語を無効化する事を示す。と同時に、文部省は学校長や地方長官に、生徒に読ませる際に実行すべき手続きについて指示する必要があるだろう」と結論を結んでいる。

この覚書からは、デル・レが極めて穏便な形で教育勅語「処理」を行おうとする姿勢が強く伺える。特に、ジョージやバンスが教育勅語の排除に対して、SCAPの指導力を発揮するように提案していたのに対し、あくまで文部省を前面に立てた方策を主張している点は注目しておくべきだと思われる。

以上が1946(昭和21)年7月16日までに出された意見であるが、これらを総括すると、まず、教育勅語が学校で奉読される事は極めて問題であり、これは禁止させなければならぬという点では意見の完全な一致を見ていたようである。しかし、ジョージとバンスが、SCAPが積極的に介入すべきだと述べているのに対して、デル・レはあくまで文部省主導で行わせるべきであると主張するなど実際の手続きに関しては若干の温度差があったようである。また、この段階では、教育勅語問題の最終的な解決を新教育勅語渙発によって行うという方策がCI&Eの中では主流の見解であったということも伺える。

このように、CI&E内部で教育勅語「処理」問題の検討が開始された頃、1946(昭和21)年7月16日のニッポンタイムズ報道が齎される事になる。

第2節 1946(昭和21)年7月16日付けニッポンタイムズ報道の影響

本節では、第一に、1946(昭和21)年7月15日の議会論戦の模様と1946(昭和21)年7月16日のニッポンタイムズ報道内容の比較を行い、議会論戦が報道ではどの程度正確に伝えられたのかについて検証する。第二に、ニッポンタイムズ報道をCI&EとGSそれぞれがどのように受け止めたのかを比較、検討する。第三に、両者の対応の違いについても検討し、それらを総合する形で、ニッポンタイムズ報道が教育勅語「処理」過程に齎した影響について考察する。

2-1 田中耕太郎-加藤一雄論戦の構図 - 田中耕太郎の教育勅語相対化論と加藤一雄の守旧性 -

まず、ニッポンタイムズ報道の元となった議会における論戦を改めて整理する。

ニッポンタイムズ報道の元となった論戦は、1946(昭和21)年7月15日に第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会において、日本自由党の加藤一雄(以下、加藤と略す)と

田中（耕）の間で行われたものである。以下、その流れを追っていきたい。

加藤は「教育の基本法」に関して、田中（耕）と論戦を交わしたのち、「終戦後今日までの國民思想の頽廢と學校教育の根本的な行方が分らぬと云ふ状況は萬人是は認める所」⁷と切り出した上で、「現在が左様な混沌たる状況では新日本の建設も其の第一歩があやふやでありまして、立派な成果は收められぬと思ひます」⁸として、将来の構想が成果を収める為には現在の（思想的に）混沌たる状況を何とかする必要がありと、田中（耕）に対して、教育の淵源に関する質問を行った。

これに対する田中（耕）の答弁は、加藤の質問を「道義教育の意味」⁹と受け取ったとした上で、「其の淵源はどこにあるかと云ふ問題」¹⁰と捉えたと前置きして回答を始める。そして、田中（耕）は、文部省としては制定当時の事情を考慮すると、形式や表現の仕方において「當時の色彩」¹¹がついてはいるものの教育勅語に盛られている「根本原理は、詰り人倫の大本、天地の公道と申しても差支へない」¹²とし、そして、「今日も其の内容の見地から考へて見まして、權威を持つて居ると思ふ」¹³と述べる。この点については、さらに、「天皇陛下がああ云ふやうに御明示になつたから、教育勅語を教育の淵源と拜すると云ふのではなく」¹⁴、「内容其のものが正しい」¹⁵から文部省は「依然として其の道義的の權威を尊重すると云ふ建前」¹⁶だと念を押している。その上で、従来のは、「教育勅語を單に形式的に誦讀して表面だけ遵奉したやうな顔をして居ると云ふ所」¹⁷にあったとし、今後は、「本當に肚の底から教育勅語に示されて居るやうな道義を實踐すると云ふ所に重きを置かなければならない」¹⁸と述べる。そして、その為には、従来等閑視されていた「宗教的情操を涵養し」¹⁹、信教の自由の許す範囲においてあらゆる宗教に協力して貰うという態度に出る必要があるとする。さらに、教育の淵源は「豈に教育勅語のみならんや、或は「バイブル」あり、或は論語、孟子あり、或は佛教の聖典あり、或は日本にも立派な古典」²⁰があるので、そういうものも今後は全部教育の淵源として「道徳、道義的の教育に利用しなければならぬ」²¹とし、「非常な廣い國際的の眼光を以て、歴史的の眼光を以て、さう云ふ人類の道義の根本を理解するのに役に立つやうな材料を、總て利用しなければならぬ」²²と考えると回答した。

加藤は、田中（耕）の答弁を「教育勅語のみを以て國民教育、國民道義の昂揚を圖つて來たのが間違ひで、廣く世界に知識を求めなければならぬ」²³と受け取り、それならば、文部省に適当な措置を執って戴きたいとした上で、今度は国体の精華についての答弁を求める。

これに対して、田中（耕）の答弁は、国体が従来、「國體明徴運動とか、或は日本精神、或は東洋精神の強調」²⁴という形で誤って伝え、用いられて來たとして、「極めて遺憾に存ずる次第」²⁵とする。その状況ゆえに、国体という用語の使用が「餘程用心しなければならぬやうな状態」²⁶であるが、「善い意味の民族性、日本の歴史及び日本の社會の特異性」²⁷は十分に認識しなければならぬとする。そして、「民主主義的の根本原理」²⁸は、「普通人類的のもの」²⁹だと考えるが、それが適用されるに当たっては、「日本の歴史、日本の社

會構成、日本の文化的水準、或は民族性と云ふやうなもの」³⁰を十分考慮して、「其の普遍人類的、普遍妥當なる民主主義的の原理」³¹が適用されると説明した。そうした中で、「此の日本の特異性を全部國體と云ふ言葉を以て表はしますとすれば、是はやはり大いに尊重しなければならぬものであると云ふことに歸着する」³²とし、その意味で、「從來の誤つた意味の國體觀ではなくして、今度は新しい意味の、一層科學的な、一層歴史的な、一層社會學的な意味の國體の研究も必要ではないか」³³と回答した。

この2つの田中（耕）の答弁に対して、加藤は強い不満を覚えたらしく以下の反応を返す事になる³⁴。

○加藤（一）委員 今の御言葉で、教育の淵源に付きましても、國體の精華に付きましても、從來、誤つた誤つたと云ふ御言葉を伺つて居ります、さう致しますと、我々が受けましたものは、全部誤つた教育を受けたことになりまして、少し言葉がどうかと思ひます、私は斯様に考へて居ります、八月十五日以前の教育に於きましては、教育勅語にあります全文が全く日本の國體の精華であつた、同時に教育の淵源もそこにあつたと確信を致します、此の確信に、文相、間違ひございますか、間違ひございませぬか

この加藤の詰問に対して、田中（耕）は以下のように応答する³⁵。

○田中國務大臣 我々と致しましては、教育勅語に示されて居ります國體の精華、又其の國體が教育の淵源になつて居つたと云ふことに、決して誤りはないと存じますそれは詰り勅語の後にも示されて居りますやうに、斯の道は皇祖皇宗の遺訓であり、又之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らずと云ふ風に言はれて居ります詰り普遍的原理と、日本固有の善い意味の美風、淳風美俗と申しますか、さう云ふものと一體を成した意味の道義觀が、是が國體の精華でもあると云ふ風に考へて居ります、只今御話のやうに、眞理と云ふものは八月十五日を境として其の前のものが今誤りになり、其の前に誤つて居つたものが、今度は眞理になると云ふやうなものでは、決してないと云う風に信じて居ります、でありますから是は教育勅語の拜し方の問題になりまして、従つて、從來、本來正しかるべき筈の教育勅語が、或は右翼的な方面、或は文武官僚等に依りまして曲解せられて居つたと云ふ風に考へます

この田中（耕）の回答を以って、加藤と田中（耕）の教育勅語「処理」に関する論戦は終了する。

以上の論戦を俯瞰すると、以下の点が指摘できる。

まず、加藤の質問が、例えば、1946（昭和 21）年 6 月 27 日の森戸質問とは異なり、教育勅語を擁護する方向からの質問になっているという点である³⁶。加藤は、この時衆議院当選一回であったが、議員を目指す際に、自身は「国体護持」の為に議員になると宣言した程の保守思想の持ち主であった³⁷。こうした思想を基盤とした加藤質問の方向性は、あくまでも「国体護持」の観点から、戦前の教育が必ずしも間違っていなかった、即ち、教育勅語に基づく教育は必ずしも誤りでは無かった、との回答を求めるものであったと見てよい。この点において、加藤質問は前述の森戸質問や後の南原質問³⁸とは根本的に方向性を異にするものである。

これに対して、田中（耕）の答弁は、基本的には森戸質問に対する回答と同じく教育勅語相対化論を以って応じたと言える。しかし、加藤質問の内容が上記のように教育勅語を擁護する方向性であった事に鑑みれば、この田中（耕）の答弁は、教育勅語相対化論のより変革的な側面が強調される形となっている。それは即ち、従来の国体観とは異なる新しい国体観を研究する必要性を喚起し、更に、教育勅語の自然法的真理性を強調しつつも、従来の取り扱い方及び解釈の誤りを強調し、教育勅語の正しい扱い方の必要性を喚起する形となっている事で加藤質問よりも革新的な傾向が浮き出ているという事である³⁹。この論戦そのものについては、古野が「危機に瀕した教育勅語の存在を救い出す方向に働く議論」⁴⁰であったと評しているが、この議論が教育勅語を政治的な措置によって廃止するのは拒否しつつも、従来の教育勅語擁護論とも全く異なる点から見て、「教育勅語の存在を救い出す方向」を第 3 の道を模索する議論であったと捉えた上で、古野の評価に筆者は同意する。

問題は、この加藤と田中（耕）の論戦がニッポンタイムズ報道ではどのように報じられたかである。

2-2 ニッポンタイムズ報道の検証-実際の議会論戦との比較-

次に、ニッポンタイムズ報道の内容と前節で取り上げた実際の国会論戦との比較を行う。

ニッポンタイムズは、日本政府による対外啓発の窓口として第二次大戦中も存続した英字新聞である。戦争終了後は、そうした事情故に占領軍の注目するところとなり、GHQ/SCAP が日本政府から新聞を買い上げて麾下の将兵に配布するなど、占領軍と日本政府の間を繋ぐ存在として重要な位置に置かれることとなる⁴¹。ここには、被占領期においては、ニッポンタイムズでなされた報道が、直ちに GHQ/SCAP の注意を引くことになるという構造があった。こうした状況下で、1946（昭和 21）年 7 月 15 日の加藤と田中（耕）の論戦が記事にされたことの影響は大きい。

まず、ニッポンタイムズは、1946（昭和 21）年 7 月 15 日の国会論戦の模様を翌日、以下のように報じた⁴²。

“Diet Told Rescript On Education Holds By Minister Tanaka”

Stand Clarified on Measure To Combat Degradation of Morals

-

The nation should abide by the Imperial Rescript on Education as long as it is not abolished, asserted Education Minister Kotaro Tanaka yesterday as the Draft Constitution Committee of the House of Representatives continued its article-by-article study of the proposed statute starting from Article IX.

The Rescript on Education “has not been abolished fundamentally as yet”, Tanaka stated, adding that he saw the need to put its spirit into practice. He continued that other materials such as Japanese classics, the Bible and other religious books should be utilized extensively to form the “basis” of education.

He made the statement in reply to Representative Kazuo Kato, Liberal who suggested that the Government make clear its basic educational policy in regard to the degradation of morals now being witnessed in Japan.

Kato then sounded the Education Minister’s view on the “glory of the Japanese national policy” as mentioned in the Imperial Rescript on Education, whereupon Tanaka said considerations should be given both to the peculiarities of this country and universal concepts of humanity. The “quintessence of national policy,” he declared, ought to be evolved from a mixture of universal truth and Japanese tradition.

議会は田中大臣によれば教育勅語は保持されると述べた

道義頹廢に抵抗する為の手段として明らかに有効である

「教育勅語が廃止されない限り国民はそれを遵守すべきである。」田中耕太郎文部大臣は衆議院憲法改正委員会が逐条審議を第9条から開始した昨日、そのように断言した。

教育勅語は「まだ根本的に廃止されてはいない」と田中は述べ、その精神を実践において活用する必要があるとつけ加えた。彼は（勅語が）日本の古典や聖書、その他の宗教の經典の如くが教育の「基本原理」として広く活用されるべきであると続けた。

田中は自由党の加藤一雄代議士の、「政府は現在の日本で直面しつつある道義の退廢を考慮した上で、教育の基本的な方針を明らかにすべきである」という要求に応じて声明を出した。

加藤はこの時、教育勅語を取り上げて、日本の国家政策における誇りについて文部省の見解を質した。これについて、田中はこの国の特質と、普遍的な人類の理念について見解を述べた。それが、「国家政策の根本」であると彼は断言した。普遍的な真理と日本の伝統は混合されて発展させられるべきであるとした。

以上が、加藤-田中（耕）論戦を報じたニッポンタイムズの記事の全文であるが、実際の論戦と比較してみると、以下の点で齟齬がある。

まず、「教育勅語が廃止されない限り国民はそれを遵守すべき (should abide) である。」と田中（耕）が断じたと記事には書かれている。しかし、実際の論戦においては、少なくとも明確に分かる形では田中（耕）が断言したと判断できる発言が見当たらない。強いて言えば、「今日も其の内容の見地から考へて見まして、權威を持つて居る」との発言が該当するのかもしれないが、その発言から「遵守すべきである」との内容を読み取るには些か無理があるだろう。

次に、記事からは、加藤質問がそもそも教育勅語擁護の方向から為されたものである事が分からないようになってきている。特に、加藤が田中（耕）の答弁に苛立って詰問している場面などが記述されていない為、記事だけを読むと田中（耕）が恰も守旧的な立場から教育勅語擁護論を展開したかのように読める形となってしまっているように思われる。

更に、「普遍的な真理と日本の伝統は混合されて発展させられるべき」という点についても、新しい国体の研究が必要だという部分の答弁が抜け落ち、かつ、上記2点の問題が生じている事から、従来古い国体観で述べていると誤解されてしまう記述になってしまっている事も否めない。

さらに、田中（耕）が教育勅語は日本の古典や聖書、その他宗教の経典などのように教育の原理として用いられるべきと述べているという点についても、実際の論戦と報道の間には齟齬が生じている。

以上の点から見て、ニッポンタイムズ報道は実際の国会論戦の様相を正確に描写しているとは言い難い記事内容になっていると評してよいだろう。

2-3 ニッポンタイムズ報道が CI&E 及び GS に与えた影響について

それでは、このニッポンタイムズの記事が GHQ/SCAP にどのような影響をもたらしたのだろうか。

a、CI&E の反応

ニッポンタイムズ報道に最も早く反応したのは、デル・レである。デル・レは 1946（昭和 21）年 7 月 16 日付けで「議会における教育勅語に関する文部大臣の論評」と題した覚書を作成している⁴³。そこでは、田中（耕）の発言は注目に値するとした上で、評価の前に田中（耕）の発言を逐条で翻訳していくことが望ましいとする。また、この論点は日本の若者の道德教育問題で多くの関心が占められている事を看破した上で、この問題も教育勅語と繋がっているのが相当重要である、と述べる。そして、田中（耕）の言う「日本の古典」が何であるかを確認することと文部省の教科書局は教科書が無宗教の性質、かつ、文学的な調子で編纂することを提案すべきとする。さらに、CI&E と文部省の教科書、カ

リキュラム部門と田中（耕）の間で議論できれば尚良いと提案した。

1946（昭和21）年7月18日には、バンスより意見書が送付されてくる⁴⁴。そこでのバンスの意見は教育勅語が学校で容認されることは絶対にあるべきではないというものであった。また、日本の古典が教育の淵源として広く合法的に利用できるというのも理解しがたく、かつ、皇国の道（“Imperial way”）の古いごまかしへの論及なしに日本の古典と道義退廃を結び付けるのも理解できないと書いている。

この後、1946（昭和21）年7月下旬頃より CI&E 内部で教育勅語「処理」論議が本格化し⁴⁵、かつ、ほぼ同時並行で文部省とも教育勅語「処理」問題の協議が行われるようになる⁴⁶。

この内、CI&E 内部では、CI&E の女子教育担当官だったドノヴァン（Eileen R Donovan）による「1890年の勅語」と題したまとまった覚書が作成されている⁴⁷。ここでは、CI&E が教育勅語「処理」に対する対応を怠った為に田中（耕）の見解が出てくるに至ったとした上で、教育勅語自体に対する厳しい批判を加えた後、GS と協議した結果、新憲法草案第94条1項に関連して次の情報がもたらされたと書いている。

- 1 この条項は、法令である各種 Rescripts（詔書ないしは詔勅）を自動的に無効にするだろう。
- 2 憲法において使われる日本の符号は「詔勅」という符号である。
- 3 教育勅語は、勅令とも解釈される「詔書」や「詔勅」とは実際には異なる別種のものである。この Rescript は「勅語」、即ち、臣民に対する天皇の個人的なお言葉に過ぎないものであり、また、民政局の法務担当官であるブレイクモア（Blakemore）氏の見解では、法ではなく、従って、新憲法によって自動的に排除されまいだろうけれども、その内容と精神、即ち、反動的な日本精神は、完全に新憲法を貫く人権精神とは相反している。

この情報の直後⁴⁸に新教育勅語渙発を支持する旨を書いたドノヴァンは最後に以下の提案⁴⁹を行う。

提案

重大かつ現下の重要性から考えて、日本の教育制度から勅語を取り除く事が本官の意見であるという事であり、以下のように勧告したい

- 1 教育刷新委員会の設置に関連して天皇が「勅語」、即ち、Rescript として解釈する必要はないものの古い勅語に取って代わるよう理解されるものを布告する。この事に関しては、教

育刷新委員会の第1回会議、ないし、連絡委員会の注意が喚起されるべきである。

a もし、9ヶ月前に勅語が廃止されていたならば、本官は別の手段は必要ないと確信する。しかし、今は単に教育勅語を否定する以上に、新しい勅語を出す事によって田中氏の面子が保たれるべきだろう。即ち、田中氏は彼の支持する最善の徳目が新しい宣言において堅持され、同時に悪しき徳目が除去されるように指し示せよう。

b 我々は、SCAPの方針を考慮すると、田中氏の古い勅語に対する支持を容認する事が出来ない。これは遅かれ早かれCIEに対して問題を生じさせるだろう。即ち、直ちには日本人の精神と連合個々の意見において、後には占領政策に批判的な分析をする歴史家やニュース解読者の著作において。

このようにドノヴァンは古い勅語を否定するという目的は絶対に譲ることが出来ないと強調しつつも田中（耕）の面子を保持する為にも新しい教育勅語を作成し、その際に田中（耕）を関与させるという妥協案を提示し、これを教育課の方針として文部省側に提案するよう求めた⁵⁰。このドノヴァンの意見はCI&E教育課の多くの局員の賛同を受け、文部省との会議の際に持ち出されたものと推測される⁵¹。

文部省、とりわけ、田中（耕）とCI&Eは1946（昭和21）年8月9日、発足を翌日に控えた教刷委の連絡委員会にて直接、教育勅語「処理」に関する論議を行った。そこでは、田中（耕）が教育勅語「処理」問題に対してCI&Eの方針と真っ向から対立している様が当日、CI&Eから出席したオアによって残されている⁵²。その記録によれば、田中（耕）はCI&E側が持ちだした教育勅語「処理」問題を「現実的な理由の次元で検討する事を望まず、純粋に哲学や倫理・道徳の次元で議論する事を好んだ」⁵³との事である。そして、この田中（耕）の意見は「非常に注意深く、かつ、上手に扱わない限り」⁵⁴CI&Eにとって厄介な状況になるだろうとしている。また、この記録ではCI&Eが抱える教育勅語「処理」問題にとって「田中（耕）の哲学が唯一実質的な抵抗であり得る」⁵⁵という評価も残されている。

こうして、CI&Eはニッポントाइムズの報道から約一カ月の間を置いて、田中（耕）の教育勅語「処理」論に直接触れることとなったのである。そして、そこでようやく田中（耕）の教育勅語「処理」論が「哲学や倫理・道徳の次元」⁵⁶での論である事に気付いたのである。また、ドノヴァンがGSのブレイクモア（ブレイクモア）（Thomas L. Blakemore）に相談するまで、教育勅語「処理」が極めて複雑な問題である点にも気付いていなかった。

b、GSの反応

GSがニッポントाइムズ報道を受け取った事が確認できるのは、現在の史料上では1946（昭和21）年7月18日に参謀第2部（以下、G-2と略す）から送られたSpecial Reportsによってである⁵⁷。そのReportsは、本文2枚に資料として教育勅語の英文訳及びニッポントाइムズの記事抜粋で構成されている。それによると、まず、新聞記事の抜粋によれば、田中（耕）は「勅語は基本的には変更されていないし、日本の教育の根本の一つを構成す

るべきである」⁵⁸と述べた事を紹介した後、「勅語の大部分が無害に見える事は正しいけれども、この文書が反動的な目的で利用された事は強調されなければならない」⁵⁹として、ジョンストン (William C. Johnstone) の “The Future of Japan” からの引用を3節に分けて載せている。その引用では、①日本の支配層が旧来の伝統回復や愛国心や天皇への忠誠意識によって自由主義や西洋個人主義、非日本的な信条の浸透を防ごうとした事、②教育勅語は国家主義の徹底の為に強力な道徳的拘束力が付与され、また、多くの人によって憲法と同等の文書と見なされ、更に、時の文部大臣がこの勅語の目的が外来思想の普及阻止である事を認め、そして、解釈を通して国家主義的教育制度の淵源となった事、③勅語の奉読が皇位の維持・繁栄というような国家の為に個人が存在するという概念の理解を容易にさせ、また、実際に日本の国家主義者はそう解釈して人々に押し付けた事、という3点が書かれている。更に、レポートでは、ジョンストンが1937(昭和12)年に河相達夫から「憲法は西洋の統治機構に基づいて入念に作られたが、教育勅語では日本の不変の美德を解明する事が意図されている。国家への忠誠や愛国心、団結心を推奨する事で、勅語は自由や平等の為に行きすぎた不満をチェックする位置におかれている」⁶⁰と聞いたとしている⁶¹。

これに加え、レポートはラモット (Willis Lamott) も “Nippon, The Crime and Punishment of Basic: Imperial Rescript on Education, Cont, d Japan” で、勅語が日本を西洋から遠ざけるだけではなく、全世界へ日本がイデオロギーや文化的使命を持って乗り出させる効果があり、また、勅語は時代錯誤な意識が発達する触媒の役割を果たした、と書いている事を記している⁶²。

最後に、このレポート作成者は、教育勅語に関する決断はCI&Eの管轄なのかもしれない事は理解するが、民間諜報局 (CIS) とG-2の関心として、勅語が軍国主義と画一的管理の為に使用されたという点を指摘している。そして、日本の人々を世界征服という間違った目標に駆り立てた悪徳の一つである教育勅語は占領の長期目的を達成する為に無効化されなければならない、と締めくくっている⁶³。

現在、使われているGS関係の史料 (Justin Williams Papers) では、このレポートと1946(昭和21)年3月3日付の「教育勅語」と題したニッポンタイムズの記事以外に、1946(昭和21)年中の史料は無い。しかし、先に挙げたドノヴァンの覚書には、当時、GSに所属していたブレイクモア (ブレイクモア) との協議を行ったと書かれている事や旧教育基本法が国会に提出された時期にGSとCI&Eの間で協議された記録が残っている事⁶⁴に鑑みるに、上記のレポートが届いた以後、GSも教育勅語「処理」問題にある程度の関与をしていたと推測される。しかし、少なくともGSでは部局内全体で教育勅語「処理」問題を討議した形跡も、また、この問題に関して1948(昭和23)年5月の教育勅語決議要求まで日本政府側と協議を行った形跡も見当たらない。尚、1948(昭和23)年の国会決議成立過程については第5章で扱う。

第3節 1946（昭和21）年10月8日付け文部次官通牒の成立過程

3-1 1946（昭和21）年8月中旬以降のCI&Eの苛立ち

前節で見たように、CI&Eは、1946（昭和21）年8月9日になって漸く、田中（耕）の教育勅語「処理」と直接対峙する状況になった。田中（耕）の教育勅語相対化論を前にしたCI&Eは、教育勅語問題の再三の整理・検討を余儀なくされた模様である。

1946（昭和21）年8月15日には、デル・レが「明治教育勅語」と題した覚書を作成している⁶⁵。それによると、デル・レは、教育勅語が公的には、統治者の御言葉として尊重され、その統治者は神聖な存在として判断され続けているという事、また、勅語が文部省によって天皇に発案され、全ての教育施設で儀式的に奉読されねばならず、全生徒がその精神に服従することを強制されているという状況を指摘する。その上で、占領期間中に文部省は知る限り、何ら修正や廃止の意見を提案してこなかった事を指摘している。尚、デル・レは、それは天皇の置かれたデリケートな立場を苦慮したのだろうと推測している。そして、時間が経つにつれ、概ね考慮すべき変化として、「1 - 神格性否定の詔勅、2 - 新憲法草案における天皇の限定された身分、3 - 文部省が日本の為の新しい教育宣言案を計画中であるという議会での公式声明、4 - 日本教育家委員会と米国使節団によってなされた勧告、5 - 教育勅語問題は喫緊の解決を必要とするという議会の正式の認可」を挙げている。また、文部大臣の議会での公式発言からは、教育勅語が日本の教育の基礎であるという事について、議会での数回の議論の事実から、「勅語（そして、形式如何）が日本の教育の基礎であり続けるか否かについて、いくつかの明確かつ即座な行動が文部省によってとられなければならない事を必然的に求める事になるだろう」という事が認められるとした。デル・レはこのような分析を基に、勅語が非常に重要な国家文書である事を考えると、「勅語の法規としての地位と機能が十分に明らかになり、かつ、定まるまで、教育や道德その他の視点から勅語の内容の価値を検討に入るのは不可能ないし有益ではないように思われる」とした。更に、教刷委において、新教育勅語問題についてだけではなく、もっと全般的に日本の教育の道徳的な基礎や内容も討議する事も提案している。そして、最後に文部省に、文部次官を通じて、有効な命令について、いくつかの積極的な行動が要求されている事が教育課長によって伝えられるべきだとし、行動を実施する為の草案を教育課長と討議するべきだと提案している。

1946（昭和21）年8月23日の教育課課員会議では、教育勅語問題に関して、田中（耕）とオアの間で開催が模索されている会議において、「ニュージェント局長は参加する事を依頼されるだろうし、局長としてこの問題に関与せられるべきである」という報告が載せられている⁶⁶。おそらく、この時の議論が1946（昭和21）年9月4日の教刷委・文部省・CI&Eの会談の1つの契機となっていると思われるが、CI&Eとしては局長がこの問題の解決に乗り出す事を必要と認識される程、教育勅語問題は緊迫していたと見て差し支えないと筆者

には思われる。それほど、田中（耕）の教育勅語相対化論の威力は大きかった。

尚、同日にはデル・レより再度「明治教育勅語の調査」と題した覚書が提出されている⁶⁷。そこには、教育勅語に関する討議に備えた、教育課の望ましい基本的な方針がまだ用意されていない事に対して、いくつかの要点を押さえた資料を用意するに提案したものである。デル・レはその覚書で、「a) 教育勅語の背景と由来 - 誰が編纂の責任者か - 」、「b) 実施のために文部省によって講じられている道筋 - 教授用の教科書を含む、学校での使用（儀式及び教授）についての文部省その他の法令 - 」、「c) 政府ないし他の機関によって作られた勅語の政治的使用の大要、そして、“神聖な天皇” 観という概念に変化した説明までの妥当性を含む、特別な式典の奉読の歴史」「d) 勅語の使用、保存、廃止、再解釈、その他についての日本の現在の見解（政府、政党）の大要」の4種の資料を用意する事を提案している。そして、この提案は調査班によって最も効率よく行われ得る事を指摘し、調査班のベルチャー氏からは、この問題について何もなされていない事、及び、要求があれば調査班は準備に入るとの言質をもらった事を記している。その上で、この提案を認める場合、もし、連絡委員会によって問題が研究される為の基礎資料として実際に使うのなら、来週末には利用できる状態にする必要があると申し添えた。

1946（昭和21）年8月26日には、「文部省・JEC・教育課」と題した 트레이ナーとデル・レ、ウィグルスワースの協議報告においては、以下のような報告が為されている。ここでは、まず、以下のように書かれている⁶⁸。

1 ～前略

a、文部省、特に、文部省の上層部が指令を管理し続けているという事が、文部省とCI&Eの間で正面衝突を引き起こしつつある。教育勅語問題を筆頭として引き起こされつつあるこの問題は、勅語問題に以上のものを含んでいるかもしれない

このように、8月下旬の時点では、遂に教育勅語問題を筆頭に文部省上層部とCI&Eの間で正面衝突が起きかねないという状況に至ったのである。尚、この報告では、教刷委と文部省・CI&Eとの関係性に焦点を絞って報告しているが、その最後の部分で、教育勅語問題について以下のように述べている⁶⁹。

viii、上記は予定されている会議で参加者によって気遣われる教育勅語の詳細な考察の代わりに用いる事とは見なされない。しかし、勅語問題上の行き詰まりという状況を処理する同様の問題と概括する。

CI&E としては、教刷委の地位の議論と一緒に教育勅語問題も打開しようとしたという事がこの報告からは読み取れるであろう。尚、同日、読売新聞が文部省独自の教育改革案をスクープしている⁷⁰。こうした緊張状態の中で、1946（昭和 21）年 9 月 4 日に教刷委・文部省・CI&E のトップ会談が開かれる事となるが、会談に先立つ 1946（昭和 21）年 9 月 2 日に、CI&E 内部で教育課課長のオアから CI&E 局長のニュージェント宛に以下のような報告が出されている⁷¹。

日本教育家委員会は 1890 年明治勅語に代わる新教育勅語が発布されるよう勧告した。しかしながら文部大臣は現在の勅語を改正したり、取り替えたり、如何なる方法によっても捨てられべきではないという非常に強硬な個人的印象を述べ続けている。実際、文部大臣は幾度かの機会において、問題の率直な議論を意図的に回避している。多くの SCAP の係官には、勅語は神道指令の精神、新憲法、1 月の裕仁天皇の勅語と矛盾していると感じられている。もっともな策は、勅語が学校においてどのような儀式にでも使われる事、学校で奉読する事、また、生徒が如何なる学年であれ、勅語の暗記をする事を要求するような法や規則や命令を文部省が廃止する事だと思われる。勅語は、如何なる種類の特別な地位を与えられるべきでは無く、しかして、一つの歴史的文書としてのみ見なされるべきであると多くにとっては思える。

ここで注目すべきは、CI&E はこの時既に教育勅語の儀式における奉読禁止、及び、勅語の暗記を要求する法規則の廃止を「もっともな策」として取り上げている事である。また、時期は不詳⁷²であるが、この時期に前後して、 트레이ナーが作成したと思われるメモ書きには、以下のように教育勅語の「処理」を行う方針が示されている⁷³。

教育勅語――トレーナー

略

4. 従って、我々は以下を検討しなければならない

a. 新勅語はあり得るか？ もし、あり得るなら、直ぐに出せそうか？もし、出せるなら、おそらく最も良いのは、古い勅語に対して何もしないが、新しい勅語に取って代わらせる事である。

b. もし、新しい勅語が必要であるならば、我々はその学校での使用を禁止すべきか？これは、儀式についての問題提起である。私たちは儀式に対してそのような立場をとり得るだろうか？アメリカの教育を見ると殆ど無いことである。しかしながら、我々はそれらの儀式が軍国

主義的、超国家主義的、または、神道的でないようにと強く要求する事は出来る。日本側教育家委員会によって提案された勅語は、これらの分類の外にあるようである。

c. もしも、新勅語が無い場合、古い勅語について何をすべきか？我々は神道指令に基づいて勅語を取り除かねばならない。文部大臣個人としての観点なら、教育勅語は肯定されるかもしれないが、我々は学校における規定としての勅語は取り除くべきである-もしかすると、完全に取り除くべきかもしれない。

d. これをどのようにするか？ほとんど騒ぎ立てる事のない静かで巧妙な方法を提案する。まず、文部省に勅語を読む必要のない事、及び、儀式で用いないことを指示させる。その後、完全に外させる。

現代から見れば、上記に見られるような 트레이ナーのメモ書きに記された方法が、ほぼそのまま 1946 (昭和 21) 年 9 月以降の文部省の施策となっている事が判るのであるが、この段階ではあくまで CI&E 内部で提案された解決策という形にすぎない。

このように CI&E が会談に先立って見解の統一を図っている頃、文部省側も CI&E の意図を察知したのか、これまでの態度からの変化が見られるようになってくる。それを象徴するのが、トップ会談を直前に控えた 1946 (昭和 21) 年 9 月 4 日の貴族院における田中 (耕) - 南原間のやり取り⁷⁴である。この時、田中 (耕) は、新教育勅語の発布が可能かと問うた南原に対して、結論を申し上げる状態には無いとしながらも「不可能ぢやないぢやないかと云ふ風に存じて居る」⁷⁵と回答している。これは、例えば、1946 (昭和 21) 年 6 月 27 日の森戸との論戦で「民主主義の時代になつたからと云つて、教育勅語が意義を失つたとか、或は廢止せらるべきものだ云ふやうな見解は、政府の採らざる所」⁷⁶と回答していた頃に比べて、かなり軟化している。但し、そうは言えども、田中 (耕) の根本的な主張自体は変わっていない為、この段階では、あくまで、その後の会談で追及されないように慎重な言い回しをしているに過ぎない面も否定はできない。

以上のように、各プレイヤーの思惑が絡みながら、1946 (昭和 21) 年 9 月 4 日の文部省・教刷委・CI&E のトップ会談を迎えることとなる。

1946 (昭和 21) 年 9 月 4 日、ニュージェント局長のオフィスにおいて、教刷委・文部省・CI&E のトップ会談が開かれた。この時の参加者は、CI&E からニュージェント局長、オア課長代理、サマーズ、クルー、教刷委からは、南原、安倍、そして、文部省からは田中 (耕)、山崎文部次官、その他、杉田、寺西、嘉治の出席が確認されている⁷⁷。

この会談の詳細な記録は安倍能成文書の中に 9 ページの議事録という形で残されている⁷⁸。また、正規の報告書と思われる Report of Conference の方では、ニュージェント局長が会議を締めくくる際に、「自由に、かつ、率直に話す事が出来なかったかもしれないけれども、日本の教育の大変重要な点についての意見に違いがあつてはならないだろう。そして、大臣の下にある総ての大臣自身の考えが自由に表明されるべきであるし、それらは尊

重されるだろう事を知るべき」⁷⁹という希望を表明したとの記録が残されている。一方で、会議の2日後にCI&Eの教育課内でのスタッフミーティングの記録によると、文部省が日本教育家委員会及び米国教育使節団の報告書を実行する為の研究や計画を怠った上に、「文部省は日本教育家委員会を無視して、自分たちの計画を実行しようとした」⁸⁰と指摘された上で、「文部省は日本教育家委員会の根本的で基礎的な教育改革に関する勧告を当てにすべきであり、また、日本教育家委員会は文部省の如何なる特定の計画を支持する為の手段として存在するべきでは無く、完全に自律しなければならない。文部省は日本教育家委員会に貢献するものと我々自身が考えるべきである」⁸¹とオアに言及されたとある。

以上の報告書を読むと、1946（昭和21）年9月4日の会談では、主に文部省がかなりの批判を浴びた事が垣間見える。特に、文部省がCI&Eや教刷委と協議することなく、独自の見解や教育改革案を発表していた事が問題視されたようである。とは言え、この会談で教育勅語「処理」問題が直接協議された形跡は現在までに発見されていない。しかし、この会談が行われて以後、田中（耕）は従来の言動を維持できなくなっている事が、1946（昭和21）年9月4日以後の議会での言動から窺い知ることが出来る。例えば、1946（昭和21）年9月9日に大河内議員から教育勅語の問題を問われた田中（耕）は、新教育勅語を奏請する意思は無いという方針を堅持しつつも「色々各方面の意見」⁸²もあるので「教育刷新委員会にも諮りまして善處致したい」⁸³としながら、取り扱いの問題については、「元旦の御詔書の精神に従ひまして、取扱等も一屬詰り民主主義の精神に適ったやうな風に致さなければならないと云ふ風に存じて居る次第」⁸⁴と、文部省として何らかの措置を講ずる必要性がある旨を認識した答弁をしている。

文部省は、1946（昭和21）年9月4日の会談によって、少なくとも、CI&Eや教刷委と協議せずに独自の方針を打ち出す事が出来なくなった。但し、全く何も出来なくなったというわけでもなく、あくまで、CI&Eや教刷委と協議して教育改革にあたるように枠をはめられたのであった。

3-2 1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒の作成過程⁸⁵

前節で見たように、1946（昭和21）年9月4日のトップ会談以後、文部省 - より正確には田中（耕） - は、最低限、教育勅語の取り扱いについて何らかの方針を示さざるを得なくなったとみて良い。しかし、それが1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒へと至るまでには、まだ、幾つかの文部省とCI&E間の折衝が挟まれている。

教育勅語問題は、この後、1946（昭和21）年9月12日の山崎-オアの定例会談において取り上げられている。ここでは、教育勅語問題を再度取り上げたオアに対して、山崎次官が、その問題は土曜日（9月14日）に行われる特別会議で検討される予定であり、次の週にはオアに対してその報告をする予定であると述べた旨が記録されている⁸⁶。

次に1946（昭和21）年9月19日の連絡委員会後、山崎次官とオアの間で若干のやり取りが行われている。そのやり取りでは、12日の会談にあった通り、主に山崎次官が文部省

次官会議の内容を報告したと見られる。そこに記載された内容は以下の通りである⁸⁷。

会議の後、山崎次官はオアに次官会議の席においてC I Eとの率直な協力を行う事に失敗したという理由で叱責されてしまった事を説明した。彼は自身の不安と関心を表明し、そして、彼らにCI&Eと討議する事が賢明な問題があるかどうかを問うた。彼は一例として教育勅語の立場について念を押された。彼は、問題の明確化、地位、勅語の取扱いの問題が幾多の機会に持ち出され、また、それは緊急を要する問題の1つと考えられ、そして、文部大臣は1つも明確な計画も考慮した提案も示す事が出来なかったという事を指摘した。この多少の情勢は実際の調和に貢献しないという事をはっきりと述べられた。

山崎次官によるこの報告の内容が正しいとするならば、田中（耕）の教育勅語「処理」論は、この時点で文部省内部でも激しい非難にさらされていたという事になるが、その真偽の程は今の所、不明である。但し、田中（耕）は、ヘンダーソンとの友好関係を基盤にしていた前田や文相就任後直ちにダイクと会談して信頼関係の構築に動いた安倍に比べ、CI&Eとの関係構築を怠った面のある事も否定できない。

現在までに見つかっている史料や、これから検討する教刷委における教育勅語「処理」の説明などを見るに、おそらくは、この1946（昭和21）年9月19日会談の後に通牒案の作成が開始されたものと思われる。

文部省が、後に1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒へと繋がる教育勅語に関する「処理」方針の作成を報告し始めたのは、1946（昭和21）年9月20日の第3回総会からである⁸⁸。

この総会で、森戸等の意見に対応する形で教育根本法の概要を説明した後、議長を務めていた南原繁から教育勅語の取扱い方について文部省に考えがあるかと問われた田中（耕）は、以下のように述べる⁸⁹。

教育勅語に付きましては、新しい教育勅語を奏請するというような意図は持って居りませぬ。併しながら、従来の教育勅語に付きまして、第一線の教育者達が取扱いに迷って居る。例えば式の時に読むべきか或は読まなくても宜いか、或は読む場合に於てはどういう風な形に於て読むかというようなことに付て、随分疑惑を持って居るようであります。この点に付きまして各地で以て色々問題を起して居る所がある。殊に出先進駐軍などの間に問題が起って居るということを知りました。従って、その具体的問題に付きましては、詰り実際の取扱いの問題に付ては、何か指示する必要があるのじゃないかという訳で、只今案を練って居ります。唯教育勅語に対する全体の心構えは、今までの色々の機会に於て表明して参りました。詰り教育勅語を今

までの神懸りのもの、語り神様の言葉として取扱うような態度であってはならない、それは倫理教育の一つの貴重なる資料であるという態度で臨まなければならぬ。併しそれは唯一の理想ではない。あれを唯一の教育の淵源であるというように考えたところに誤りがある。尚教育勅語は抽象的な徳目の列挙になって居りますが、これを活かしてもっと掘り下げなければならぬ。これは哲学とか倫理とか宗教とか有らゆる方面から掘り下げねばならぬのであって、唯あれを暗誦するというようなことは意味をなさないというようなことで参って居るのであります。要しますに、新たに教育勅語を奏請するというようなことは、これは色々の関係もございまして、又先程伺いましたご意見と、我々の考と一致して居る所も随分ございまして、慎重を期して居る次第であります。

上記の田中（耕）の説明は、概ね、1946（昭和 21）年 6 月中旬以降の教育勅語「処理」問題の概括になっているものだが、1946（昭和 21）年 10 月 8 日付文部次官通牒に関連する内容としては、教育勅語に対して「倫理教育の一つの貴重なる資料であるという態度」で臨むこと、加えて、「哲学とか倫理とか宗教とか有らゆる方面から掘り下げねばならぬ」こと、「唯一の教育の淵源であるというように考えたところに誤り」があること、そして、「唯あれを暗誦するというようなことは意味をなさない」こと辺りが着目される。これらに見るように、後に成文化する通牒の要素がこの時点でほぼ出揃っており、あとはこれを実際に成文化するだけであった。但し、ここから直ちに通牒案が出来上がったという事ではなさそうな状況が、第 3 回総会で教育理念の審議を任される事が決まった第 1 特別委員会の審議録から浮かび上がってくる。

教刷委第 1 特別委員会の第 1 回会議は 1946（昭和 21）年 9 月 23 日に開催されている。第 1 特別委員会では、まず、教育勅語の取扱問題が審議の議題となる。ここでは、新教育勅語渙発問題と絡み合いながら式日における教育勅語奉読問題が議論となっていくが、その中で、文部省が作成中の通牒案に関わって、まずは以下のような議論が行われる⁹⁰。

○十八番務台委員 教育勅語、なんと申しますか、そういう種類のものの取扱に関しては、色々改良の途はあるだろうと思います。式の時に読むというのは差支ないと思いますが、大体原則としては読まないということを決めるだけでも、余程取扱上の何は出て来るのではないかと思います。そうしてそれは学校の一つの方針で決めて宜いと思います。読んで宜いとか、読んで悪いかということを一画的に決めずに、其の学校に任せるというようなことでも、従来の教育勅語の取扱上宜くなるのではないかと思います。

○山崎文部次官（当局者） 其の点に付て皆様の御意見を承りたいのですが、従来教育勅語を式の時には読む習慣になって居るので、それは各学校長の裁量に依ってやる。読む読まないというようなことに付て、通牒を出すと非常に学校長は困るのです。それからそういう判断力を

持って居ない学校長は、又非常に迷うのです。文部省としては何か責任を学校長に転嫁して行くような形になるのではないかと思います。

○十八番務台委員 確かにそういうことがありますね。

○山崎文部次官（当局者） といって、そう一から十迄文部省で右向け右、左向け左というようなことを言うということは、非常に躊躇するのです。併し一面から言うと、非常にデリケートな問題がありますから、是は寧ろ文部省で一定の方針を与えてやることの方が必要ではないか。それで大体の今の私見[腹案]では、従来慣例として居った式日に教育勅語を読むことを今後は之を必要としない、斯ういうように出した方が親切ではないだろうかということを考えて居るのです。此の点に関しましても、皆様の御意見を承れば大変幸せだと思えます。

ここでは、1946（昭和 21）年 9 月 20 日に田中（耕）が練っているとした案の一部が、山崎文部次官より「私見[腹案]」として、「従来慣例として居った式日に教育勅語を読むことを今後は之を必要としない」という表現で提示されている。これは、後の通牒における 2 の論点である。

ところで、山崎文部次官は、通牒を出す事自体について、「何か責任を学校長に転嫁して行くような形になるのではないか」、あるいは、「一から十迄文部省で右向け右、左向け左というようなことを言うということは、非常に躊躇する」として、この通牒自体に消極的な姿勢を見せている点が特徴的である。これについては、既に、文部省は 1946（昭和 21）年 7 月 10 日に三重県知事の伺に回答する形で国民学校令施行規則第四十七条の儀式規程を学校長の識見で措置して良いとの通知を出していた⁹¹為、直接は、こうした措置との矛盾を危惧しての事だと思われるが、一方で、田中（耕）の教育権の独立論が背後にある事も指摘できる。しかし、前項で見たように、この時期、既に CI&E は教育勅語の奉読を禁止させる方向で方針が固まっており、また、米国国務省も戦時中に米国国務省、陸軍、海軍の三省調整委員会が策定していた日本教育制度改革に関する政策に勅語に基づく教育の禁止を盛り込もうとしていた為、山崎文部次官の意見を通すのは難しい状況であった。

教刷委の議論は、通牒を出す事に消極的な山崎文部次官の見解を肯定、即ち、教育勅語の奉読については学校長が決めるべきという意見に同調した。ここで、山崎文部次官は、次の論点を提出する形で、以下のように述べている⁹²。

○山崎文部次官[当局者] 是が大学、高等専門学校位の校長でありますと、或る程度迄自主的判断が行くのですが、高等専門学校でも中には確固たる判断が出来ない人もあるのです。そうして非常に迷う。況や国民学校或は中等学校の校長になると、本当に其の処置に付て迷うのですね。其の点を心配して居るのです。是は文部省が我々に責任を転嫁したのだという風に考える。それから読む形式が、矢張り読むなら余り不敬に亘った読み方をすることも宜くないの

ではないか。さればとって、非常に神格化した読み方に付いても、是は私は今後の行き方に付て少し考えなければならぬ。白手袋を嵌めて捧げ持って読むというような形が、国民全般としてそれで宜いかどうかというような点が又考えられるのであります。如何でございましょうか。

ここでは、読む形式を問題にしているが、「不敬に亘った読み方」も良くないが「非常に神格化した読み方」も考えなければならぬとして、通牒案を提出するのではなく論点を提示するという形で、後の通牒における3つ目の点に付いて委員の意見を募る形となっている。これに対しては、関口鯉吉委員が山崎文部次官の懸念を一蹴する回答を行っているが、その後、直ぐに新教育勅語問題へと議論が転換している為、これ以上は深まっていない。

1946（昭和21）年9月23日に行われた教刷委第1特別委員会第1回会議における議論は、以上の通りであるが、ここでは後の通牒とは異なり、文部省は通牒そのものに消極的姿勢を見せ、また、教刷委の委員も概ね、文部省の姿勢に同調するという状況であった。しかし、先述したように、既にCI&Eは教育勅語奉読の禁止を方針として固めていた為、後に扱うように、この会議が行われた同日には文部次官通牒案が完成しており、そして、直ちにCI&Eに送付される事となる。

1946（昭和21）年9月25日には教刷委第1特別委員会第2回会議が開催される。

この日の議論は、主に新教育勅語渙発論を巡って行われたが、会議の後半、教育勅語の取扱についての議論に及び、羽溪了諦主査から通牒を出す方法もあるが、と問われた山崎文部次官が以下のように回答した⁹³。

○山崎文部次官 実は此の手續上では、今読むことを必要としないということを委員会でお決め願っても、一応司令部の承認を得ませんと、具合が悪い。それで司令部としては、最後の決案を総会に出す場合には一応此方に通知して呉れんかという申出がある。何もコントロールする意味じゃないけれども、一応此方に通知して呉れないかというお話があります。それから総会で決定した場合に、決案は直ちに発表しないで呉れ、非常に重要なことであるから一応自分の方にも話して呉れという希望を申して居ります。手續上の問題をちょっとお心の中にお含み願いたいと思います。

ここで、前回の会議では出ていなかった手續上の問題に言及していることが着目される。ここで手續上上の問題が出てきているのは、翌日の1946（昭和21）年9月26日には、米国内務省が国務・陸・海三省調整委員会によって1945（昭和20）年4月23日に承認され

ていた「日本教育制度改革に関する政策」に道徳・倫理の教科は教育勅語に基づくべきではない事を追加するように提案しており⁹⁴、従って、直ちに対処が必要な状況になりつつあったからである。

この通牒発出を急いでいる様子は、その後の山崎文部次官の発言にも現れている。山崎文部次官は、教育勅語に関する学校の規則は削除するののかとの問いに対して、以下のよう
に回答する⁹⁵。(太字は筆者による。)

○山崎文部次官 学則変更のお届けを願う。教会の精神に則りとか何とかという言葉を使って来て居る所が随分多い。では教育勅語の問題を、此の前お読み致したのですが、実は当局としては司令部の方へ、斯ういう案があるが、どう思うかといった所が、**司令部としても非常に急ぎまして、此方の教育刷新委員会の議を経ないで、各学校に通知をしたいというような考を有って居るようであります。**尚之を向うに言いました処が、向うでも大変宜しいが一、二附加えたいことがある、斯ういうことを言って居りますので、多分今日辺り返事が来ると思います。此方の方の原案だけを之を通牒としまして、直轄学校長、公私立大学校長、高等専門学校長並に地方長官宛の次官通牒であります。**勅語及詔書等の取扱口の件に関して往々不明の向きもあるから、左記の通り御了承の上御対処相成度、記、一、教育勅語を以て我が教育の唯一の淵源となす従来の考え方を去って、之と共に教育の淵源を広く古今東西の論理、哲学、宗教などにも求むる態度を取るべきこと、一、式日等に於て従来教育勅語を捧読することを慣例としたが、今後は之を要しない、一、勅語及詔書の謄本等は今後も引続き学校に於て保管すべきものであるが、其の保管及捧読に当っては之を神格化するような取扱をしないこと、是は謄本を学校に置かないで、皆文部省に上げろとか、色々の問題がありますので、そういうことを附加えたのであります。別に謄本を文部省に上げる必要もないという考で、斯様な文案を作ったのであります。之を此方の方でも御承認願えるならば、大変結構なことと思います。差向き斯ういう取扱方をしまして、今後出る勅語及詔書に付ても、或は一月一日の詔書に付きましても、皆之を適用したい、斯ういう考であります。**

以上にあるように、CI&E が 1946 (昭和 21) 年 9 月 4 日に合意した筈の教刷委の独立性の尊重を無視してまで、この通牒の発出を急いでいる様子が判るだろう。また、この時には、通牒の原案も提示されているが、後述する CI&E に送ったと思われる 1946 (昭和 21) 年 9 月 23 日印あり通牒案とは文言が違う箇所もある。さらに、謄本の取扱について議論のあった事が報告されている点も興味深いが、謄本の回収を主張したのが文部省内の事なのか CI&E なのか、あるいは、その他なのかについては不明である。

この山崎文部次官の通牒案提示に対しては、森戸が教育勅語の奉読を「要しない」とした事に異議を唱えた結果、この文言に関する議論が起きている。しかし、この議論に関し

ては、務台がやや同調するも芦田や天野が否定的反応を示しており、結局ははっきりとした結論が出ないままとなっている。

次に、通牒案の成立時期である。これについては、CI&E 文書の中に収められている通牒案から成立時期を推測することが出来る⁹⁶。何故なら、そこにある通牒案には、「關野 21 年 9 月 23 日」と刻まれた捺印⁹⁷が施されているからである。それ以前に、草案がある可能性も否定できないが、少なくとも、1946（昭和 21）年 9 月 23 日には、通牒案が完成していたと見て良いだろう。

ところで、この通牒案に収められているのは、日本語の文部次官通牒案（手書き）一部、国民学校令施行規則改正案英文・日本語タイプ各一部、次官通牒に関する新聞発表案（手書き）一部、他に CI&E の側で作られたと見られる手書きのメモらしきもの一枚、そして、10 月 10 日付のチェックシート一枚である。この内、まず、文部次官通牒案は以下のようになっている⁹⁸。

案

年 月 日 文部次官

直轄学校長

公私立高等専門学校長 宛

地方長官

勅語及詔書等の取扱について

標記の件に関して往々疑義をもつ向もあるから左記の通り御了知の上御措置相成り度い

記

- 一 教育勅語を以て我が國教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去つて、これと共に教育の淵源を廣く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと。
- 一 式日等に於て従来教育勅語を奉讀することを慣例としたが、今後は之を要しない
- 一 勅語及詔書の謄本等は今後も引續き学校に於て保管すべきものであるが、その保管及奉讀に当っては之を神格化するやうな取扱をしないこと。

一方、新聞発表案は以下の通りである。

新聞発表案

最近教育勅語等の取扱について往々疑義をもつ向もあるので、各地方長官、直轄学校長、公私立大學、高等、専門学校長宛左の趣旨を通牒した。

一、教育勅語を以て我が國教育唯一の淵源となす従來の考へ方を去つて、これと共に教育の淵源を廣く古今東西の倫理、哲學、宗教等にも求むる態度を採るべきこと。

一、式日等に於て従來教育勅語を奉讀することを慣例としたが、今後は之を讀まないことにすること

一、勅語及詔書の謄本等は今後も引續き學校に於て保管すべきものであるが、その保管及奉讀に當つては之を神格化するやうな取扱をしないこと。

(備考)

発表の時期については次官の指示を俟つて施行のこと。

以上のように、日本語では通牒案と新聞報道案の2つの草案がある。

通牒案の作成過程に関しては、既に「今後は之を要しない」という文言が「今後は之を讀まないことにすること」に修正されたことが知られている⁹⁹。

この通牒案に関しては、デル・レが1946（昭和21）年9月25日付で「文部省の教育勅語「処理」に関する命令（案）」¹⁰⁰という題の覚書をオアに提出している。従つて、1946（昭和21）年9月23日に通牒案が作成された後、遅くとも翌24日までにはCI&Eに提出されたものと想定される¹⁰¹。但し、デル・レの上記のメモランダムに記された修正の提案は、実際の通牒には殆ど反映されていない。但し、デル・レと教刷委が共通して修正要求を出していた「今後は之を要しない」という文言については、先に述べた通り、「今後は之を讀まないことにすること」と修正されている。順当に考えれば、新聞報道案は、これらの要求が反映された結果、即ち、1946（昭和21）年9月25日以降に作成されたと見るべきなのかもしれない。

通牒案及び国民学校令施行規則改正案は、その後、1946（昭和21）年10月3日の教刷委の連絡委員会において承認された後¹⁰²、1946（昭和21）年10月8日に次官通牒が発出され、翌9日には国民学校令施行規則が改正される事となった¹⁰³。

かくして、被占領期教育改革における教育勅語「処理」問題は文部省、教刷委、CI&Eの「合意点」（貝塚）であり、かつ、通牒として法的効力を有する1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒の成立によって一先ずの終結を迎える事となり、その後、旧教育基本法の制定作業が本格化するのである。

第4節 小括

以上、1946（昭和21）年6月中旬以降の教育勅語問題の再燃からニッポンタイムズ報道を軸として1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒及び1946（昭和21）年10月9日の国民学校令施行規則からの儀式規程削除に到る経緯を整理してみた。その結果は、次のようにまとめることが出来る。

1946（昭和 21）年 6 月中旬頃に再燃した教育勅語「処理」問題は、CI&E 内部での検討が開始された直後の 1946（昭和 21）年 7 月 16 日付ニッポントाइムズ報道によって、急速に混乱を来し始める。この 1946（昭和 21）年 7 月 16 日付ニッポントाइムズ報道については、以下のような影響を齎した事が指摘できる。

第一に、ニッポントाइムズの報道は実際の加藤 - 田中（耕）論戦とはかなり異なったイメージを読者に与えてしまう記述になってしまっていた事が指摘できる。特に、記事では加藤一雄の極めて保守的な政治思想等への言及が全くない事により、田中（耕）の教育勅語相対化論が守旧的な教育勅語擁護論として展開されたように読めるようになっていた。事実、CI&E も GS も、田中（耕）の教育勅語相対化論を守旧的な教育勅語擁護論として受け取った上で、報道後にそれぞれ対応していくこととなる。

第二に、CI&E は教育勅語「処理」問題を担当する部門だった為、報道後に田中（耕）と直接協議する機会を持ち、その結果、田中（耕）の教育勅語相対化論が少なくとも「哲学や倫理・道徳の次元」で展開されているものだという事に気付いた。しかし、GS は田中（耕）とこの問題で直接協議する機会もなく、また、CI&E とあまり情報交換を活発に行わなかった結果、田中（耕）の教育勅語相対化論に関する誤解が 1948（昭和 23）年の時点まで解けなかったようである。尚、これに関連して、GS に送られた Special Reports と田中（耕）が国会にて展開した教育勅語相対化論は、軍国主義に教育勅語が利用されたという認識や教育勅語奉読の儀式を問題視している点など共通点が多い。従って、もし、GS が Special Reports を受けて早期に田中（耕）、及び、CI&E と直接協議する機会を持っていたら、後年の教育勅語廃止・失効確認決議については、かなり異なった様相を見せていたかもしれない。

これらのまとめより導き出せる結論は、以下の通りである。

1946（昭和 21）年 7 月 16 日のニッポントाइムズ報道は、確かに GHQ/SCAP に対して教育勅語「処理」問題の重要性を改めて喚起する事になった。しかし、一方で報道内容が実際の論戦の状況を正確に伝えなかったことにより、GHQ/SCAP と文部省（日本政府）、とりわけ田中（耕）との間にはかなり深い認識の齟齬を生み出すことにもなった。これによって、教育勅語「処理」問題は大きく迷走する事になったと言えよう。

尚、この教育勅語「処理」問題の迷走のもう一つの要因は、田中（耕）が前田や安倍と比較して、CI&E との関係構築を怠った事にも求められる。但し、この点については、1946（昭和 21）年 4～5 月にかけての日本政府と CI&E の政治停滞の影響もあるだろう。

その後、1946（昭和 21）年 9 月 4 日の三者会談によって、文部省と CI&E は教刷委の独立性を尊重するという合意を中心に関係を再構築した。従って、この会談後に作成された文部次官通牒も、本筋としては教刷委の論議を踏まえつつ作成されるべきものであった。しかし、文部次官通牒作成過程、即ち、教育勅語「処理」問題に限っては、合意した筈の教刷委の独立性を冒してまで「処理」を急ぐ形となっている。これは、主に米本国の政策変更に対処する必要があったという所に原因を求められるだろう。この点に関連して、具

塚は教刷委が教育勅語「処理」問題の本質的な論議を十分に出来ていない事を指摘している¹⁰⁴が、その背後にはこのように1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒作成を急がねばならなかったという要因があったのである。

¹ 尚、本通牒は、正確には「勅語及詔書等の取扱について（発秘三号一〇、八）」であるが、ここでは表題の表記を用いる。

² Imperial Rescript on Education 10 June 1946, Trainor Collection Box30.

³ Handling of Imperial Rescript and Portrait in Japanese Schools, 10 July 1946 Ibid.

⁴ 1890 Imperial Rescript on Education, 12 Jul 46, Ibid.尚、訳は筆者による。

⁵ 古野博明『田中（耕）文政の発足と教育改革立法の生成過程—1946（昭21）5月下旬～9月上旬—（1）』北海道教育大学旭川校学校教育講座教育学教室、2001年、P.198。

⁶ Memorandum:To Orr From Del Re July 15th,1946, op.cit.

⁷ 1946（昭和21）年7月15日第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会、発言番号7。

⁸ 同上、発言番号7。

⁹ 同上、発言番号8。

¹⁰ 同上、発言番号8。

¹¹ 同上、発言番号8。

¹² 同上、発言番号8。

¹³ 同上、発言番号8。

¹⁴ 同上、発言番号8。

¹⁵ 同上、発言番号8。

¹⁶ 同上、発言番号8。

¹⁷ 同上、発言番号8。

¹⁸ 同上、発言番号8。

¹⁹ 同上、発言番号8。

²⁰ 同上、発言番号8。

²¹ 同上、発言番号8。

²² 同上、発言番号8。

²³ 同上、発言番号9。

²⁴ 同上、発言番号10。

²⁵ 同上、発言番号10。

²⁶ 同上、発言番号10。

²⁷ 同上、発言番号10。

²⁸ 同上、発言番号10。

²⁹ 同上、発言番号10。

³⁰ 同上、発言番号10。

³¹ 同上、発言番号10。

³² 同上、発言番号10。

³³ 同上、発言番号10。

³⁴ 同上、発言番号11。

³⁵ 同上、発言番号12。

³⁶ これに対して、本文中に取り上げた森戸質問では、教育勅語を一定程度評価しつつも「新しき國民を育成して行き、新しき日本を作つて行く所の教育の根本原理としては、既に十分でない所が含まれて居る」として、「新しき時代に處する教育の根本方針が、憲法に於て、國民の代表たる我々の手に依つて作らることが適當ではないか」と、教育勅語に代わるものが必要との立場で質問を行っている。詳しくは本論文の補章を参照の事。

³⁷ 加藤は、自身が国会議員に出馬するに当たり執筆した『新日本建設論』（加藤一雄『新日本建設論』建設社、1945年）冒頭において、出馬動機を「曰く國體護持」と宣言している。

また、その著書では、教育問題についても言及しているが、そこでは、教育の恒久対策として、第一に「教育は國體に即し其の眞姿顯現を以て使命とせざるべからず」（P.124）と述べてもいる。詳しくは加藤一雄『新日本建設論』1945（昭和20）年冒頭の「宣言」及び当該頁を参照の事。

³⁸ 1946（昭和21）年9月4日第90帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会。ここで南原は、田中（耕）文相及び憲法改正を担当していた金森國務相と教育勅語「処理」問題について論戦を行っているが、その最後に「政府に於て御研究の上、適當な方法に依りまして、法律でありませうとも、或は勅語でありませ

うとも、政令でありませうとも、何か一つ立派な、之（筆者注：教育勅語）に代るべきものが出来ることを希望」と言明している。

³⁹ 但し、加藤一雄も国体の研究が必要であるとは考えていたらしく、前掲書において、師範学校や大学に「国体学」の講座を置き、自由に研究させる事を提言している。詳しくは、加藤、前掲書、P.125。

⁴⁰ 古野、前掲書、P.140。

⁴¹ 被占領期のニッポンタイムズの位置付けについては、長谷川進一編『ジャパンタイムズものがたり』ジャパンタイムズ社、1966年、P.81~91を参照の事。

⁴² Trainor Collection Box30. 尚、訳は筆者による。

⁴³ Minister of Education's comment upon Imperial Rescript in Diet July 16th,1946.

⁴⁴ Diet Statement of Mr.Tanaka 18 July 1946,Ibid.

⁴⁵ REPORT OF EDUCATION DIVISION STAFF MEETING 26,July 46,Trainor Collection Box51.

⁴⁶ REPORT OF EDUCATION DIVISION STAFF MEETING 2 August 46,Ibid.

⁴⁷ MEMORANDUM TO Orr Imperial Rescript of 1890, Trainor Collection Box30.尚、訳は筆者による。

⁴⁸ 尚、ドノヴァンが会談したGSのブレイクモア(Thomas L.Blakemore)は、戦前に東京帝国大学法学部に留学して主に高柳賢三の下で日本法を学んだ経歴を有しており、田中(耕)とも面識のあった人物である。また、GHQ/SCAPの中では、ほぼ唯一の日本法の専門家として、法律問題に関する各種の相談を受ける状況にあったようである。加えて、ブレイクモアの上司であったオプラー(A.C.Oppler)は、ブレイクモアについて「私達の大部分の者よりも日本人の考え方をより良く知り、かつより深く理解していた。」(A・オプラー『日本占領と法制改革』日本評論社、1990年、P.58)と回想している。ドノヴァンとブレイクモアの会談も、日本法に精通したブレイクモアが受けていた法律問題に関する各種の相談の一つであろう。その他、ブレイクモアの詳細については、出口雄一『戦後法制改革と占領管理体制』慶應義塾大学出版会、2017年、第4章第2節を参照の事。

⁴⁹ MEMORANDUM TO Orr Imperial Rescript of 1890,op cit.

⁵⁰ Ibid.

⁵¹ この覚書には、ドノヴァンの手書きでオア宛にこの議案を日本側との会談の際に見せたいと書かれている。そのメッセージと、その後に部内の回覧に回され、賛同者多数を得ている事から、日本側との会談で持ちだされたと推測される。

⁵² MEMORANDUM TO Nugent, Trainor Collection Box23.

⁵³ Ibid.

⁵⁴ Ibid.

⁵⁵ Ibid.

⁵⁶ Ibid.

⁵⁷ Imperial Rescript on Education. Special Reports 18 July 1946 Justin Williams Papers,JW-48.

⁵⁸ Ibid.

⁵⁹ Ibid.

⁶⁰ Ibid.

⁶¹ ジョンストンの原典では、P.136~138に引用部分がある。

WILLIAM C. JOHNSTONE(1945). *The Future of Japan*. OXFORD UNIVERSITY PRESS.

⁶² ラモットの原典では、P.136に引用部分がある。

WILLIS LAMOTT.(1944). *Nippon:THE CRIME AND PUNISHMENT OF JAPAN*. NEW YORK:The John Day Company.

⁶³ 尚、付属の資料では、教育勅語原文の「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と、ニッポンタイムズ記事中の「その精神を実践において活用する必要があるとつけ加えた。彼は日本の古典や聖書、その他の宗教の経典のような他の資料が教育の基本原則として広く活用されるべきであると続けた。」、及び、「加藤はこの時、教育勅語を取り上げて、日本の国家政策における誇りについて文部省の見解を質した。その時、田中は問われた国家の特質に対する意見と共に、普遍的な人権概念についても見解を述べた。」の部分に下線が引かれている。これは、おそらく、レポート作成者が問題視した部分を強調したものでしょうと推測される。

⁶⁴ REPORT OF CONFERENCE GHQ/SCAP Records Box No5134.

⁶⁵ Memorandum :To The Chief of the Education Division August 15th 1946, Trainor Collection Box 30.

⁶⁶ REPORT OF EDUCATION DIVISION STAFF MEETING,23 Aug 46 GHQ/SCAP Records op.cit.

⁶⁷ Memorandum :To The Chief of the Education Division August 23rd 1946 Trainor Collection op.cit.

⁶⁸ To:Col.Orr 26 Aug 46, Trainor Collection Box33.訳は筆者による。

⁶⁹ Ibid.

⁷⁰ 1946(昭和21)年8月26日読売新聞。

⁷¹ MEMORANDUM TO Nugent 2 Sep 1946,Trainor Collection Box33.訳は筆者による。

- 72 これについて、鈴木は1946（昭和21）年7～8月頃の作成、佐藤は1946（昭和21）年10月8日以前の作成と推測しているが、内容から見れば、鈴木の方の推測の方が正しいと筆者は判断する。少なくとも、1946（昭和21）年7月16日以降から1946（昭和21）年10月以前の作成であることはほぼ間違いない。
- 73 Imperial Rescript---Trainor Trainor Collection Box28.訳は筆者による。
- 74 第90 帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会 1946（昭和21）年9月4日、発言番号40以降。
- 75 同上、発言番号45。
- 76 第90 帝国議会衆議院本会議 1946（昭和21）年6月27日、発言番号25。
- 77 Report of Conference, Trainor Collection op.cit.
- 78 安倍文書教育（二）231～239。
- 79 Report of Conference, Trainor Collection op.cit.
- 80 REPORT OF EDUCATION DIVISION STAFF MEETING 6 Sep 46, Trainor Collection Box 51.
- 81 Ibid.
- 82 第90 帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会 1946（昭和21）年9月9日、発言番号44。
- 83 同上。
- 84 同上。
- 85 尚、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒の作成過程については、これまでも、鈴木、貝塚などによって検討されているが、本研究では新たに史料を加えて、再度の検討を試みる。詳しくは、鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、1983年、P.208～209、及び、貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター、第一部第五章を参照の事。
- 86 REPORT OF CONFERENCE 12 Sep 46 Trainor Collection Box33 /CIE(A)00674.
- 87 REPORT OF CONFERENCE 19 Sep 46 Ibid.
- 88 尚、その前の1946（昭和21）年9月13日の第2回総会において、森戸が教育勅語「処理」問題について話題にしているが、この時、田中（耕）は教育勅語問題については回答せず教育根本法問題についてのみ回答するという経緯がある。詳しくは、日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録（第一巻）』岩波書店、1995年、P.29～30。
- 89 同上書、P.61。
- 90 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録（第六巻）』岩波書店、1997年、P.9。
- 91 四大節に於ける学校挙式について回答 文部省『終戦教育事務処理提要（復刻）』第三集、1980年、P.489。
- 92 日本近代教育史料研究会編、前掲書、1997年、P.10。
- 93 同上書、P.32。
- 94 鈴木英一・平原春好『資料 教育基本法50年史』勁草書房、1998年、P.165～168。尚、この追加修正は1946（昭和21）年10月5日に承認されている。
- 95 日本近代教育史料研究会編、前掲書、1997年、P.32。
- 96 GHQ/SCAP Records Box No 5395 CIE(C)02020.
- 97 尚、「關野（関野）」という名字を持つ人物は、1947（昭和22）年8月1日時点で、文部省学校教育局視学官（新制中等関係）の任にある関野豊三、もしくは、1946（昭和21）年2月15日に総務室書記官として在籍が確認されている関野房夫のどちらかではないかと思われるが、1946（昭和21）年後半の職員在籍状況が確認できる史料を発見できていない為、現在のところ、確定不能である。尚、「關野」という人物については、1946（昭和21）年4月～6月の奉安殿撤去問題に際して、文部省側の担当事務官に「關野」という人物が出てきているが、この時の担当事務官と同一人物であるかどうか不明である。1946（昭和21）年4月～6月の奉安殿撤去問題については、小野雅章『御真影と学校 「奉護の変容」』東京大学出版会、2014年、P.330～334を参照の事。
- 98 GHQ/SCAP Records, op.cit.
- 99 例えば、鈴木、前掲書、P.209。
- 100 Memorandum :To Orr From Del Re September 25th 1946 Trainor Collection Box30.
- 101 尚、同時期に開催されていた教育刷新委員会の審議録を見る限り、「只今案を練って」（1946（昭和21）年9月20日第3回総会における田中（耕）発言）から、「今の私の私見[腹案]」（1946（昭和21）年9月23日第1特別委員会第1回における山崎次官発言）を経て1946（昭和21）年9月25日の第1特別委員会第2回にて通牒案が提示されている。また、この時、「多分今日辺り返事が来る」とも発言している事からも、この日より前にCI&Eに通牒案が渡っている事が確認できる。日本近代教育史料研究会編、前掲書、1995年、P.61。日本近代教育史料研究会編、前掲書、1997年、P.9、P.32～33。
- 102 REPORT OF CONFERENCE 3 Oct 46, Trainor Collection Box33.

¹⁰³ 尚、次官通牒の発表に関しては、1946（昭和21）年10月10日にCI&Eに対して報告されたようである。

¹⁰⁴ 貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター、2001年、P.392。

補章 田中耕太郎と森戸辰男の教育勅語「処理」論

本章では、被占領期における教育勅語「処理」過程において、重要な役割を担う事になった田中（耕）と森戸の教育勅語「処理」論を同時代史的視点を用いて比較する事で、被占領期における教育勅語「処理」を巡る対立項を浮かび上がらせることを目的とする¹。

田中（耕）と森戸は、1946（昭和21）年6月27日の衆議院における議会論戦を皮切りに、幾度も教育勅語「処理」を巡って論戦を行う関係となる。加えて、田中（耕）と森戸は、1946（昭和21）年においては、文相として日本政府側に立って答弁した田中（耕）と日本政府に要求を行う森戸という立場であったものが、1948（昭和23）年においては、参議院文教委員長という立場で日本政府に要求を行う田中（耕）と文相として答弁を行う森戸という数奇な関係がある。

以上の経緯を踏まえれば、被占領期における教育勅語「処理」過程を研究するにあたっては、田中（耕）と森戸のそれぞれの教育勅語「処理」論を比較検討しない事には、教育勅語「処理」過程の根本的な対立の構図が見えないと筆者は考える。従って、補章として、田中（耕）と森戸の教育勅語「処理」論、及び、幾度か行われた田中（耕）と森戸の論戦を独立させて取り上げる。

補-1 田中耕太郎と森戸辰男の教育勅語「処理」構想

被占領期教育改革初期における大問題の一つであった教育勅語「処理」問題に最も積極的だったのは、田中（耕）と森戸だったと言って良いと筆者は考える。

田中（耕）は、終戦時、東京帝国大学法学部教授であった。その後、1945（昭和20）年10月から東京帝国大学教授を兼任したまま文部省学校教育局長に就任し、翌1946（昭和21）年5月から1947（昭和22）年1月まで文部大臣を務めた。田中（耕）は、学校教育局長に就任する直前に、当時の文相であった前田と会談を行っている。現在、その会談に用いたと思われる『教育改革私見』と題するメモが残されている²。

このメモに現れた田中（耕）の教育改革構想の大きな特徴は、教育改革を内容的方面と制度的方面に分けて構想しているという事である。さらに、内容的方面を「(A) 教育思想」と「(B) 教育方針」とに分けている。そして、教育思想においては「国民教育の倫理化」を筆頭に教育の内的的影響力の転換を目的とした改革方針を掲げる一方で、制度的方面においては、司法権と同じく憲法によって教育を政治から分離する教育権の独立という方針を掲げ、更に、文部省の機能縮小や、学者・教育者を文部大臣に据えるよう提案するなど、

教育の官僚支配・政治支配から学者・教育者による自治を前面に押し出した改革構想を展開するという構図になっている。

教育勅語については、この内、「(A) 教育思想」の筆頭に掲げた「国民教育の倫理化」において次のような方向性を示している³。

- (1) 国民教育の倫理化—倫理的形式主義の排除 教育勅語の自然法的意義の顕揚（政治に於ける五ヶ条の御誓文に同じ）—従来の国体明徴運動の実効少なりしこと及びその弊害の反省—その対策として倫理教育に於いて宗教的内面性を強調すること

この文中で、「倫理的形式主義の排除」と「教育勅語の自然法的意義の顕揚」を同列に記述しているという所には注目される必要がある。このような従来道德教育の形式主義化を批判しつつも、教育勅語を含めた各種道德の倫理化を推し進めるといった記述の仕方には田中（耕）独特の教育改革構想が見て取れる。

ところで、田中（耕）の教育勅語「処理」論を押さえるには、上記にある国民教育の倫理化だけでは足りないと筆者は考える。田中（耕）の教育改革私見の続きは、以下の通りである⁴。

一 内容的方面

(A) 教育思想

(1) ～略～

(2) 教育に於ける自由主義と権威主義の問題—教育者と被教育者との地位の自覚—平等関係には非ず—教育者の権威は如何なる意味に於いて存するや—倫理的方面に於ては絶対的、技術的方面に於ては相対的—教育的協同体思想、家族主義—家長的権威は学校教育に於ても必要なこと

(3) 真理と文化の尊重及び真実の直視—研究と教育との関連—殊に文化（精神文化及び物質文化）と人類の福祉及び国家の発展との有機的関係を明瞭にすること—教育者の真理探究及び文化尊重の熱意が及ばず被教育者に対する好影響—真実を歪曲せる従来の国史研究及び国史教育の是正—内外の芸術に関する教養を与ふることに重きを置くこと殊に従来よりも音楽を重要視すること

(4) 教育と国家主義—国家と真理及び道義との関係—国家も真理及び道義に奉仕すべきものなることを明瞭にすること—反対に権力国家的思想即ち国家が正邪善悪に超越する存在なること又は国家が正邪善悪の尺度を規定し国家に有用なるもの即ち正且つ善なりとの思想を排撃すること

(5) 個人、家族、国家、民族及び人類社会の相互の関係を明瞭にし、偏狭且つ排他的なる国家主義、民族主義を是正し、健全なる国際主義の思想を育成し、世界平和及び人類の福祉に対する熱意を涵養すること

(6) 被教育者の個性の発揚と人格の完成に力を致すこと—但し個性の発揚は個人主義、アナキズムの弊に陥らざるやうに警戒することを要し、人倫の大本、即ち自然法的道德原理に依る限界を厳守する必要があること

～中略～

二 制度的方面

(1) 文部省問題（筆者注；その前に、教育行政と書いて消した跡あり）

(イ) 教育を政治より分離し、教育制度を政党政派の対立及び勢力関係の影響外に置くこと—此の爲めに教育に憲法上司法権に与へられたる独立の地位を保障する取扱を為すこと

(ロ) 文部大臣の頻繁なる更迭はこれを避くべく、原則として教育界又は学界出身者を以てこれに充つること

(ハ) 更に文部省の存在理由及び機能を再検討し、これを存置するとせば、其の活動を原則として教育の内容に干与せざる純粹なる事務的方面に限局すること（例へば図書館、国宝等の管理、校舎の建設、其の他学校施設、教科書の編纂印刷頒布、学校衛生、体育、其の他助成的方面）

～後略

田中（耕）の教育勅語「処理」論を理解するには、上記の内、特に「(4) 教育と国家主義」中にある「権力国家的思想即ち国家が正邪善悪に超越する存在なること又は国家が正邪善悪の尺度を規定し国家に有用なるもの即ち正且つ善なりとの思想を排撃する」という部分も押さえておく必要がある。その直前にある「国家も真理及び道義に奉仕すべきものなることを明瞭にする」という記述も合わせてみれば、田中（耕）の教育勅語「処理」論は、教育勅語自体を倫理道德の文書として位置付け直す事と、そもその問題である教育理念を政治が決める事自体を止めさせるという2つの柱から成り立っていたと見て取る事が出来るだろう⁵。これについては、この後、田中（耕）は1946（昭和21）年2月以降、度々、教育勅語問題を巡って新聞や国会で論戦を行う事になるが、田中（耕）が教育勅語を自然法の文脈から肯定的に論じる場合、論戦相手が教育勅語の否定や廃止を要求しているという構図がある事も押さえておく必要があるだろう。

一方、森戸は、終戦直後、鈴木安蔵を中心として組織された憲法研究会に加わり、GHQ/SCAPによって行われた日本国憲法草案作成の際に参考にされたと言われる憲法草案要綱の作成に関与した⁶。その後、1946（昭和21）年に衆議院議員（日本社会党所属）となっている。

森戸の教育勅語「処理」構想を知るには、まず、合衆国政治顧問団（The United States Political Adviser to the Supreme Commander for the Allied Power, 略称 POLAD）によ

って行われたインタビュー記録が参考になる。1945（昭和20）年11月7日に行われたそのインタビューにおいて森戸は天皇制のあり方について以下のような見解を述べている⁷。

The Cabinet must be made responsible to the representative legislative body. The political and religious functions of the Emperor must become no more than a moral symbol. His position must be similar to that of the British and Scandinavian Kings. In fact the Emperor himself hopes that his position will be thus democratized.

The feeling of respect toward the Imperial House is still strong in Japan especially in rural district. This was proved by the way the war ended. Therefore the Emperor system and the Imperial Household cannot be suddenly abolished without creating great confusion within the country. The revised Constitution must prevent the use of the Emperor by powerful groups. Sovereignty should rest nominally in the Emperor but actually in the people. The power of the Emperor should be controlled by the Constitution and he should be able to act only with consent of the Diet. He should not have any veto power.

内閣は立法機関の代表として責任を負わせられなければならない。天皇の政治的及び宗教的権能は一つの道徳的象徴以上のものになってはならない。天皇の立場は英国やスカンジナビアのそれに近いものにならなければならない。事実、天皇自身が自らの立場をそのように民主化されるよう望んでいる。

皇室に対する尊敬の感情は、特に農村地帯を中心に未だ強いものがある。このことは、終戦に至る過程で証明された。それ故に、天皇制と宮内庁は国内に巨大な混乱を巻き起こさずして唐突に廃止することが出来ない。改正された憲法では、強大な集団による天皇の利用を防がなければならない。主権は、名目上は天皇でも実際には国民に委ねるべきである。天皇の力は憲法によって制御されるべきであり、また、議会の同意を得てのみ行動できるようにすべきである。天皇はいかなる拒否権を有するべきではない。

森戸はインタビューの見解に見えるように、天皇制改革については、天皇の政治的権力を一切取り上げ、国民にその権力を持たせるべきだという主張を行っている。しかし一方で、天皇が1つの道徳的象徴（a moral symbol）として存在することは肯定している。ここからは、森戸が天皇を道徳的存在としてはある程度評価していた事が伺えよう。

森戸は、1946（昭和21）年3月6日に公表された帝国憲法改正草案要綱に関して評した「憲法改正草案要綱を評す」⁸で、教育勅語について以下のように言及している。

我国の民主革命はその裏付けとして同時に文化革命を推進しなければならぬ。この点において改正案は思想及良心の自由、信教の自由、表現の自由、研学の自由、教育権、初等教育の義務と無償性等を規定している。しかし、それはいまだ文化革命の重大性を十分に認めているとはいいがたいようである。

新生日本の建設には精神的革命が必要であり、それが為には教育における一大改新が必要であろう。そしてかかる教育革命においては教育の自主性と新たなる教育精神が宣明されねばならぬ。そして第二の点に関しては国家神道の追放と軍国主義及び超国家主義教育の禁止は一大進歩ではあったが、それにも拘らず、保守的な教育界はなかなか革新されないのである。そこで、かような実情の下に教育革命を推進するためには、欽定憲法と同じ精神に立っている教育勅語が改廃されなければならないのであって、改正案はこの点についても何らかの指針を興うべきではなかろうか。

森戸は「民主革命」及び「その裏付けとして同時に文化革命」推進には「精神的革命」とその為の教育革命が必要であるとの認識の上で、「欽定憲法と同じ精神に立っている教育勅語が改廃されなければ」ならないとの論を展開する。そして、「改正案はこの点についても何らかの指針を興うべき」、即ち、新憲法に教育勅語に代わる規定を求めるという特徴ある主張を展開した。

以上で見たように、田中（耕）及び森戸は終戦後の段階からそれぞれ独自の特色ある教育勅語「処理」論を構想していたのである。この2人の教育勅語「処理」論は、1946（昭和21）年6月27日の第90回帝国議会衆議院本会議に於いて直接相まみえることとなる。

補-2 田中耕太郎と森戸辰男の議会論戦について

1946（昭和21）年6月27日、衆議院本会議において質問者として演壇にたった森戸は、当時文相の座にあった田中（耕）に以下のように質問を投げかけた⁹。

文化的諸規定の中で、教育に付て政府に伺ひたいのであるが、今日新生日本の建設に於きまして、教育の占める使命と云ふものは極めて重大であります、殊に道徳的頹廢の天下を風靡する場合、新しき教育の確立され、新しき國民が育成されずして如何にして新しき日本が立つことが出来るか、此の故に人々は教權の確立を言ひ、施政方針の質問に於きましても之に對する質問があり、田中文相は之に對して答へて、教育の尊重、自主權、教權の確立が必要であることに御同意なされたと思ふのである、所で此の教權を確立すると云ふことは、此の憲法に於てなされるのが最も適當なのではないか、然るに此の憲法に於て教權の確立に關する規定はないのである、文相は之を如何に御考へになつて居るか、又從來學校制度は法律に依ることはなかつたのである、次代の國民を育てる所の重大なる學校制度が、法律に依らず、議會の審議を経

ない所の法令に依つて規定せられて居ることは、私は民主主義の國家としては望ましきことではないと思ふのであります（拍手）民主主義の新しい時代に於きましては、此の重大なる國民教育を取扱ふ所の法規は、是非とも議會の協贊を経た法律に依つてなされなければならぬと私は思ふのであります、此の點に付て文相は如何に御考へになられるのでありませうか（拍手）併し教權の確立と雖も、教育の根本精神が確立致さざれば、單に形式の上の確立は意味をなさぬのであります、然るに今日日本に於ける教育は如何なる原理に依つてなされて居るでありませうか、此の教育の根本法律確立致さずば、此の渾沌たる精神状態に於て國民に新しい教育を施すことは、如何に教權確立すと雖も私は全然不可能ではないかと考へるものである、然るに長い間日本では教育勅語が日本の教育の根本であつたのであります、此の教育勅語はそれ自體と致しますれば道德法典として中々立派なものであると云ふことを私は感じますし、明治以來日本の教育に對して盡したこと多大であつたことを認むるに吝かでないのであります、併しながら今日の時代に於て、日本が新たなる躍進をなし、民主主義日本を建設致し、欽定憲法が改訂さるる今日に至つては、丁度此の欽定憲法と略略年を同じうして出來、恐らくは同じ精神を以て起草せられたる教育勅語は、新しき國民を育成して行き、新しき日本を作つて行く所の教育の根本原理としては、既に十分でない所が含まれて居るのではないか、私は新しき時代に處する教育の根本方針が、憲法に於て、國民の代表たる我々の手に依つて作らるることが適當ではないかと思ふが、文相は如何に考へて居るか、又是は事の重大なるに鑑みて首相は如何に御考へになつて居るか、少くとも私は此の新しい教育の根本を規定するものは、國會を以て其の實質が定められなければならぬと考へて居るのであるが、此の點に付て政府は如何なる考へを持つておいでになるか、私は之を篤と承りたいのであります

この森戸質問は大きく三つに分かれて構成されている。

まず、第1の質問は、教育權の獨立は憲法によつて規定されるべきではないかというものである。これは「此の教權を確立すると云ふことは、此の憲法に於てなされることが最も適當なのではないか、然るに此の憲法に於て教權の確立に關する規定はないのである」という部分に集約されている。第2の質問は、「此の重大なる國民教育を取扱ふ所の法規は、是非とも議會の協贊を経た法律に依つてなされなければならぬ」という部分である。この質問は第1の質問と連動して、教育法規は法律によつて制定されるべきという主張を表明したものである。そして、第3にそれらの質問を総括する形で教育勅語について、「それ自體と致しますれば道德法典として中々立派なものである」としつつも、「新しき國民を育成して行き、新しき日本を作つて行く所の教育の根本原理としては、既に十分でない所が含まれて居るのではないか」と疑問を呈する。その上で、「新しき時代に處する教育の根本方針が、憲法に於て、國民の代表たる我々の手に依つて作らるることが適當ではないか」と、教育勅語に代わる教育の根本方針を憲法に盛り込むべきだという主張を展開している。但し、「少くとも私は此の新しい教育の根本を規定するものは、國會を以て其の實質が定めら

れなければならぬと考へて居るのである」と付け足している。従って、この質問における森戸の真意としては議会、即ち国民の手による教育の根本方針確立を求めるものであったと言えよう。

これに対する田中（耕）の答弁は、森戸の最後の質問に対する回答から始める。そこでは、森戸の教育勅語に代わる新しい教育方針を確立すべきではないかという質問を、「教育勅語が今後の倫理教育の根本原理として維持せられなければならないかどうか」¹⁰という問いに設定しなおした上で、「之を廢止する必要を認めないばかりでなく、却て其の精神を理解し昂揚する必要がある」¹¹としている。しかし、教育勅語は「人間であらせられまする天皇陛下の御言葉でありまして、隨て完全無缺なものとは言へない」¹²ものであり、また、「其の表現等も、今の時代から考へて見まするとぴつたりしないものもあり」¹³、更に、「過去に於て國粹主義者の側から濫用せられた事實があることも確か」¹⁴と、三つの問題点があったとの認識を示した上で、それでも、「其の徳目の内容の一々を偏見なく検討」¹⁵すると「古今東西に通ずる道德律、人倫の大本でありまして、特に軍國主義的又極端な國家主義的要素は見受けられない」¹⁶のものであるとする。従って、今後の教育方針として、「教育勅語を蔽うて居りました所の神祕的な「ヴェール」を取除き」¹⁷、「修身教育、公民教育のたつた一つではないが、詰り古今東西の宗教や倫理道德の體系と並びまして、更に將來の我が國民の爲には、特に重要で且つ親しみのある教訓の一つと致しまして取扱はるべき」¹⁸との方針を提示する。その上で、「民主主義の時代になつたからと云つて、教育勅語が意義を失つたとか、或は廢止せらるべきものだと言ふやうな見解は、政府の採らざる所」¹⁹であると述べた。

田中（耕）のこの答弁は、一見すると教育勅語を強力に擁護していると受け取られなくもないように思えるが²⁰、それはあくまで道德的規範としての擁護論であつて教育政策方針としての擁護論とはその趣が異なっている点に注意を向ける必要がある。田中（耕）の教育政策としての教育勅語「処理」論はむしろ、上述の「今後の教育方針」以降に見られる教育勅語相対化の方針にあると言えよう。

尚、この時、田中（耕）は、森戸質問に対して、自筆の答弁草稿を用意している。そこでは、特に新しい教育方針に言及する部分を書き直しており、そこから、田中（耕）がかなり苦心して答弁草稿を用意していた跡が見受けられる²¹。

補-3 議会論戦から教育刷新委員会へ - 森戸辰男の足跡を辿りながら -

この論戦以後、田中（耕）と森戸の間で教育勅語に関する論戦は議会においては行われていない²²。しかし、「新しき時代に處する教育の根本方針」を憲法に規定すべきとの森戸の主張は、1946（昭和21）年7月30日の衆議院帝国憲法改正案委員小委員会において、憲法改正草案第24条に第四項として「教育の根本方針はこの憲法の精神による」との文言を追加するという社会党修正案に関連して、再度議論の俎上に上ることとなる。

この時、森戸は社会党を代表して社会党修正案に対する質問に答えている。まず、森戸

は江藤夏雄議員の国家が独善的なイデオロギーから出発する教育ばかりやる虞があるから挿入したのか、という問いに以下のように応えている²³。

新しい憲法が出来て、新しい憲法が実際に行はれると云ふことに付ては色々な施設が必要であるが、人心が之に副ふやうにならなければならぬ、それが爲には教育が必要であり、又教育に伴ふ制度と精神がそれに副ふやうにならなければならぬ、制度の方はここに一部分書かれて居るのですが、其の教育の根本精神と云ふものはどう云ふ所に謳ふべきであるかと云ふことは、はつきりとされては居ないやうであります、それで此の憲法の趣意から言へば、教育の方針は大體近代精神に依つて民主主義的、平和主義的に、又人権を中心とするものであり、さう云ふ方針に依らなければ新憲法の精神に合致しないと思ふのであります、所が今教育の方針として行はれて居るのは教育勅語でありまして、是は「モーラル・コード」としては中々立派な所もあります、殊に明治以來其の果して來た功績は大きいのですけれども、併し其の教育の根本には欽定憲法で斥けられたと似たやうな精神が相當に強く出て居るし、其の道徳も封建的な要素が相當に強いので、積極的に言ふと、人格の尊嚴其の他の自由と云ふやうなことは餘り重んぜられては居ないやうに思ふのです、でありますから、さう云ふ事情であると、教育と云ふものが新しい憲法に副ふと云ふことが此の憲法で宣言されて、さうしてそれに應じて新憲法下の「イデオロギー」、制度と共に、教育精神がここに打立てられると云ふことが非常に必要ではないかと思ふ

このような説明に対しては芦田が、学校教育を規定の対象とするならそう書くべきではないかという疑問を出し、それに対する幾つかのやり取りがなされた後、「教育は大事だから、特に教育の所に斯う云ふものを置かう、斯う云ふ御精神ですね」²⁴と確認の質問を發する。これに森戸は同意し、「今日教育を支配して居る所の方針が、今の儘ではやはり此の新憲法の精神に副はない部分もあるのではないか、斯う云ふやうなことも考へに入れて居る」²⁵と応じた。その後、原夫次郎議員より、上述の発言にあった「根本方針」の説明を求められた森戸は、以下のように説明を行っている²⁶。

是は教育の行はれる根本の態度と申しますか、方針は、大體憲法の前文にあり、初めの方の三章などに盛られて居る所の精神が日本再建の精神的、政治的の中心の方針にならなければならない、斯様に私共は考へるのです、丁度欽定憲法が出来たと略略時を同じうして教育勅語が出た、是は丁度それを裏付ける、表裏した法制上、政治上の方針と教育上の方針と云ふものが「マッチ」して新しい明治の方針が決まった、今日もやはりさう云ふ變革期にあつて、國の根本としての憲法が出来、同時に此の教育、此の憲法を裏付ける國民の精神を形作るものも亦此

の憲法の精神に依らなければならない、欽定憲法と同じやうにして、それと略略同じやうな精神を盛られた教育勅語を中心とすることに依つて教育の根本方針が決まつた、是はまだ決まつて居りませぬけれども、さう云ふものがないとすると、今度の新しい憲法とちぐはぐな所が出はしないか、さう云ふことのないやうに、此の點に付ても根本方針は此の憲法の精神に依ると云ふことにすれば、それがはつきりする、政治的なものの根本と、人心形成の根本の方針とが一致して新しいものが全體的に形成されて來はしないか、斯う云ふことです～（後略）

これに対して原は、「教育の根本方針と云ふものは憲法の精神の外にも、まだもう少し知的關係に於て餘程廣い意味がありはしないか」²⁷とか、「憲法の精神に基くのだと云ふことだけでは、どうも教育の根本方針にはならないと思ふ」²⁸などと疑問を呈している。

さらに続けて、芦田はこの条文が入った場合、例えば、天皇制は廃止すべきというような方針の下で教育した場合は憲法違反に問われたりするということか、という質問をしている。これに対して森戸は、この規定は道徳的規定なので罰を与えるようなことは出来ないと答えている。

そして、最後に林平馬議員が、「教育の基準が、従來のやうな教育勅語に依ると云つたやうなことがなくなるに付ての御心配も多分おありのやうですが、其の點は私は十分了解も出來ますし、其の點の御精神には賛成」²⁹としつつも、教育だけではなく政治や經濟などの根本方針も憲法に依らなければならないし、国民もまた、前文で規定されたようにこの憲法と共に歩むことになっているのだから殊更、教育についてだけ憲法に規定を盛り込む必要は無いだろうという反対意見を述べて議論は終息した。

かくして、社会党提案の第二十四条修正案は、その他の委員の反対により却下となった。その後、この問題は舞台を帝国議會から教刷委總會、そして、教刷委第一特別委員會へと移すこととなった。

補-4 教育刷新委員会における田中耕太郎と森戸辰男

教刷委は、1946（昭和21）年8月10日に内閣総理大臣直轄の審議機関として設置され、約1か月後の9月7日に第1回總會を開催して以降本格的に活動を始めた。教育勅語「処理」問題については、9月13日の教刷委第2回總會において森戸が審議課題として提示した。

森戸は、「問題を色々提供されて居るのですが、是は所謂制度の問題で、建物の問題であります、斯ういう建物と共に、縦のスチールをどうするかという問題、即ち教育の指導精神の問題であります。私は之を取り上げて戴きたいと思ひます。」³⁰と問題を提起した後、国体が変革し、新しい教育精神が必要とされている事を末端の教育者に徹底すべきという趣旨の事を提起した後、以下のように教育勅語「処理」問題を論じている³¹。

それからもう一つは、教育勅語の問題であります。尤も勅語の問題は、議会でも実は私田中文相に質問したのでありますけれども、どうもはっきりして居ないので、従って教育者の方でも此の点がどうもはっきりした感じを持って居らぬのであります。教育勅語にある所の徳目の問題じゃなく、教育勅語を貫いて居る精神というものが、私は民主主義精神と相容れないものがあるのではないかと。殊に新しい日本の政体に相容れない徳目は別として、根本の精神、其の点をはっきりさせないと、日本の教育者は適従に迷う所がある。斯ういう点で私は教育刷新委員会で其の点を実は明かにして、教育者の適従に迷わないようにするという事にせんと、根基が立たぬのじゃないかと思う。制度よりも制度のスチールを早急に明かにして戴かなければならぬと思うのであります。斯ういう問題を制度に先立って一応ははっきり致して戴きたいと思ひます。

森戸の制度の議論をする前に「制度のスチール」を明らかにすべきとの提案の直後、それまでの各委員の提案をまとめる形で当日の議長である南原繁が文部大臣田中（耕）に対して文部省の方針の説明を求めた。この時、田中（耕）は「先程森戸委員が言われましたように、甚だ末端迄我々の大声叱呼することが徹底しない憾みがあります」³²と同意しつつも、「急速に一々枢密院の議に掛けて、学校法令を第一条だけを取上げて行くというようなことは、是は矢鱈に手数を取るだけで、是は其の儘捨てて置いても学校法令の根本に手を加える時に改めれば良い。又教育根本法が制定せられる際に此の中に織込めば宜いという考を持って参って居る」³³と、森戸の問いに対する返答を避ける形で文部省の方針を説明した。その後、議論が「教育根本法」の話題に移ったため、教育勅語の「処理」に関してはこの日の議題となることは無かった。

教育勅語「処理」問題を含む教育の根本理念問題は、1946（昭和21）年9月20日の第3回総会においても引き続き検討課題となった。この日、遅れてきた森戸は、学校の教師たちが新しい教育の方針に戸惑いを感じている状況にあることを、自身の体験を基に説明した上で、以下のように自論を展開している³⁴。

前略～例えば教育勅語の精神を見ますと、封建社会が一つのイデーとしてその後ろに盛られて居ることは明かであります。従ってこれに対する新しい教育理念としては、単に抽象的に、誰でも尤もな概念を並べる以外に、それを統合した一つの社会的イデーというものが現されなければならぬではないか、前に方が言われたように、社会生活、殊に協同生活、その最も代表的な形である国家というものと関聯して矢張り教育の根本理念というものが明かにされなければならぬのではないかと考えます。従って、根本理念を考える場合には、いつも新しい社会の理念、新しい社会は政治的、経済的に今非常な変化の時にありますから、そういうものの把握が

なければならぬのではないか、即ち旧い協同生活の理念から、新しい協同生活の理念を我々が把握するという事で初めて可能になるのではないか。殊に政治問題に關聯しては、新しい憲法に於ては、天皇の地位に付て少くとも法律的には一大變改があつたのでありまして、これは道徳的にも一大變革が矢張り持ち來たされなければならぬ。又それに応じた教育の根本理念というものが出来なければならぬ。新憲法というものが新しい理念を持つ、それが善い悪いは別として、現実の事實として我々はその前に立って居り國民が正しいとして受容れる以上、それに応じて私共のいろいろな精神的制度的な諸施設は作られなければならぬ～後略

このように森戸は新しい時代には新しい教育の根本理念が必要だとの意見を述べている。この後、幾人かの意見表明が続いた後、森戸はそれらを整理する形で再度発言する。森戸によれば、これまでの教育の根本理念に関する意見には、「教育の上というか、境で以て教育の方向を決めるようなもの」³⁵と「教育の中で教育をどういう風にして行くべきかという原則」³⁶の二つの違った理解があるとまとめた上で、優先すべきは前者であると述べる。その際、「教育勅語に於ても、一番中心となる所は列べてある徳目ではなくして、それを貫いて居る精神」³⁷であると述べている。そして、その精神は新しい時代に伴い変わって來たので「徳目に付ての個々の問題は別として」³⁸、精神が変わった事を態度として明らかに示すべきだと主張する。

更に続けて、森戸は新しい教育勅語を出す事についても発言している。森戸は新しい「教育内容」³⁹についての勅語を出すことは、「今の議題として適當でない」⁴⁰とする。しかし、続けて「若し戴くとすれば、新しい教育は國民自らが考へて行くべきものである」⁴¹と、天皇の御言葉という意味での勅語そのものには決して反対ではない事を表明している。その上で、新しくなつた国体に應じた新しい教育の精神が必要であるとしつつも、「新しい教育精神が新しく教育勅語を戴いて闡明されるということはどうか」⁴²と結論付ける。この森戸の発言の後、議長であつた南原は、更に意見を募りつつも文部大臣に説明を求めるように議事を運営する。その結果、追加で1人の発言者を挟んで文部大臣田中（耕）が文部省の考へを説明し始める。しかし、最初の説明は教育根本法に関するものであり、教育勅語「處理」に關しては言及しなかつた。そこで、議長の南原は現在の教育勅語の取り扱いについて文部省の考へはどうかと説明を求める。それに対し、田中（耕）は以下のように文部省の方針を説明した⁴³。

教育勅語に付きましては、新しい教育勅語を奏請するというような意図は持つて居りませぬ。併しながら、従来の教育勅語に付きまして、第一線の教育者達が取扱いに迷つて居る。例えば式の時に読むべきか或は読まなくても宜いか、或は読む場合に於てはどういう風な形に於て読むかというようなことに付て、随分疑惑を持つて居るようであります。この点に付きまして各

地で色々問題を起して居る所がある。殊に出先進駐軍などの間に問題が起って居るということを聞きました。従ってその具体的問題に付きましては、詰り実際の取扱いの問題に付ては、何か指示する必要があるのじゃないかという訳で、只今案を練って居ります。唯教育勅語に対する全体の心構えは、今までの色々の機会に於て表明して参りました。詰り教育勅語を今までの神懸り的ものの、詰り神様の言葉として取扱うような態度であってはならない、それは倫理教育の一つの貴重なる資料であるというような態度で臨まなければならぬ。併しそれは唯一の理想ではない。あれを唯一の教育の淵源であるというように考えたところに誤りがある。尚教育勅語は抽象的な徳目の列挙になって居りますが、これを活かしてもっと掘り下げなければならぬ。これは哲学とか倫理とか宗教とか有らゆる方面から掘り下げなければならぬのであって、唯あれを暗誦するというようなことは意味をなさないというようなことで参って居るのであります。要しますに、新たに教育勅語を奏請するというようなことは、これは色々の関係もございませし、又先程伺いました御意見と、我々の考と一致して居る所も随分ございませるので、慎重を期して居る次第であります。

上記の田中（耕）の説明は2つに分かれている。まず、教育勅語の取扱いについては案を作成中である事、次に、全体の心構えとしては、「倫理教育の一つの貴重なる資料であるというような態度」で臨むべきであり、また、教育勅語は抽象的な徳目が列挙されているが、それらの徳目は哲学・倫理・宗教等のあらゆる方面から掘り下げないとならないものであると述べる。そして最後に、新たな教育勅語を奏請する事については色々の関係もあって慎重を期していると説明した⁴⁴。

この田中（耕）の説明後、同日の総会において教育勅語「処理」問題を含む教育理念策定問題は第一特別委員会で議論するようにとの采配がなされる。かくして、教育勅語「処理」を巡る問題は第一特別委員会で議論される事となった。教刷委第一特別委員会は、1946（昭和21）年9月23日に最初の会合が開かれた。そこでは教育理念策定の問題に先立って、教育勅語「処理」問題が取扱われる事となった。

この第一特別委員会において、森戸は積極的に自身の主張を展開した。この日の会合で森戸は、教育勅語の問題には「信仰的問題と理念的問題」⁴⁵が絡み合っていると指摘した上で、教育勅語は「民主主義と、個々の徳目は別として、大きな所では違ってもものがある」⁴⁶し、教育勅語は大日本帝国憲法を教理としているが故に、「片方の憲法を変えて、之を其の儘残すということは、どうしても矛盾であって、是は、はっきりした態度」⁴⁷をとる必要があると述べる。しかし、一方では教育勅語を「急に覆すということでは色々な点でいかぬ」⁴⁸とも述べ、「どのような形で、割合に動揺なく、新しい教育理念に結び付いて行くか」⁴⁹が重要な問題であると指摘する。こうした文脈の上で、森戸は日本教育家委員会が提示した新教育勅語渙発論を否定するのである。これに対し、芦田が「差当りの思い付きの案」⁵⁰として出した、「憲法発布の時の御勅語で、まあ学校教育に対して憲法の精神

を理解せしめる」という案に賛同して次のように述べる⁵¹。

前略～陛下の勅語に依って、新しい時代には新しい教育というようなことを注意されて、教育の精神は之に依らなければならぬと、そういう意味のものを戴くことは、是は宜いと私は思っています。(中略) 語り内容を具体的に従来のような勅語を戴くということは時代として困る。併し新しい時代に当っては、新しい教育の精神に依らなければならぬ、其の教育の精神は新しい国柄に基かなければならぬということを勅語の中に言って戴けば、そうすれば従来の教育勅語が善いか悪いかということはなくなって、新しいものに拠らなければならぬということになると、私は一番なだらかではあるまいか。是が外の人があれば間違っているということでは止めたら、拙いと思います。

このように森戸は新しい時代には新しい教育をとというような勅語なら良いと、芦田の案に賛意を示した。これらに対し、主査を務めていた羽溪了諦は、その意見は教育勅語に代わるべきものを頂くという事かと問い質している。羽溪の問いに対し、芦田は同意したものの、森戸は同意せず、以下のように答える⁵²。

併し遷り変りの時代として、御詔勅に色々と不都合なこともあると一々申すよりは、陛下の方で丁度此の機会に、一応教育は新しい憲法の精神に拠るべきである、斯ういうようなことを仰しゃって戴けば、それが宜いのではないか、教育という重大なことも、国民が至高の意思を以て決定するということが、憲法に副うて居るのではないかと思います。

森戸は天皇が新しい教育は新しい憲法の精神に拠ると述べ、それを受けて、「国民が至高の意思を以て決定する」べきだとし、こうする事が「教育に対する処置が一番円滑に行くのではないか」⁵³と述べた。

かくして、芦田がとりあえずの案として出し、森戸がそれに乗る形で展開させた新憲法発布時の勅語に、これからの教育は新憲法の精神に依るとの旨を盛り込むという意見が第一特別委員会の共通見解として位置付けられることとなった。その後、第一特別委員会の議論は、教育勅語に代わるべきものを奏請すべきかどうかに移っていった。この、教育勅語に代わるべきものをどうするかについては、委員の間でも意見の一致を見なかったのだが、ここで本論に関わって注目すべきやり取りがある。教育勅語に代わるべきものを出すかどうかについて、森戸は「色々な危機に対してやるということは宜いけれども永続的なモーラル法みたいなものとしてやるということはどうか。」⁵⁴と懸念を表明した。これに対

し、文部省当局者として出席していた山崎匡輔文部次官は、「大臣の考えて居られることも、矢張り今森戸君の言われたように、所謂モーラル法というものを示すことは出来ない、斯ういう考が基調なんです。」⁵⁵と述べている。ここからは、少なくとも田中（耕）と森戸の見解には共通点があると周囲も認識していた事が伺える。

第一特別委員会のこの日の議論は、さらに、教育勅語に代わる教育の根本理念をどうするかという方向に向かいそうになるが、これについては後日議論するという事になり、とりあえず議論のまとめとして勅語をどうするかの話へと戻された。議論が戻された際、務台理作が憲法に伴った勅語では「一時的な場塞ぎになるのではないかと思います。それも必要だろうと思いますが、もう少し根本的にそういうものを必要とするかしないかということが矢張り根本になるのではないか」⁵⁶と疑問を呈した。これに対して、芦田の回答に続いて森戸は以下のように回答している⁵⁷。

前略～是は空虚を充たすというよりは、教育勅語が将来妥当しないということの間接に示して戴くという意味で。ですから一回限りのことです。是は文部省から教育勅語がどうも悪いかから廃める、そういう形でやることはどうかと思うのです。新しい憲法の精神に拠らなければならぬということ仰せになれば、それで間接に従来の教育勅語というものは、将来の教育勅語としては妥当しないということになるので、空虚は充たされませんが、従来の教育勅語に対する処置としては、非常に尤もな処置ではないかと思うのであります。

以上のように、この日の森戸の意見は終始一貫して、教育勅語に対する穏当な処置として憲法発布時の勅語に新教育方針を盛り込むべきと主張したのであった。

ところで、第一特別委員会における教育勅語「処理」問題の議論は1946（昭和21）年9月23日の第1回会合では終息せず、1946（昭和21）年9月25日の第2回会合においても議論される事となる。この日の議論は、第1回の議論を受けて新しい教育勅語を奏請するかどうか、するとしたらその内容はどうすべきかの議論が行われる⁵⁸。

ここで森戸は、新憲法発布に伴う勅語に盛り込む教育方針の中味をもっと積極的に盛り込むのはどうかという羽溪の問いかけに対し、「重要な点は国会が決定しなければならん」⁵⁹、「国会が規定しなければならん」⁶⁰として、「内容的に色々指示されるということは、どうか」⁶¹と反対意見を述べた。しかし、「と同時に」と続けて、教育勅語は「陛下の思召で、実は国家建設には大変役に立ったものであるし、天皇は首長として御出でになって居る」⁶²のだから、条例や輿論で駄目だとなる前に陛下自身が自ら新しい方向を示すことで問題を解決する事が「最も妥当なことではないか」⁶³とも述べる。そして、その方法は、「特別な詔勅」でも「憲法発布の時に合せて仰せられても」良いが、その場合は、「内容が沢山あっては行かないし」⁶⁴、教育勅語の代りに読むということも拙い、むしろ、「教育者が教育勅

語を取扱う心構えということに以て重点を変えるべき」⁶⁵とした。

さらに、森戸は教育勅語そのものについての見解を、以下のように表明するのである⁶⁶。

私は徳目に付ては別問題として、矢張り根本精神と思うのですが、それは一種のパターナリズムであって、国家に於ても、それから人と人との生活に於ても、そういう一種の封建的な原理で繋れて、其処に教育勅語の特徴があったので、そういう解釈をされて居たことは、従来ならば正しい解釈だ。教育者の其の根本の精神が従来役割は別として、今は変らなければならぬのであって、個々の徳目に於て教育勅語を貫いて居る精神が、明治国家の建設時代は別として、今の民主国家の建設に於ては、根本精神が全くそぐわんものである。そうして其の根本精神が違う所に、又一種のパターナリズムであった時の戦争の勝利が、新しい方に変る場合に、日本の国民道徳性が低劣であるというが、是は急に低下したのじゃなくして、古い道徳体系から新しい道徳体系に至る間の混乱であって、古い道徳の体系、天皇或は封建的な一種の忠孝という形であった権威組織の中心が動揺した。そういう意味に於て、憲法と教育勅語というものに付ては、明治国家の建設の功績は別として、新しい時代に於ては、根本的に改変せられなくてはならぬ。で、新しい時代に於ては経過的の御勅語は別として、将来は将来のような勅語で教育精神が決定せられるということはどうか。

森戸の教育勅語を貫いている精神が今の民主国家の建設においては全くそぐわないとの意見に対しては、芦田が前半部に若干の異議があるとしたものの、後半部には同意の旨を表明する。これを受けて、森戸は憲法発布時の勅語が出された際の取扱いについて以下のように述べる⁶⁷。

学校で教育勅語と同じように取扱うか取扱わないかということは別問題であって、是は其の場合、場合に依って違ふし、矢張り教育勅語としてでなく、憲法の運用を説くという意味では教えられる。それを教える場合に、それが引用されるということは結構と思います。(中略)従って捧読されるというよりも、説明されるという意味で宜いという風に、私は思っています。

以上の議論の結果、森戸の主張は第一特別委員会のその他委員の賛同を得て、この日に取り纏められた教刷委第一特別委員会中間報告の中に「新憲法発布の際に賜わるべき勅語の中に、今後の教育の根本方針は新憲法の精神に則るべきことを示されたいこと」という形で盛り込まれた。しかし、この報告は、第2章で見たように閣議にて否決された為、実

行されなかった。

補-5 第2回国会における田中耕太郎と森戸辰男の教育勅語に対する見解

田中（耕）と森戸は、1948（昭和23）年6月の第2回国会において、今度は立場を入れ替えて、教育勅語「処理」問題に相對する事となる。教育勅語決議の成立過程そのものについては、第5章で扱うが、ここでは1948（昭和23）年6月19日の参議院本会議における田中（耕）と森戸の発言を比較しておきたい。

田中（耕）は1948（昭和23）年6月19日の参議院本会議において、「教育勅語等の失効確認に関する決議」を上程するに際して、案文を読み上げた後、次のように上程理由を述べる⁶⁸。

○田中耕太郎君 前略～

諸君におかれましては、我々が今日かような決議をする必要がどこにあるかとの疑いを懐かれる向もあり得ると存じますので、先ずこの点につきまして御説明を申し上げます。

教育勅語は申すまでもなく、久しきに亘りまして、わが國の教育の唯一最高の指導原理としての國民の教育上最も重要なる役割をつとめて参りました。それは各個の徳目の内容は別といたしまして、主催者の訓示の形式を取っております結果といたしまして、天皇の神格化と相俟つて、往々極端な國家主義的に解釈されていたのであります。併し宗教と良心の自由が完全に保障せられました新憲法の下におきまして、教育勅語がその他の詔勅と共に、かような指導者原理としての性格を維持してならないことは当然の事理といわなければなりません。

～中略～かような経過から見まして、終戦後取られましたところの相当周到な立法的並びに行政的措置によりまして、教育勅語はその他の詔勅と共に廃止せられてその効力を失い、倫理道に関する一つの過去の文書、歴史的文献に過ぎないものとなりまして、日本教育の最高原理としての性格を失うことに至つたものと認められるのであります。要しますに、終戦以来我が國家としましては、特に政府や立法府は、以上御説明申上げましたように、この問題を眞剣に取上げ、慎重に、併し相当大胆に考え且つ処理して参つたものでございます。それには多少の足らざるところはあつたにしても、我が國家としては怠慢ではなかつたと申すことができるのであります。併しながらかような立法的行政的措置が今日まで採られて参つたのに拘わらず、この事実を未だ十分認識せず又その意味を完全に理解せず、習慣的に或いは勅語をまだ神格化して觀念したり、それが従来のような我が教育の最高指導原理としての性格を、今日尚持つておるかのように考える者も絶無とは申されないのであります。併し若しそうであるといたしますならば、ポツダム宣言を忠実に且つ完全に履行することを誓つた我々といたしまして、この際改めて教育勅語等が効力を失つておる事実を明確にすると共に、それらの謄本を回収し、以て國民の思想の中に神がかり的な國家觀や、極端な國家主義的理念の最後の一滴も一掃する必要がないとは言えません。併しながら我々は教育刷新の、かような消極的方面だけで以て甘

んじないで、積極的に教育基本法の明示する民主主義的、平和主義的な新教育理念の普及徹底に全力を傾注すべきことは申すまでもないことであります。これ我々が本決議をなすことを必要と考えましたゆえんでございます。

尚ここにご注意をお願いいたしたい点がございます。それは本決議案が教育勅語等の失効を確認する性質のもので、教育勅語等が今始めて廃止せられたり、或いは排除せられたりするものでないという法理上の問題でございまして、我々の考えによりますと、教育勅語等は新憲法第九十八條第一項の中に規定していますところの憲法の條規違反の詔勅として無効となるものではございません。憲法の右の條項、即ち「この憲法は、國の最高法規であつてその條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」これが問題になつて参るのであります。憲法のこの條項は法規相互の関係を規律しておるのでございまして、それは今尚形式的に効力を持つています法令詔勅について適用されるのであります。教育勅語等につきまして、前に申し上げました通り、教育勅語を援用し、その他皇國の道に則る教育理念を示しておりました諸学校令がすでに廃止せられておりますから、教育勅語等は道徳訓に関する過去の文献に過ぎないものとなり、法規や國務に関する行為ではなく、従つて憲法の右條項とは全く関係がなくなつてしまつておるのであります。勅語と新憲法との間の関係が存し得ないようにすでになつておりますことは、教育基本法や学校教育法は新憲法実施前に、即ち昭和二十二年三月三十一日から施行せられておりまして、その結果として、前に申上げましたように、それらの施行と同時に、勅語又はその精神を援用しておりました諸学校令中の規定は廃止せられ、それらの規定の中身になつておりましたところの勅語は法の内容ではなくなりまして、單に道徳訓になつてしまつたということが明瞭でございまして、若し今日道徳訓である勅語の憲法上の効力を論ずるとしますならば、それは論語やバイブルが憲法違反で無効であるかどうかということ云々すると同じく意味を成さないことになるのであります。かような理由からいたしまして、本決議案は勅語と憲法第九十八條第一項との関係に言及しなかつたのでございます。

以上申上げましたところの教育勅語の性格の問題は、要しますのに、教育基本法に関する知識が普及し、その精神が徹底することによりまして、一層明瞭になるのでございます。我々は今後の教育におきまして、一層新憲法及び教育基本法の理念の普及徹底に、全力を挙げて努めなければならない責任を痛感するのであります。

上記に見られるように、田中（耕）は、この問題を徹頭徹尾、法制上の問題として扱おうと苦心している。また、第5章で扱う衆議院の決議と比較した場合、田中（耕）が「若し今日道徳訓である勅語の憲法上の効力を論ずるとしますならば、それは論語やバイブルが憲法違反で無効であるかどうかということ云々すると同じく意味を成さない」と述べている事が注目される。このように、本決議の趣旨をあくまで教育勅語の法的拘束力の喪失に限定したものである事を表明した田中（耕）であつたが、対して、決議可決後の森

戸の発言は以下の通りである⁶⁹。

○國務大臣（森戸辰男君） 只今本院の御採択になりました教育勅語等の失効確認に関する決議に対し、私は、文教の責任者として深甚の敬意と賛意を表すると共に、一言所見を申述べたいのでございます。

敗戦後の新日本は、國民教育の指導理念として、民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、それと共に教育勅語その他の詔勅に対しましても、教育上の指導原理たる性格を否定したのであります。このことは新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によりまして、法制上にも明確化されたのであります。本院がこの度の決議によつて、改めてこの事実を確認闡明されましたことでありまして、誠に御尤もなものと存するのであります。この際私はこの問題に関しまして、文部省の採つて来た措置と、本決議に含まれた要請に処する決意とを申し上げたいと存するのでございます。

詔勅中最も重大な教育勅語について申し上げますれば、すでに提案者のご趣旨にあつたように終戦の翌年、即ち昭和二十一年の三月四日、文部省は省令を以て國民学校令施行規則及び青年師範学校規則等の一部を停止し、修身が教育勅語の趣旨に基いて行わるべきことと定めた部分を無効といたしました。次いで同二十一年十月九日文部省令を以て國民学校令施行規則の一部を改正いたし、式日の行事中、君が代合唱、御眞影奉拜、教育勅語奉読に関する規定を削除いたしましたのであります。この行政処置によりまして、教育勅語は教育の指導原理としての特殊な法的効力を喪失いたしましたのであります昭和二十一年の十一月三日新憲法が公布され、それに基づいて翌二十二年三月教育基本法が制定されることになりましたが、その前文におきまして、この法律が日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示し、新しい日本の教育を確立するためのものであることを宣言いたし、教育上指導原理がこれに移つたことを明らかにいたしました。それと同時に國民学校令以下十六の勅令及び法律が廃止いたされました。これらの立法処置によりまして、新教育の法的根拠が教育基本法及び学校基本法にあることが積極的に明らかにされておるのであります。更に思想的に見ましても、教育勅語は明治憲法と思想的背景を同じくするものでありますから、その基調において新憲法の精神と合致いたし難いものがあることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命を共にすべきものであります。かような見地から、昭和二十一年十月八日以後、文部省は次官通牒を以て勅語詔書を過去の文献として取扱い、かりそめにもそれらを神格化することのないよう注意を喚起いたしましたのであります。かようにして教育勅語は教育上の指導原理としては、法制上は勿論、行政上にも、思想上にも、その効力を喪失いたしておるのであります。その謄本は学校で保管されることになつております。ところがこの点につきましては、永年の慣習から誤解を残す虞れもあり、又将来濫用される危険も全然ないとは申されません。それで今回の御決議に基いて、文部省より配付いたしました教育勅語の謄本は速かにこれを文部省に回収いたし、他決の詔勅等も決議の御趣旨に副うてなるべく措置せしめる所存であります。かくいたしまして、眞理と平和とを希求する人間を育成

する民主主義教育理念を堅く採ることによつて、教育の革新と振興とを図り、以て本会議の御精神の実現に万全を期したいと存じておる次第であります。(拍手)

ここでの森戸の発言は、決議を受けて教育勅語の謄本を回収する事を表明したものであるが、田中（耕）の説明に呼応する形で教育勅語については「教育上の指導原理としては、法制上は勿論、行政上にも、思想上にも、その効力を喪失いたしておる」と、あくまで教育勅語の効力を教育上の指導原理に限定する形にしている。但し、田中（耕）が「日本教育の最高原理としての性格」と表現している事に相対させれば、森戸の発言はもう少し広く教育上の指導原理としての性格を、相対化させたとしても一切認めないとも読めるものになっている。

第2回国会における、田中（耕）と森戸の発言は以上の通りであるが、両者ともに、これまでの教育勅語「処理」論を大きく変化させていないと評して良いだろう。即ち、田中（耕）は教育勅語相対化論の徹底として教育勅語の失効確認決議を行うとの説明を行い、対して、森戸はその基調において日本国憲法と合致しがたい教育勅語は大日本帝国憲法と運命を共にするものであるとしている構図には大きな変化がない。しかし、ここでは田中（耕）が国会議員の立場で政府に要求し、森戸が政府の立場で答弁するという立場の逆転が起こっていたが故に、田中（耕）が展開し、法制上も採用されていた筈の教育勅語相対化論は、日本政府の方針としては採用されていない、少なくとも、田中（耕）が文部大臣だった頃のように明瞭ではない状況になったのである。

補-6 小括

以上、田中（耕）と森戸の教育勅語「処理」論及び議会における発言等を概観してみた。2人の「処理」論を比較してみた限り、共通点と相違点の抽出からは、以下の知見を得ることが出来る。

第一に、田中（耕）も森戸も、教育勅語に盛り込まれた道徳的要素の価値については、高い評価を与えているという共通点がある。この内、田中（耕）が教育勅語の道徳的要素に対して肯定的な態度をとっていたという点に関しては、従来の先行研究においても大体共有されている⁷⁰。しかし、一方で革新的と位置付けられる事の多かった森戸の教育勅語に対する態度については、最近になってようやく幾つかの論考が出されるようになったという状況である⁷¹。第4章にて詳述するが、森戸は文部大臣就任以後も衆参決議での発言に至るまでは、依然として「モーラル・コード」としての教育勅語の価値を評価し続けている姿勢を崩していない⁷²。そのことから考えて、森戸の教育勅語そのものに対する評価は、特に道徳的価値の面においてはかなり高かったと位置付けることが可能であろう。また、森戸の教育勅語に対する肯定的評価は、道徳的側面だけではなく、教育勅語が果たした政治的意義に及んでいる点も注目に値する。森戸は明治国家建設に教育勅語が果たした

役割は評価する旨を幾度か述べており、そうした勅語の意義を尊重した上で尚、時代の変化と共に教育勅語に代わる教育理念の策定が必要であるとするのである。こうした態度は、例えば、第5章にて扱う羽仁五郎や松本淳造のような他の教育勅語廃止論には見られないものである。

第二に、第一で指摘した事も踏まえた上で森戸の教育勅語「処理」論でもある「教育根本方針憲法条規確立論」及びその妥協策としての「教育方針立法確立論」をどのように評価するかという問題である。小池聖一は、森戸の日本国憲法論を分析した結果、森戸の憲法論を「護憲」「改憲」の両方であり、同時のこの対立を乗り越える存在⁷³と評しているが、こうした評価は森戸の教育勅語「処理」論についても当てはまるように思われる。即ち、森戸の教育勅語「処理」論は、単なる教育勅語廃止論と位置付けるのではなく、教育勅語の有する道徳的価値を肯定的に評価した上で、教育勅語という形式の変更、更に踏み込めば、それらの道徳を担う主体の変更に主眼を置いたものだ、と位置付けるべきであろう。

第三に、以上のような田中（耕）と森戸の教育勅語の道徳的価値に対する肯定的評価という共通点に対して、政策論の面では決定的に対立している点をどのように位置付けるかという問題がある。まず、田中（耕）については、先行研究、特に古野博明が指摘したように、教育勅語を自然法的真理性から肯定的に評価しつつ、一方で教育を政治から分離させて、司法と同じように学者・教育者による自治を目指す教育権の独立も合わせ持つ教育勅語相対化論であると位置付けることが可能であろう。この位置付けは、田中（耕）が、特に政治領域において教育理念の問題を取り扱うことに終始消極的であり、また、取り扱われた際には保守的な言動を取りがちであった事から見ても首肯できる。一方、森戸については、その主眼が何よりも道徳を担う主体の変更へと向いていた事に注意を払う必要がある。森戸にとっては、教育勅語の道徳的価値及び政治的意義を肯定的には評価するものの、何を置いても、まずは道徳を担う主体を天皇から国民に変更させる事こそが大事であり、それ故、立法という形式を以って新しい教育理念の確立を図るという政策方針を打ち出す事となった。以上のように整理すると、田中（耕）と森戸の教育勅語「処理」論における政策論上の対立は、主に新しい教育を担うべき主体に対する見解の相違から生じているという事が出来よう。

尚、田中（耕）にせよ森戸にせよ、この後、即ち、日本が独立を回復して意向も教育勅語に関わり続けることになる。特に、森戸は、後年、中央教育審議会会長として「期待される人間像」答申を出す事になる。このような歴史的事実を踏まえれば、既に、比較的研究蓄積のある田中（耕）だけではなく、森戸についても、より詳細な人物研究の必要を感じるのであるが、それについては、今後の検討課題である。

¹ 尚、田中（耕）も森戸も、本研究が扱う時期の後も教育勅語に対して深く関わりを持つことになる為、本来であれば、田中（耕）と森戸の教育勅語「処理」論の比較に際しては、戦前から戦後にかけての両人の思想を追う必要がある。しかし、それについては本研究の範囲設定を越える為、今後、稿を改めて検討

していきたい。

² 国立教育政策研究所蔵『田中耕太郎文書』、096.2-2。

³ 同上。

⁴ 同上。

⁵ 尚、田中（耕）の教育勅語「処理」論の核を教育権の独立に求める主張については、勝野尚行や小谷由美等が挙げられる。一方で、自然法論に核を求める主張としては、杉原誠四郎、半澤孝麿等が挙げられる。

⁶ 森戸と憲法研究会の関係等については、小池聖一「森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(1)～憲法草案と森戸辰男～<史料紹介>」『広島大学文書館紀要』9号、2007年、及び、小池聖一「森戸辰男からみた日本国憲法の制定過程--憲法研究会から芦田小委員会までを中心に」『日本歴史』728号、2009年を参照の事。

⁷ 伊藤悟編『政・官・識者の語る戦後構想』東出版、1995年、P.144を参照。尚、訳は筆者による。

⁸ 『朝日新聞』昭和21年3月12日版に掲載。森戸辰男『社会民主主義のために』第1出版、1947年、P.154~155を参照の事。尚、旧仮名遣いや旧漢字は現代仮名遣い、漢字に修正し、本文中の引用は後者によった。

⁹ 1946（昭和21）年6月27日第90帝国議会衆議院本会議、発言番号18。

¹⁰ 同上、発言番号25。

¹¹ 同上、発言番号25。

¹² 同上、発言番号25。

¹³ 同上、発言番号25。

¹⁴ 同上、発言番号25。

¹⁵ 同上、発言番号25。

¹⁶ 同上、発言番号25。

¹⁷ 同上、発言番号25。

¹⁸ 同上、発言番号25。

¹⁹ 同上、発言番号25。

²⁰ 事実、従来の通説は田中（耕）のこの発言を主な根拠として守旧派による教育勅語擁護論と位置付けている。

²¹ 田中（耕）文書、096.2-29。

²² 尚、古野は、森戸の主張がこの後、貴族院の南原繁に受け継がれ、より精密に展開されることになるとの指摘を行っている。詳細は、古野博明『田中（耕）文政の発足と教育改革立法政策の生成過程—1946（昭和21）5月下旬～9月上旬—』北海道教育大学旭川校学校教育講座教育学教室、2001年を参照。

²³ 1946（昭和21）年7月30日第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会、発言番号51。

²⁴ 同上、発言番号58。

²⁵ 同上、発言番号59。

²⁶ 同上、発言番号68。

²⁷ 同上、発言番号69。

²⁸ 同上、発言番号69。

²⁹ 同上、発言番号74。

³⁰ 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会/教育刷新審議会会議録（第一巻）』岩波書店、1995年、P.28を参照の事。

³¹ 同上書、P.29。

³² 同上書。

³³ 同上書、P.30。

³⁴ 同上書、P.49~50。

³⁵ 同上書、P.58。

³⁶ 同上書。

³⁷ 同上書。

³⁸ 同上書。

³⁹ 同上書。

⁴⁰ 同上書。

⁴¹ 同上書。

⁴² 同上書。

⁴³ 同上書、P.61。

⁴⁴ この色々な関係には、当然 CI&E との関係も含まれる。何故なら、1946（昭和21）年の7月から8月にかけて、田中（耕）以下の文部省首脳部と CI&E が強い緊張関係にあったからである。詳しくは、本

論文第3章の他、鈴木、前掲書、P.201~204。古野博明「教育刷新委員会の発足と教育基本法の立案開始：昭和21年8月末~9月の教育立法過程概況」『北海道教育大学紀要・第一部・C、教育科学編』36巻2号、1986年等を参照の事。

45 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会/教育刷新審議会会議録（第六巻）』岩波書店、1997年、P.5。

46 同上書。

47 同上書。

48 同上書。

49 同上書。

50 同上書。

51 同上書。

52 同上書、P.6。

53 同上書。

54 同上書、P.11。

55 同上書。

56 同上書、P.13。

57 同上書。

58 但し、主査として第1回の議論経過を説明した羽溪は、前回の議論では教育勅語廃止でほぼ一致したと説明した為、政府側委員だけではなく、多くの委員から異議申し立てを受けることとなっている。

59 日本近代教育史料研究会編、前掲書、1997年、P.24を参照の事。

60 同上書。

61 同上書、P.25。

62 同上書。

63 同上書。

64 同上書。

65 同上書。

66 同上書。

67 同上書、P.26。

68 1948（昭和23）年6月19日第2回国会参議院本会議、発言番号13。

69 同上、発言番号19。

70 但し、だからと言って、田中（耕）の教育勅語に対する態度を教育勅語擁護論と評する見解には筆者は与しない。

71 例えば、渡邊弘、駒場一博「戦後日本における「教育勅語」廃止論争についての一考察：公民教育刷新委員会と教育刷新委員会を中心に」『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』30号、2007年を参照の事。

72 尤も、そこには森戸個人としての思考の他に、文相という立場に即した思考が存在していた事を想起する必要はある。

73 小池聖一「森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(2)：芦田小委員会と森戸辰男 <史料紹介>」『広島大学文書館紀要』10号、2008年、P.95を参照の事。

第4章 旧教育基本法の成立と教育勅語「処理」

第3章で見たように、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒によって、教育勅語は相対化の方針が確定し、かつ、翌9日の国民学校令施行規則からの儀式規程の削除によって、教育勅語の法的拘束力は消滅した。一方、教育根本法構想から教育勅語に代替するものという位置付けを新たに付与された旧教育基本法の立案作業が、1946（昭和21）年10月以降に本格化する。旧教育基本法の立案作業は、1946（昭和21）年12月28日より開始された第92帝国議会に法案を上程する予定で、1947（昭和22）年1月に作業の大詰めを迎えた。その中で、再び、教育勅語と旧教育基本法の関係が問題となる形で、教育勅語「処理」問題が浮上してくることとなった。

本章では、1947（昭和22）年1月から3月にかけて、教育勅語が旧教育基本法との関係において説明されていく中で起きた解釈の変遷を、主に田中二郎教育関係文書中の史料を用いながら追う事を目的とする。また、旧教育基本法成立以後、文相に就任した森戸の国会答弁を追う事で、旧教育基本法成立後、教育勅語がどのように「処理」されつつあったのかを明らかにする。

第1節 教育根本法から旧教育基本法への変容に教育勅語「処理」問題が果たした役割

旧教育基本法制定過程は、在米占領文書が整理公開されるまで、概ね、GHQ/SCAPからの押し付けを強調する主張と日本側の自主性を強調する主張に分かれていた。しかし、1980年代以降に在米占領文書の公開、及び、日本側の各種文書の公開が進んだことにより、現在では、教育基本法の制定に際してはどちらか一方の主導性を強調するのではなく、両者の合作であるとする見解がほぼ定着していると言って良い¹。

更に、これらの史料研究の進展に伴って、序章にて触れたように1946（昭和21）年6月27日に行われた田中（耕）文相の教育根本法発言を教育基本法構想の始原とする従来の解釈を修正する見解が出てくるに至った²。但し、この見解には異論もある³。

本節では、まず、旧教育基本法制定過程について、教育勅語「処理」過程研究という視点から改めて検討する事を目的とする。その際、オアが後年のインタビューで語った教育基本法制定の「イニシアティブ」発言を鍵として論を展開していく。

1-1 旧教育基本法制定の「イニシアティブ」について

本節の鍵となるオアの発言は、竹前栄治によって1978（昭和53）年に行われたインタビューの際に出てきたものである⁴。以下に、該当部分を記述する⁵。（傍点は筆者による）

竹前 教育基本法の起草はあなたに関与されましたか・

オア はい、私たちがイニシアティブを取りました。これには多くの議論を重ねました。教育の目的、教育の哲学、人々に新しい進路とか方法を考えさせる必要性について議論しました。

このことは結局、教育勅語の廃止につながったと思います。しかし、教育勅語については色々な考え方があり、大変議論が沸騰しました。

竹前 確か日本政府の委員の中には、教育における有用性を主張した者もいましたね。

オア はい。一九三〇年から一九四五年の間に教育勅語の意味が、日本政府の軍国主義的リーダーによってねじまげられた。そして、彼等はこの勅語を軍国主義的、超国家主義的なものと誤って学校で使った。これは勅語の誤用であって、勅語そのものが悪いとは考えていなかったようです。

竹前 日本の官僚や政治家の中には、今なお教育勅語の内容は悪くないから、教育勅語を復活すべきであると主張する者がいます。しかし、民主主義的思想を持つ人たちは、このような考えに強く反対しています。

オア 教育基本法が国会に上程されたとき、文部省は可決に抵抗しましたが、我々の主張によって可決されました。

竹前 確かに、当時の文部大臣の田中耕太郎氏は教育勅語の廃止に抵抗していましたね。

オア だから、教育勅語から教育基本法への改革は必要だったと思います。その後今日までのことについては議論があります。私は最近日本に来て、改革は間違いであり、教育基本法の内容には哲学がない、そしてこの法は教師や生徒の指導に役立たないと主張する人物に会いました。しかし、このようなことを主張すること自体、民主主義教育の賜物ではないでしょうか。彼等は何か重要なことが欠如しており、この欠陥を埋めるような文書はまだ出ていないと主張し、重要な点は教育勅語の廃止によって精神や原則が失われたと言うのです。

私には教育勅語が廃止された理由が分かります。占領軍スタッフの考えでは、教育勅語が日本人の戦時中の哲学の中核であり、当然、根こそぎにすべきであった。教育勅語を読めると、家族、友人には良い人間であれとか書いてあり、一見無害のようであるが、使い方によっては色が出てくる。私たち全員が教育勅語に最敬礼したり、校長が集まった生徒の前で、教育勅語を奉読したりした話をよく聞きました。校長が奉読の際に一語で読むのにつまるようなことがあれば、困ったことになります。ですから、教育勅語は軍国主義的、超国家主義的役割を演じたように思われます。内容それ自身は問題ではなかったのですが、その役割を懸念したのです。私は現在も教育勅語の廃止が誤りであったと思っている人たちがいることを承知しています。しかし、私は誤りであったとは思っていません。

以上のように、竹前に教育基本法起草への関与を問われたオアは自分達 (=CI&E) が教育基本法起草の「イニシアティブ」を取ったと述べたのである。しかし、オアにインタビューした竹前は、おそらくは鈴木英一の影響を受けた上で、この少し後の著作で教育基本法は「日本側のイニシアティブで」⁶旧教育基本法が起草されたという認識を示す事になる。竹前に影響を与えたとされる鈴木は、田中(耕)を旧教育基本法の発案者だとしており、かつ、その始原は1946(昭和21)年6月27日の発言だとしていた⁷。竹前は鈴木のように

た見解を踏まえて、オアの回顧を否定する形で、旧教育基本法起草の「イニシアティブ」は日本側にあると判断したものと思われる。

しかし、古野の研究によれば、旧教育基本法の起草開始は1946（昭和21）年9月11日であるとされており⁸、それが正しいとすれば、旧教育基本法の起草開始は後述する1946（昭和21）年9月4日の3者会談後という事になってくる。そうした場合、オアの述べた「イニシアティブ」について、今一度検討し直す必要が出てくる。

1-2 田中耕太郎の1946（昭和21）年9月上旬における公的言動の変化

一方、日本政府側では、8月後半以降、憲法改正案が貴族院にて審議され始めており、その過程で政府の教育勅語「処理」方針について度々質問が行われている。ここでは、それに対する田中（耕）の答弁の変化を追ってみたい。

貴族院にて、直接、教育勅語「処理」問題に関する論戦が行われたのは1946（昭和21）年9月4日と9日である。

まず、1946（昭和21）年9月4日午前に行われた田所議員と田中（耕）の論戦では、米
国教育使節団の報告書やGHQ/SCAPからの圧力に触れつつ教育勅語を今後どうするのかと
いう田所美治議員の質問に対して、以下のように回答している⁹。

○國務大臣（田中耕太郎君） 教育勅語に對する今後の態度の問題に付きまして、田所委員の御質問に御答へ申上げます、此の教育勅語の内容が只今御話になりましたやうに、國民道德なり個人道德の主なるものを網羅し盡して居るのに近い、外國人が之を見ても驚歎するものであると云ふやうなことは十分承知して居ります、又終戦後の文部省の態度と致しましても、教育の方針と致しましても、それは強調して參つて居るのでございます、併しながら教育勅語全體に對しまして、國民が今迄どう云ふ氣持で居つたかと云ふことになりましたと、丁度天皇陛下を神化し、或は半ば神化して參つたと同じやうな、さう云ふ氣持が教育勅語に對する教育者なり、被教育者の態度にも現はれて來ました譯であります、それで詰り聯合國側が其の點を憂ふると云ふことにも理由がないではありません、詰り決して「セレモニー」的のものが教育上で…「セレモニー」だとは申しませぬが、今迄は餘りに教育勅語に對する「セレモニー」的の態度が極端になつて居りまして、寧ろ宗教的に迄達して居つたのではないかと云ふ風に思つて居ります、従つて取扱等も其の點は餘程慎重を要するのでありまして、或は生命を賭して迄も教育勅語を火災の際に捧持して外に出ると云ふやうな、さう云ふことは是は改めなければならぬことは當然でございます、又陛下の御意思でもないかと云ふ風に存じて居ります、併しながら教育勅語に對する外形的の取扱はさうであるからと言つて、國民道德の或は個人の道德の大本が示されて居る教育勅語を是からもう終戦後は否定しなければならない、新たな教育勅語が出ることに依つて、舊來のものは全部廢棄して、變へてしまつたと云ふやうな感じを國民をして懷かせますことも是も、教育上由々しき大事でございます、此の問題は文部省と致しまして、

非常に「デリケート」に考へて居りまして、新たなものが出た、出る方が宜いと云ふ説もござ
いますけれども、是も色々考慮を要することでございます、出ること其のことに依つて舊來の
ものが全部破棄されたと云ふやうな感じを起させてはなりません、さう云ふ意味に於きまして、
十分研究致したい問題でございます、要しまするに、教育勅語に對する根本的の態度と致しま
して、眞理である、眞理が書き表されて居る、故に教育勅語が尊ぶべきものである、陛下の主
権者としての御命令だからして、善いことも悪いことになり、悪いことも善いことになるのだ
と云ふやうな考は少くとも一掃しなければならないと思ふのであります、又教育勅語は、あれ
だけでは時勢の遷り變りもあります、古今東西を通じて變らざる原理だと申されて居りますけ
れども、併し其の以外に尚附加すべきものが全然ないとは考へませぬ、又或は現在の要求に適
したやうな言葉遣ひ、表現の方法、或は概念と云ふやうなものに依つて書き表はされなければ
ならないかも知れませぬ、さう云ふやうなことを十分考慮致しまして、慎重なる態度を以て之
に臨む積りであります

次に、4 日午後に南原繁議員との間で行われた論戦では、教育勅語が新憲法上の違憲詔
勅と解釈されるのではないかという事と新たな教育勅語が発布できるかどうかという質問
に對して、田中（耕）は以下のように回答する¹⁰。

○國務大臣（田中耕太郎君） 私が天皇の御地位は教育上變更はないと云ふ風に申した、そ
れは一體どう云ふ内容を以て申しましたか、具體的に伺はなければ分りませぬが、御指摘にな
りました數點に付て御了解を申上げて置きます、公民教育に付きましては、天皇の御権限が大
幅に縮小されました結果、大變變つて來ると思ひますので、さう云ふ意味に於て、天皇の憲法
上の御地位の變更が影響ないと云ふことは申したことはないと思ひます、併しながら若し教育
上變更がないと云ふ風に御聴取になつたとすれば、詰り天皇を我々は戴いて居る、詰りさう云
ふ意味に於きまして、日本は大統領を戴いて居るのではない、さう云ふ意味に於ける共和政治
ではない、矢張り天皇政治を我々は維持し、其の下に國の秩序が維持されて居ると云ふ意味に
於て、一番大切な國民の思想問題の點は、無論從來と變りはないと云ふ風に考へる意味に於て、
天皇の地位が教育上變更ないと、斯う云ふ意味、私はさう云ふ考を持つて居る譯であります、
それから教育勅語の内容に付きましては、色々それは、今日と致しますならば、今朝も申しま
したやうに附加すべき所もあり、又表現其の他も變更すべき所もあるでありませうが、併し全
體から見まして、古今に通じて謬らず中外に施して悖らざる原理が盛られて居ると云ふことは、
何人も否定出來ないことであると思ふのであります、一旦緩急云々に付ても色々解釋も立ち得
るのであります、必ずしも軍國主義時代に於てのみ出來る原理ではないと云ふことが言へると
思ふのであります、新憲法が實施される曉に於て、教育勅語の新しいものが更に出され得るか
と云ふ問題でございますが、此の點に付きまして、私は實は新しい教育勅語を奏請した方が宜

しいと云ふ風に申した譯ではありませぬ、又それは絶対にいけないと言つた覚えもございませぬ、是は今後教育刷新委員會も發足せむと致して居りますし、又米國使節團が見えた際に、其の研究の結果残されて行かれた「レポート」にも、此の教育勅語の問題に觸れて居りますし、又受人體制として出來ました日本側の委員會の報告書にも、其の問題に付ての非常に立派な意見を述べられて居るやうな譯であります、斯う云ふ點も考慮致しまして、十分考へなければならぬと云ふ風に思ひます、今日は結論を申上げることは出來ないやうな状態でございます、憲法上果してさう云ふことは可能であるかどうかと云ふことに付きましては、研究させて戴きたいと思ふのであります、是は詰り不可能ぢやないぢやないかと云ふ風に存じて居る譯であります、是で終ります

尚、これに対して南原は「現在の教育勅語と云ふものが、茲で根本的に我々が考へる必要があるのぢやないか」として田中（耕）に一考を求めつつ、教育勅語は民主主義態勢の中では足りない部分の方が多いのではないかと返している。その上で、「適當な方法に依りまして、法律でありませうとも、或は勅語でありませうとも、政令でありませうとも、何か一つ立派な、之に代るべきものが出來ることを希望」すると結んでいる。

この後、第3章にて触れた3者会談を挟み、1946（昭和21）年9月9日に貴族院にて今一度、教育勅語「処理」が問題となる。

この日、大河内議員から教育勅語「処理」はどういう状況にあるかを問われた田中（耕）は、以下のように回答する¹¹。

○國務大臣（田中耕太郎君） 教育勅語の問題に付きましては、是は極めて「デリケート」な性質を持つて居りますから、文部省と致しましても極めて慎重なる態度を執つて居ります次第でございます、從來の教育勅語に對しまする或は政府なり、或は國民の態度一般が必ずしも正しくなかつたと云ふことに付きましては、是は終戦後の文部省と致しましては、それを是正し、殊に元旦の御詔書に則りまして、詰り天皇を神のやうに考へると云ふ考へ、従つて教育勅語を神の言葉として見ると云ふやうな態度も、是、是正しなければならぬと云ふことは極力努力して居る次第でございます、内容的方面になりまして、勿論此の内容の一部分が從來、終戦前のことでございますが、文部省に於きまして曲げられて解釋せられ、極端な國家主義的色彩を帯びさせられて居つたと云ふことは、是は事實でございますが、併しながら虚心坦懐に見ますと、古今に通じて謬らす中外に施して悖らざる人倫の大本が盛られて居る譯でございますから、特に文部省と致しまして、假に教育勅語が是はどうも新時代の要求に即さないものであるから、新しい勅語に依つて其の中を變へられるだらうと云ふやうなことを明かに國民に示しますと、兎角極端から極端に行き易い國民のことであるから、今迄の日本の培はれて居りました所の、さうして又世界人類の普遍的な道徳確信にも一致するもの迄間違つて

居るのだと云ふ感じを抱かせる危険が甚だ多いのであります、さう云ふ意味に於きまして極めて慎重に取扱つて居るのでありまして例へば教育勅語の冒頭の文句であるとか、或は能く論議の対象になります所の義勇公に奉じとか云ふやうな、ああ云ふ箇所も豫めあの儘で置いて置きましても、健全なる常識を以て見ますならば、詰り極端な國家主義的の眼を以て讀まないならば、別に誤解を生ずる譯はないと思ふのでございます、従つてさう云ふ意味に於きまして、文部省と致しましては、新たなる教育勅語を奏請すると云ふやうな意思を今日持つて居る譯ではありませぬのでございます、唯併し之に付きましては、色々各方面の意見もございまして、それから米國教育使節團と御協力する爲に設けられました所の日本側の委員會の報告書、是は大變立派なものでございまして、それにも此の問題に付て觸れて居りまして、或は提案がなされて居りますが、さう云ふ點も今後更に研究致しまして、又此の教育刷新委員會にも諮りまして善處致したいと思ひます、唯取扱の問題、具體的には各地方に於きまして教育勅語が丁度御眞影の場合と同じやうに、どう云ふ風に取り扱はれて宜いかと云ふやうなことに付て、色々疑義を持つて居る向もございまして、今迄は其の場合々々に應じて適當に指示をして參つて居つたのでございますが、之に付きましては、或は非常に迷つて居る向が多いと致しますならば、先程申上げましたやうな元旦の御詔書の精神に従ひまして、取扱等も一屬詰り民主主義の精神に適つたやうな風に致さなければならぬと云ふ風に存じて居る次第であります

9日の論戦はこの後も松平齊光議員や川村竹治議員との間にも交わされている。

以上の田中（耕）の発言を時系列に沿って並べてみると、1946（昭和21）年9月4日と1946（昭和21）年9月9日では、その言動に明らかな変化が見られる。第一に、文部省は一貫して新しい教育勅語を奏請するつもりはないとしつつも、1946（昭和21）年9月4日時点では研究したいとしか述べていなかったのに対し、1946（昭和21）年9月9日の時点では教刷委にも諮つて善處するという回答が加わった点である。第二に、教育勅語の取扱についても統一的な指示をする必要があるという回答が9日時点では加わっている点である。この内、二点目については1946（昭和21）年10月8日付の文部次官通牒へと繋がっていくのだが、ここで問題になるのは一点目である。田中（耕）は、教育勅語の道徳的価値を擁護し、かつ、新教育勅語を奏請するつもりはないという姿勢こそ変えていないものの、米國教育使節團報告や日本側教育家委員会報告書等を踏まえつつ、教刷委とも諮つて善處すると言動を変えており、そして、この後、文部省内の省議等を経て1946（昭和21）年9月21日付の教育基本法要綱案が作成されていく事になる。

第2節 旧教育基本法と教育勅語の関係説明の変遷

本論に入る前に、本節で扱う時節までの教育勅語「処理」の状況を改めて概観する。

前節までで触れたように、文部大臣に就任した田中（耕）は、教育権の独立と教育勅語相対化論という独特の教育勅語「処理」案を抱いていたが、新しい教育方針を示す事に消

極的な姿勢はGHQ/SCAP、及び、日本教育家委員会を基に作られた教刷委上層部の反発を招く事となる。その後、文部省（田中（耕））、GHQ/SCAP（CI&E）、教刷委の間で協議が持たれた結果、教育勅語の直接的な「処理」は文部省が行うこととなり、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒及び10月9日の国民学校令施行規則改正によって、教育勅語は相対化の方針と組み合わせられながら法規範の位置付けから外される事になった。一方で、教育勅語に代わる新教育方針の策定については教刷委が主に担当する事となり、こちらは文部省と協力して旧教育基本法案の作成へと繋がる事になる。

本節で検討する時期である1947（昭和22）年1月時点での教育勅語「処理」の状況は、教育勅語を法規範足らしめていた各種法令は既に改正、または、効力が停止されている一方で、教育勅語に代わる教育理念という位置付けも加えられた旧教育基本法の立案作業が教刷委を経て文部省内にて本格的に行われようとしていた時期であると纏める事が出来よう¹²。

2-1 田中二郎氏旧蔵教育関係文書について

次に、本節で用いる田中二郎教育関係文書の位置付けを明らかにしたい。

a、田中二郎について

田中二郎は終戦当時、東京帝国大学法学部教授として行政法を担当していた人物である。田中二郎は、1945（昭和20）年10月に文部省が設置した公民教育刷新委員会に委員として参加した後、1946（昭和21）年7月11日付で文部省大臣官房、1946（昭和21）年8月28日には文部省大臣官房審議室参事事務取扱として、旧教育基本法、学校教育法等々、教育改革立法の立案作業の中核に直接携わった。また、この間、帝国議会で憲法改正草案が審議されるに伴い、1946（昭和21）年7月3日に吉田内閣が設置した臨時法制調査会にも幹事として参画している。

このように、田中二郎は、被占領期教育改革において立案された各種教育法規の立法作業に行政法の専門家という立場から直接関与する位置にいたのである。このことは、次に触れる田中二郎教育関係文書の内容を見ても伺えるものである。

b、田中二郎氏旧蔵教育関係文書について

田中二郎教育関係文書は、1982（昭和57）年に田中二郎が亡くなった後、親族が信山社に預託していたものを古野博明が1998（平成10）年にマイクロフィルム化し、目録を作成、公開したものである¹³。現在、東京大学法学部図書館にマイクロフィルム（計4リール）が所蔵されている¹⁴。

その内容は、戦後教育改革立法関係資料、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案関係資料、武力紛争の際の文化財の保護のための条約案関係資料、大学制度関係資料、教育委員会制度協議会綴、中央教育審議会関係資料、公民教育刷新委員会綴、の7つの項目に分けられている。

今回、田中二郎教育関係文書を用いて教育勅語「処理」過程の研究を行うのは、この史

料の中に、従来の教育勅語「処理」過程研究では用いられなかった文書が収蔵されているからである。それは、1947（昭和22）年1月19日付教育基本法案議会答弁資料と題されたものである¹⁵。この史料によって、旧教育基本法制定論議の裏で教育勅語がどう位置付けられようとしてきたのかをこれまで以上に明らかに出来るであろうと筆者は考える。

2-2 旧教育基本法制定論議と教育勅語「処理」問題の検討

ここでは、まず、田中二郎教育関係文書中の議会答弁資料の内容を整理し、次に既に旧教育基本法成立史研究等で用いられている「1947（昭和22）年3月12日作成第92回帝国議会に於ける予想質問答弁書・教育基本法案関係の部」における旧教育基本法と教育勅語の関係を説明した箇所との比較を行う。

a、1947（昭和22）年1月19日付教育基本法案議会答弁資料

この史料は、旧教育基本法立案過程に照らし合わせると、1947（昭和22）年1月15日案と1947（昭和22）年1月30日案の間に位置する。加えて、1947（昭和22）年1月22日には大蔵省より、翌23日には、内閣法制局より1月15日付教育基本法案に対する意見が出されるなど、旧教育基本法の立案作業が他の省庁を巻き込んで本格化する時期に作られたものとして注目される¹⁶。尚、同文の史料が辻田力文書にも収蔵されている¹⁷が、こちらの方は作成日時が入っていない為、これまでの先行研究では検討が出来なかったものと推測される。

本史料は、「教育勅語と教育基本法」という題で、旧教育基本法と教育勅語の関係を5つの問題に分けて説明しようとしている。

まず、第一の問題で教育勅語の性質について述べている。そこでは、教育勅語は「天地の公道を示され、そして、決して、謬っているのではない」¹⁸と、教育勅語の真理性を指摘した上で「新しい時代の教育の指針としてなほ付け加へるべき点もあり、又説き方について時代に適切でない点もある」¹⁹と一部加筆修正の必要があるという論理展開となっている。

次に第二の問題として「新しい勅語の下賜を奏請すべきかどうか」という問題がある事を提示する。これに対しては、教新委の議論において出された意見に加え、「新憲法の立前から天皇がかゝる詔勅を出されうるかどうかについても憲法上疑義」²⁰が生じたので、新教育勅語の下賜を奏請しないという結論になったと説明している。

更に、第三の問題として「教育勅語の取扱」問題を挙げる。これについては、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒の内容を説明している。

そして、それら三つの問題を統合する形で第四の問題として「新しい教育の指針を何んらかの形で明らかにする必要があるはしないか」²¹、また、古今東西の典籍の「取捨選択の標準を明らかにすること」²²の必要性を提示する。これに対する回答として教刷委で議論された結果、教育の理念策定は「國民の代表者の自由討議によつてするのが、民主的」²³であり、また、「自主的に自らきめたこととして權威をもつに至るであろう」²⁴という点

から法律の形で提示するという事で意見が一致した結果作られたのが旧教育基本法であると説明する。

最後に、第五の問題として、旧教育基本法制定後の「教育勅語の効力」をとり上げる。そこでは、教育勅語が日本国憲法に反するか否かという問題について、教育勅語は「不変の眞理を示されたものであつて、憲法と抵觸するものではないと信ずる。」（原文ママ）²⁵としている。

以上が1947（昭和22）年1月19日付教育基本法案議会答弁資料（以下、1月19日案と略す）である。この説明の内、まず、第二の問題から第四の問題については、これまでの教育勅語「処理」の流れを具体的に説明したものであり、重要性はそれほど高いものではない。それに対して、教育勅語と旧教育基本法を直接的に説明している第一の問題、第五の問題は重要である。この2つの説明に関しては、明らかに田中（耕）の教育勅語相対化論²⁶を基盤にした論理で作られている事が見て取れる。つまり、教育勅語は普遍的眞理の一部を示しているものであるから、同じく眞理に基づいて作られた日本国憲法とは、同じ眞理を共有している以上は違憲詔勅にならない、という論理展開であると思われる。しかし、第五の問題は、あくまで教育勅語の法的効力の問題が中心である。それ故に、この問題を倫理・道徳の眞理性を共有しているという論理で突破しようとするのは、無理があると評せざるを得ないだろう。こうした教育勅語と旧教育基本法の法的関係という問題は、内閣法制局においても認識されており、1947（昭和22）年1月23日付で文部省に送られてきた意見書には、教育勅語と旧教育基本法との関係を問う文言が入る事となる。

b、1947（昭和22）年3月12日作成第92回帝国議会に於ける予想質問答弁書・
教育基本法案関係の部

この史料は、翌日に行われる旧教育基本法案の議会への上程に際して、論戦中に予想される質問に対する答弁書として作成されたものである。この史料は、辻田力文書にも収録されていた為、早期から存在が知られていたものである²⁷。

この史料では、旧教育基本法と教育勅語の関係が、3つの質問とそれに対する回答という形で説明されている。以下、それぞれの質問を細かく見ていきたい。

まず、第一の問では、「教育勅語と教育基本法との関係」と題して、教育勅語「処理」の経緯に絡めつつ教育基本法の制定経緯を説明している。教育勅語「処理」の経緯については、先の1月19日案と大きく変わっていない。しかし、教育勅語と教育基本法の関係についての説明には大きな変化が起きている。

1月19日案では教育勅語の妥当性を眞理という面にも求めていたが、3月12日答弁書では、眞理という表現が以後の説明も含めて無くなっている。その代わりに、「教育勅語はわが国教育史上重要な意義を有し、重大な役割を果しておつた」²⁸と、教育勅語の歴史的な意義を強調する説明が挿入されている。但し、教育勅語と教育基本法の関係について、「教育勅語のよき精神はひきつがれてゐるし、又不十分な点、表現の不適當な点もあらため表現されて」²⁹いるから教育勅語と教育基本法に矛盾はないとも説明していることから、教

育勅語の真理性そのものを否定したと評価するのは早計である。しかし、教育勅語を倫理的・道徳的な真理性の観点から擁護するという説明が1月19日案より曖昧化されている事は否定できない。

次に、第二の間では、「教育勅語を廃止する意志なきや」という題で、教育勅語の現状について説明している。

そこでは、教育勅語は「過去の教育史上極めて重要な意義を有し、重大な役割を果たしてきた」³⁰事と、「天地の公道たるべきものが示されて」³¹いるので、廃止の意志はないと説明する。但し、時勢の推移から内容が不十分な点、表現の不適切な点が出たので、新たな教育の指針として旧教育基本法を制定したと繋げている。その上で、教育勅語の奉読は「人格化したりして形式的教育の弊を招」³²くので取りやめた旨が付け加えられている。

この部分では、1月19日案にもあった「天地の公道」という表現が用いられているが、ここにも「天地の公道」に先立つ形で、教育勅語の歴史的な意義の強調が挿入されている点が注目される。

最後に、第三の間として「教育勅語は日本国憲法前文第一項後段によって排除されるべきものではないか。」と題して、日本国憲法と教育勅語の関係が説明されている。この説明は、1月19日案でも第五の問題として取り扱われていたが、ここでは独立した間として扱われている。そこでは、憲法は「政治に関するもの」³³であるのに対して、教育勅語は「道徳、教育に関するもの」³⁴であるから、そもそも憲法に反する詔勅ではないと説明する。さらに加えて、形式的に見ても「国务大臣の副署なく詔勅の形式」³⁵にはなっていない「單に天皇の御言葉」³⁶であるから、「むしろこの憲法前文とは無関係なものというべき」³⁷とする。

この部分は、1月19日案の第五の問題と、問そのものは共通しているものであるが、内容は全く変わっている点に大きな特徴がある。

1月19日案では、先に示したように教育勅語は「不変の眞理を示されたもの」なので、同じ眞理を抱えている日本国憲法には反しないという論法であった。しかし、3月12日作成予想質問答弁書では、眞理という説明が無くなった代わりに、日本国憲法は政治に属する事柄、教育勅語は道徳、教育に関する事柄という位相の違いを使って説明するという論法に変化している。加えて、教育勅語が形式的には法的拘束力を有しないという事実を示して、日本国憲法と教育勅語は法的には「無関係」とであると説明している。

c、小結

以上、2つの史料を通じて、教育勅語と教育基本法の関係の説明がどのように変化したのかをまとめてみたい。

第一に、1月19日案では、教育勅語の倫理・道徳的眞理性を前面に押し立てて教育基本法との関係を説明しようとしたと評することができる。この教育勅語の倫理・道徳的眞理性を強調して教育基本法との関係を説明するという論法は、この時点で文部大臣の任にあった田中（耕）の教育勅語相対化論に基づくものであったと評して良いだろう。しかし、

田中（耕）が1947（昭和22）年1月31日付で文部大臣の任を解かれた事により、教育勅語の倫理・道徳的眞理性を強調する教育勅語相対化論は、積極的な主張者を失う事になった。これによって、1947（昭和22）年3月12日作成予想質問答弁書の論法が大きく変化する一要因になった事は否定できない。

第二に、1947（昭和22）年3月12日予想質問答弁書では、教育勅語相対化という大枠の中であるといえども、教育勅語の倫理・道徳的眞理性を強調する論法が放棄はされていないものの、明らかに後退しているという点が指摘できる。そして、後退した眞理性に代って、新たに教育勅語の歴史的意義という論法が挿入されている。この論法は、その事実の置き方に違いはあるけれども、森戸の教育勅語「処理」論などに見られるものである³⁸。また、新たに法的観点からの説明が挿入されているのも1月19日案とは大きく異なっている。

ところで、このような論法の変化が起きたのは何故だろうか。

まず、前述した通り、教育勅語「処理」問題に強い関心を抱いていた田中（耕）が文部大臣の任を解かれた事がある。文部省の教育勅語「処理」論は、田中（耕）が文部大臣に就任して以降、田中（耕）の教育勅語相対化論を公式見解として展開されてきた。この教育勅語相対化論は、第3章で扱ったように、GHQ/SCAPにも「唯一の実際的な抵抗」³⁹と言わしめる程の強力なものであり、また、事実上田中（耕）唯一人によって展開されていたものであった。こうした教育勅語「処理」論を展開していた田中（耕）が文部大臣の任を解かれた事で、文部省はそれまで展開していた自身の教育勅語「処理」方針を主張者ごと失ったのである。

次に、内閣法制局から教育勅語と教育基本法の関係について説明を求められた事が、特に教育勅語の法的観点からの説明が挿入された背景として指摘できるだろう。前述のように、内閣法制局は1947（昭和22）年1月23日に文部省に対して、1947（昭和22）年1月15日付教育基本法案に対する意見を文部省に告げている⁴⁰。そこでは、「一般的問題」として、旧教育基本法と教育勅語との関係が問題となった事が記録されている。この点につき、1月19日案では、全く考慮されていないわけでは無いものの主に理念的な説明を前面に押し出しており、法的な関係についての説明が曖昧であった点は否定できない。

第三に、教育勅語を廃止すべきとの意見が内閣の中からも出てきていたことがある。先行研究によって、教育基本法案が閣議決定された1947（昭和22）年3月4日の閣議では斎藤隆夫より教育勅語廃止論が出ていた事が判っている⁴¹。このように、内閣の一員からも教育勅語廃止論が出てくるようになった事の意味は大きい。

これらの状況変化により、1月19日案と1947（昭和22）年3月12日予想質問答弁書の間には大きな違いが起きたものと思われる。

2-3 議会上の論戦と作成資料の比較検討

それでは、議会の論戦においては、教育勅語と教育基本法の関係はどのように捉えられ

たのであろうか。

1947（昭和22）年3月4日に閣議決定され、1947（昭和22）年3月12日に枢密院での議決を得た旧教育基本法案は、翌日の1947（昭和22）年3月13日に帝国議会へと上程される。そして、衆議院では1947（昭和22）年3月17日に法案が可決された後、貴族院では1947（昭和22）年3月25日に可決されて、1947（昭和22）年3月31日に教育基本法として公布された。

このように議会での審議は極めて短期間なものであった為、議会ではあまり立ち入った議論をする余裕が無かった。その中で、ほぼ唯一旧教育基本法と教育勅語の関係を問う質問を行ったのが佐々木惣一である。

佐々木は、1947（昭和22）年3月19日貴族院本会議において、教育勅語と旧教育基本法の関係を法制家の立場から問わなければならないとして質問をしている。そして、佐々木は以下のように質問を行う⁴²。

教育勅語は此の教育基本法と如何なる關係に立つものであらうかと云ふことを御尋ねするのであります、教育勅語の内容其のものが、今後も妥當であるとか、そんなことを言ふのではない、唯教育勅語と云ふものは、此の教育基本法に依つて、將來どうなるのであるか、それで或は教育勅語に代ると云ふ意味を持つて居るものでありませうか、或は教育勅語と相並んで併存をすると云ふ意味のものであらうか、其の點を私は伺ふのであります

教育勅語と旧教育基本法の関係を問う佐々木の質問はこの後も続けられるが、佐々木は再三に渡って法制家の立場として端的には教育勅語と旧教育基本法の法的関係を問う旨を強調している。これに対して、この時文部大臣の任にあった高橋誠一郎の回答は、以下の通りである⁴³。

教育勅語は我が國教育史上重要な意義を有するものであり、重大なる役割を果して居つた所のものでありまするが、何と申しまして、明治二十三年に發せられたものであり、時代の推移に連れまして不十分な所も生じましたし、又其の表現の仕方に於きまして不適當な所も現れまして、或は保守反動主義者に依り、或は超國家主義者、若しくは軍國主義者に依りまして曲解悪用せられることもあつたのでありまして、甚だ遺憾に堪へないのであります、新しい精神に従つて之を改めたいと云ふやうな考を持つて居つた者もありまするし、又新しい勅語の下賜を奏請致さうと云ふ意見も出たのでございませうが、斯くの如きことを致しましては、却て皇室に御迷惑を掛ける虞なしとしない、斯様なことがあつては誠に相濟まぬのみならず、民主的的文化國家を建設する新しい教育の方針を定めませうが爲には、唯先程も申し上げましたやうに、

法律の形態を以てすべきものであると云ふ考に到達致したのでございます、此の法案の中には、教育勅語の良き精神が引繼がれて居りますし、又不十分な點、表現の不適當な點も改めて表現せられて居ると考へるのであります、教育勅語を敢て廢止すると云ふ考はないのでございますが、教育勅語を是迄のやうに學校で式日などに捧讀致しますことは、之を廢止したいのでございます、現に廢止して居るのでございます、殊に教育勅語を神格化致しましたり、形式的教育の弊を招いて、新しい時代に相應はしくないやうなことを生じまするので、今後は學校に於て捧讀することを廢めると云ふことに致して居るのでございます、併しながら敢て之を廢止すると云ふ考は存しないのでございます

高橋文相の上記の回答は、これまでの文部省の見解を踏襲した回答であると評して良いだろうが、この回答は佐々木の問わんとした事に対するものとは程遠いものであったのは否めない。

佐々木は、ここでの高橋文相の回答には全く納得が出来なかつたようで、翌 1947 (昭和 22) 年 3 月 20 日の貴族院教育基本法案特別委員会においても、再度、旧教育基本法と教育勅語の関係を問題にして、以下のように質問を行う⁴⁴。

教育勅語との関係は、教育勅語は大體廢止する意思ではない、私は教育勅語を廢止するかどうかと云ふことを御尋ねしたのではない、教育勅語は教育基本法が出来れば文部省が廢止する意思があるかないかと云ふことでなく、教育基本法と教育勅語の関係が客觀的に決つて來る、それを教育勅語を廢止するか否かと云ふことを御尋ねするのではなくして、教育基本法と云ふものが出来れば、教育勅語と云ふものはどう云ふ風に取扱ふべきものになるのか、文部省がどうするかと云ふのでなく、どうなるかと云ふことを御尋ねしたのであります (中略) 日本國憲法の精神と云ふやうなことを重んじて、さうして殊に教育基本法を作ると云ふ立場になりますと云ふと、日本國憲法では天皇は國務行動をなすことを限られて居るのでありまして、日本國憲法に掲げてある以外の政治行動は出來ない、従つて教育勅語のやうなものを國務行爲として考へると云ふことになるかと云ふと、明治天皇の個人的倫理觀でない、さう云ふことに相成りますと云ふと、一體さう云ふものが憲法の上で存續し得るものかどうかと云ふ非常に重大な根本的の法理觀がそこに出て來るのであります、教育基本法が出来れば、教育勅語と云ふものは存續することが出来るものか否かと云ふことを御尋ねしたのでありまして、決して政府は之を廢止する意思があるかどうかと云ふことを御尋ねしたのではない

これに対して、高橋文相は「兩者併存して差支へないと云ふ解釋になつたと記憶」⁴⁵するとしながらも、佐々木の言に従つて、法務大臣の金森徳次郎の意見も聞くという事で一

且回答を保留した。

その後、同日午後になって、金森大臣と法制局の意見を聞いたとして、以下のような回答を行う⁴⁶。

教育勅語は統治権者の意思を示されたものとして、國民を拘束すべき効力を有するものと考えられるのであります、日本國憲法の施行と同時に之と牴觸する部分に付きましては其の効力を失ひ、又教育基本法の施行と同時に、之と牴觸する部分に付きましては其の効力を失ひますが、其の他の部分は兩立するものと考えます、斯う云ふ解釋になつたのであります、それで詰り政治的な若くは法律的な効力を教育勅語は失ふのでありまして、孔孟の教へとかモーゼの戒律とか云ふやうなものと同様なものとなつて存在するものと、斯う解釋すべきではないかと思ひます

これに対して、佐々木は「餘程苦しい御説明で、大變な問題が」としつづも時間の制約からそれ以上の追及をしなかった。

佐々木質問は、1947（昭和 22）年 3 月 12 日作成予想質問答弁書に照らし合わせると、「教育勅語は日本國憲法前文第一項後段によって排除されるべきものではないか。」という質問に相当するものと位置付けて差支えないだろう。従って、高橋文相は、本来であれば、その間に対する回答を述べる必要があつた。しかし、高橋文相が行つたのは、1947（昭和 22）年 3 月 19 日の本会議においては、文部省は教育勅語を廃止する考はないという的外れの回答であり、翌 20 日の特別委員会においては、教育勅語は「統治権者の意思を示されたものとして、國民を拘束すべき効力を有するもの」であり、更に日本國憲法の施行、旧教育基本法の施行によって、抵触する部分は効力を失うがその他の部分は兩立するという解釈になつたと答弁するにいたつた。その後、教育勅語は「政治的な若くは法律的な効力」を失つて「孔孟の教へとかモーゼの戒律」と同様なものという解釈を付け加えている事により、ここで言われている教育勅語が持つ効力は道徳的な側面に限定される事が示されてはいるものの、そうなると、今度は「統治権者の意思を示されたものとして、國民を拘束すべき効力」という表現が問題となってくる。このように、高橋文相の答弁は、佐々木が指摘したように「餘程苦しい」説明であつた事は否めない。特に教育勅語は「統治権者の意思を示されたものとして、國民を拘束すべき効力を有する」とした上で、日本國憲法の施行、旧教育基本法の施行によって、抵触する部分は効力を失うがその他の部分は兩立すると回答してしまつた点は、1947（昭和 22）年 3 月 12 日作成予想質問答弁書において為されていた説明、即ち、教育勅語が「單に天皇の御言葉であるからむしろこの憲法前文とは無関係なもの」としていた部分を台無しにしてしまつたと評して良いであろう⁴⁷。

その後、1947（昭和 22）年 6 月、高橋誠一郎に代わって森戸が文部大臣に就任する。

第3節 旧教育基本法成立後の教育勅語の取扱

森戸は、第5章にて扱う1948（昭和23）年6月19日の衆議院「教育勅語等排除に関する決議」及び参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」が出されるまでの間、議会上に於いては3回、教育勅語について触れている。

まず、第1回目は1947（昭和22）年7月2日、第一回国会衆議院本会議にて北村徳太郎の質問に答える形で為されている。北村が「日本では教育の偶像を破壊したが、さてあとには何もない。（中略）政府は一体どうしようとするのであるか」⁴⁸と質問したのに対し、森戸は「ある点同感であります、全部同感いたすとは申されません。」⁴⁹として、以下のように答弁している⁵⁰。

敗戦前の日本の教育目標は、明治憲法に対応する教育勅語でございました。この教育勅語は、決して軍國主義、超國家主義、あるいは極端なる國家主義を主張するものではございません。しかしながら、戦前、戦時における教育は、この事態を歪曲いたしまして、軍國主義的、極端な國家主義的な方向に向つたということは、まことに遺憾なことであります。敗戦後、日本の政治的の改革が行われたことは、御存じの通りでありまして、民主的、平和的な文化國家を目標といたすことになつたことは、先ほど申した通りであります。これをわれわれは中外に声明いたしまして、さらに新しい憲法は、これをわが國の根本の國是といたす、この精神をもつて、新しい教育の方針といたしたのであります。前議会におきましては、これに基いて教育基本法が皆さんの御協賛を得たことは、御存じの通りであります。

ここにおいて注意すべきことは、従來の教育の目標、根本理念は、実は勅語によつて規定されたのであります。新しい民主主義の國におきましては、日本の國民の教育の目標、理念が、國會によつて定められたということ、皆さんは御記憶願いたいのであります。もう一つ顯著な点は、従來の勅語の中には、幾分封建的な要素も含まれておつたのであります、新しい教育理念、教育方針におきましては、これらのものが拂拭されたという事実であります。～後略

上記のように、森戸は、教育勅語それ自体が「軍國主義、超國家主義、あるいは極端なる國家主義を主張するものではないが、戦前、戦時に事態が歪曲されてしまったという、従來からの政府による説明を踏襲しつつも、「従來の勅語の中には、幾分封建的な要素も含まれておつたのであります、新しい教育理念、教育方針におきましては、これらのものが拂拭された」と言明している点は注目すべきであると思われる。しかし、払拭された「封建的な要素」が何であったかについては、少なくとも国会答弁を見る限りにおいてその中身を見出すことはできない。

尚、北村との論戦に関連する史料として、森戸文書に答弁草稿が幾つか残されている。

そこに、文言が異なる2通の北村がする予定の質問通告が残されている。その一通目は以下の通りである⁵¹。

二、北村徳太郎氏（民）

戦時中にはそれなりに教育の目標があつた。戦後その軍国主義的、超国家主義的な目標は追放されたが、それにかわるものは何か。すなわち教育の中心となる指導理念はなにか。

対して、二通目は以下の通りである⁵²。

衆議院本会議

七月二日午後一時

民主黨 北村徳太郎氏

問 教育の中心理念について

戦争中はともかくも、教育に一つの目標があつた。しかるに、終戦後、極端なる軍国主義、超国家主義的な理念は悉く追放され、教育理念に空白の情態が感じられるのであるが、現在教育の基礎理念は何處にあり、又何んに求めているか

体裁を見るに、おそらく、後者のものが北村の正式な質問通告だったと推定される。これに対し、森戸文書に残る森戸の答弁草稿中では、教育勅語に関しては何も触れられていない⁵³。よって、議事録に残されている教育勅語に関するくだりは、少なくとも草稿を用意する段階では盛り込まれていなかった事が分かる。

次に、森戸が言及した2回目は1947（昭和22）年10月11日の衆議院文教委員会において学制改革の状況説明に際し、教育基本法の趣旨説明の傍らで教育勅語に触れる形で為されている。その説明は以下の通りである⁵⁴。

次に教育の目的の點でありまして、教育の方針は明治憲法と表裏した教育勅語によつて明らかにされておつたのでありますが、教育勅語と表裏いたしました明治憲法の改革とともに、その表裏をなしておつた教育勅語が教育の根本的な原則としてそのまま妥當することが困難であるという形式上の理由のほか、實質上にも教育勅語は 在來明治日本において果してきた多くの重大な文化的な任務と、またその中に含まれておる指向せらるべき道徳的なモーラル・コードというものがあるにかかわらず、今日の新しき時代をつくつていく教育の根本方針としてはふ

さわしくないという見地から、教育の根本の方針は、新憲法の本質によらなければならぬということが明らかにされたのであります。この点が第二に注意すべき点であろうと思います。

この説明で注目すべき点は、実質上教育勅語には「在來明治日本において果してきた多くの重大な文化的な任務」と「指向せらるべき道徳的なモーラル・コード」があったと言明した点である。1947（昭和22）年7月2日の答弁では「幾分封建的な要素も含まれておった」と述べられていたのと比較すると、この説明は幾分か教育勅語に肯定的な形で言及されている。

3回目は、1948（昭和23）年3月25日の参議院本会議での言及である。

この日、中野重治が「片山内閣は日本の教育を全く破壊して來たから」⁵⁵、「片山内閣の教育方針を堅持する代りに、これを破壊して正道に戻すつもりはないか」⁵⁶と激しく糾弾した。それに対し、森戸は「私共は片山内閣より探り來つた教育方針を堅持いたしたい」⁵⁷と応じつつ、その理由として「教育の基本になつております刷新の中心は、教育の方針を根本的に変革いたしたのでありまして、この点在來の教育が教育勅語によつておつたものを、新憲法の本質に基くものとしたという点であります。實際の制度の上には教育の民主化を徹底いたした」⁵⁸からである、と答弁している。

この時の論戦は、教育理念問題が中心では無かつたせいか、これ以上の説明をしていない⁵⁹。

第4節 小括

以上、旧教育基本法と教育勅語の關係説明の変遷を中心に、旧教育基本法の成立後から1948（昭和23）年5月に教育勅語決議問題が浮上するまでの範囲で教育勅語がどのように「処理」されつつあつたのかを概観した。

オアが後年のインタビューに答えて述べた教育基本法起草の「イニシアティブ」については、CI&Eが文部省にどういふ要求を突き付けたのかという問に置き換えて考えてみる必要がある。

先に載せた通り、オアはインタビューにおいて、旧教育基本法起草の「イニシアティブ」について述べた後、教育勅語「処理」問題について語っており、そこから考えるに、オアの言う旧教育基本法起草の「イニシアティブ」とは、旧教育基本法の具体的な起草ではなく、旧教育基本法を起草する動機についてだったのでないかと筆者は考える。

田中（耕）の独自姿勢に手を焼いたCI&Eは第3章にて述べたように1946（昭和21）年9月4日の会談である程度は田中（耕）の独自姿勢を押さえる事に成功したと言つて良いだろう。CI&Eとしては教育勅語「処理」問題解決の意図も込めた1946（昭和21）年9月4日の3者会談によつて、文部省が教育勅語に代わる位置付けとなる旧教育基本法の立案を開始した結果となる為、確かに旧教育基本法起草の「イニシアティブ」を取つたと認識で

きる状況にあったと言える。一方、旧教育基本法の具体的な立案については、例えば、憲法の起草のような形でCI&Eは介入しておらず⁶⁰、その点において「イニシアティブ」を取ったとは言えない。こうした「イニシアティブ」を巡る認識の差異が、後年の旧教育基本法制定過程の研究においては詳しく検討されなかったため、旧教育基本法制定の「イニシアティブ」を巡る主張の対立が起きる事になったのではないかと思われる。

その後、旧教育基本法の立案作業が大詰めを迎えつつあった1947（昭和22）年1月に作られた『1947（昭和22）年1月19日付教育基本法案議会答弁資料』では、教育勅語と旧教育基本法の関係を、田中（耕）がこれまで展開してきたのと同じように倫理・道徳的真理に基づいているという論法で説明しようとした。しかし、この説明では法的観点からの説明が不十分であったという問題があり、また、周辺事情の変化により修正を余儀なくされる。そこで倫理・道徳的真理からの説明に代って用いられたのが、教育勅語の歴史的意義である。『1947（昭和22）年3月12日作成第92回帝国議会に於ける予想質問答弁書・教育基本法案関係の部』は放棄こそされていないが背景に退いた倫理・道徳的真理に代って、教育勅語の歴史的意義を強調する論法で、教育勅語と旧教育基本法の連続性を説明しようとした。そして、それと同時に、教育勅語が法的には日本国憲法とは無関係の勅語、即ち、天皇のお言葉に過ぎないという説明を加える事により、教育勅語の法的効力を無力化するという「処理」をも行おうとした。しかし、こうした論法の工夫は実際の議会論戦における答弁の曖昧さによって台無しにされてしまう結果となってしまった。

この事に関して、古野は、國体問題と関わって教育勅語についても「昭和戦前期にそれが備えるにいたってしまった教育法制の心張棒的最高規範的地位を精確的確に考慮に入れて」⁶¹、「実定法規の中枢へと浸潤してしまった側面と由来道徳法則的にのみ語られてきた側面を混同しないよう慎重に議論」⁶²する必要を指摘しているが、その指摘に照らし合わせれば、1947（昭和22）年1月19日案から1947（昭和22）年3月12日作成予想質問答弁書へと変化させた際に行われた上記二つの側面の分離が、実際の議会論戦では再び両者の側面が混同される方向へと引き戻されてしまったと評価できる。これによって、教育勅語「処理」問題は旧教育基本法の成立後も曖昧さを残さざるを得ない状況になったと言えよう。

とは言え、高橋誠一郎の後を継いで文相になった森戸は、教育勅語の歴史的意義や道徳的意義を高く評価しつつも、教育勅語の役割は旧教育基本法が取って替わったとの答弁を再三繰り返しており、高橋誠一郎が行った答弁は事実上、修正されていたと見なしてよいだろう。そして、それは曖昧になりかけた1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒が示した教育勅語相対化の再確認という事でもあった。一方で、教育勅語の道徳的意義、歴史的意義を評価しつつも、旧教育基本法への代替を指摘する森戸の論法は、旧教育基本法が成立した後においては、教育勅語を穩便に歴史的な文書へと移行させるものとして機能しつつあったという事も指摘できよう。

-
- 1 例えば、佐藤学「教育基本法成立の歴史的意味-戦後教育の象徴とその表象」『教育学年報 10 教育学の最前線』世織書房、2004 年等。
 - 2 古野博明「教育基本法成立史再考」『教育學研究』65 卷 3 号、1998 年。
 - 3 荒木慎一郎「教育基本法要綱案の成立過程と教育基本法の立法意図」『純心人文研究』10 号、2004 年。
 - 4 竹前栄治『GHQ の人びと-経歴と政策-』明石書店、2002 年、P.246～P.248。尚、本インタビューの初出は竹前栄治「教育改革の思い出-GHQ 教育課長 M・T・オーア博士にきく」『東京経大会誌』115 号、1980 年。
 - 5 尚、オーアへのインタビューは竹前によるものの他に、ハリー・レイによるものもある（『戦後教育史研究』17 号、2003 年）が、そこでは教育基本法制定に関するインタビューがなされていない為、教育基本法と教育勅語に関してここまで詳細な発言は出ていない。
 - 6 竹前栄治『GHQ（岩波新書）』岩波書店、1983 年、P.188。
 - 7 鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、1983 年、第 10 章-1 を参照の事。
 - 8 古野、前掲。
 - 9 1946（昭和 21）年 9 月 4 日貴族院帝国憲法改正案特別委員会、発言番号 14。
 - 10 同上、発言番号 45。
 - 11 1946（昭和 21）年 9 月 9 日貴族院帝国憲法改正案特別委員会、発言番号 44。
 - 12 ここまでの教育勅語「処理」の状況については、本論文の他、鈴木、前掲書、小野雅章「戦後教育改革における教育勅語の処置問題」『教育學雑誌』22 号、1988 年、久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』三省堂、1984 年等も参照の事。
 - 13 古野博明、『田中二郎氏旧蔵教育関係文書目録』北海道教育大学旭川校学校教育講座教育学教室、1998 年。
 - 14 尚、田中二郎氏旧蔵教育関係文書とは別に、田中二郎関係文書が別途東京大学大学院法政学政治学研究科附属近代日本法政史料センターに収蔵されている点に注意。
 - 15 田中二郎教育関係文書 I -199。
 - 16 この間の教育基本法立案過程については、例えば、鈴木英一『教育行政（戦後日本の教育改革 3）』東京大学出版会、1970 年、P.250～263 を参照の事。
 - 17 『辻田力旧蔵資料』2 - 34。
 - 18 前掲、田中二郎教育関係文書 I -199。
 - 19 同上。
 - 20 同上。
 - 21 同上。
 - 22 同上。
 - 23 同上。
 - 24 同上。
 - 25 同上。
 - 26 田中（耕）の教育勅語相対化論については古野博明「教育基本法成立の始原」『北海道教育大学紀要（第 1 部 C）』43 卷 2 号、1993 年を参照の事。
 - 27 鈴木、前掲書、1979 年。及び、『辻田力旧蔵資料』1-2-33。
 - 28 本論文では田中二郎教育関係文書中の史料を用いる。田中二郎教育関係文書 I -201。
 - 29 同上。
 - 30 同上。
 - 31 同上。
 - 32 同上。
 - 33 同上。
 - 34 同上。
 - 35 同上。
 - 36 同上。
 - 37 同上。
 - 38 森戸は、1946（昭和 21）年 6 月 27 日の国会質問においても、教育勅語が「明治以来日本の教育に對して盡したことが多大であつたことを認むるに吝かでないが」と教育勅語廃止論の立場ではあるものの教育勅語の歴史的意義は評価するという発言を行っている。1946(昭和 21)年 6 月 27 日第 90 帝国議會衆議院本會議、発言番号 18。
 - 39 MEMORANDUM TO Nugent, Trainor Collection Box23.
 - 40 田中二郎教育関係文書、目録番号 I -192。
 - 41 鈴木、前掲書、1970 年、P.269。

-
- 42 1947（昭和22）年3月19日貴族院本会議、発言番号16。
- 43 同上、発言番号17。
- 44 1947（昭和22）年3月20日貴族院教育基本法案特別委員会、発言番号18。
- 45 同上、発言番号19。
- 46 同上、発言番号50。
- 47 尚、高橋誠一郎は、前任の田中（耕）とは異なり経済学者であった為、佐々木の法学的観点からの質問の意図するところが理解できなかった可能性のある点は留意する必要がある。
- 48 1947（昭和22）年07月02日第1回国会衆議院本会議、発言番号16。
- 49 同上、発言番号17。
- 50 同上、発言番号17。
- 51 広島大学所蔵『森戸辰男関係文書』、00655。
- 52 同文書、00656。
- 53 同文書、00656。
- 54 1947（昭和22）年10月11日第1回国会衆議院文教委員会、発言番号2。
- 55 1947（昭和22）年3月25日第2回国会参議院本会議、発言番号2。
- 56 同上、発言番号2。
- 57 同上、発言番号8。
- 58 同上、発言番号8。
- 59 その他、『森戸辰男関係文書』の「一月二十七日参議院本会議（民）深川タマエ氏質問要旨」（前掲『森戸辰男関係文書』、00714）と題する、おそらくは事前の質問通知を受けて作成されたと見られる史料において、「道徳の基準は何におかれているか」という質問の回答として「従来は教育勅語に置いていたが、新憲法に則り今回制定された教育基本法の中に示されたものがこれに当る」という記述がなされている。しかし、この質問は1948（昭和23）年1月27日の国会議事録を見る限り、実際にはなされなかったようである。よって、本論文では本論に組み込まず、註として扱っている。
- 60 旧教育基本法制定を巡る日本政府とCI&Eの交渉過程については、例えば、徳久恭子『日本型教育システムの誕生』木鐸社、2008年、第3章第3節などを参照の事。
- 61 古野博明「ポツダム宣言の受諾と新たな教育法現象（1）」『北海道教育大学紀要、教育科学編』第63巻2号、2013年、P.13。
- 62 同上。

第5章 1948（昭和23）年6月19日の教育勅語国会決議に到る過程

本章は、1948（昭和23）年6月19日の衆議院「教育勅語等排除に関する決議」、及び、参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」の成立過程を取り扱う。

ところで、本論に入る前に、そもそも国会決議は、内閣不信任決議を除いては法的拘束力が発生せず、あくまで議会の意思を表明したものに過ぎないものである点を確認しておく必要がある。従って、本章にて扱う教育勅語決議もあくまで議会から行政への要望を出したに過ぎないものである。この点については、1990年代までの先行研究ではあまり触れられていなかったが、2000年代以降の先行研究では触れられるようになってきている。加えて、教育勅語決議に法的拘束力がない事に触れるようになってからは、その歴史的意義に力点が置かれるようになってきている¹。

尚、既に、高橋や小野、三羽、貝塚が扱っているように、教育勅語決議の成立は CI&E ではなく GS の提案 (suggestion) から始まった事が判明している²。そこで、本章では、GS が教育勅語「処理」過程に参入してくる過程を改めて扱った後、衆参決議の成立過程について、先行研究が整理したジャスティン・ウィリアムズ (Justin Williams) が残した文書 (以後、ウィリアムズ文書) 中の草案群³と国会議事録を中心に検討する。

第1節 教育勅語「処理」に関する新たなプレイヤーの出現について

GS が教育勅語「処理」問題に本格的な関心を持ち始めたのは、第3章にて取り上げた 1946（昭和21）年7月16日付ニッポンタイムズ報道からである。教育勅語「処理」問題に関する GS の史料は、現在の所、ウィリアムズ文書に集約されているが、そこには 1946（昭和21）年3月3日のニッポンタイムズ報道と 1946（昭和21）年7月16日のニッポンタイムズ報道、及び、1946（昭和21）年7月18日付の参謀第2部 (G-2) /民間諜報局 (CIS) の特別報告が残されている。G-2/CIS の Special Reports の内容については、既に第3章第2節の2-3にて扱っている為、ここでは繰り返さない。

G-2/CIS からの Special Reports が届いた後、GS はブレイクモア (ブレークモア) が CI&E のドノヴァンからの相談に応じるなどの対応をした形跡があるものの、暫くは目立った動きを見せていない。GS がこの時殆ど動かなかったのは、Special Reports が指摘しているように、教育勅語「処理」問題の管轄が原則として CI&E にあるという管轄の違いによるものであると見て差し支えないだろう。GS が教育勅語「処理」問題に対して初めて行動を起こしたのは、旧教育基本法の立法作業が大詰めを迎えつつあった 1947（昭和22）年2月14日に CI&E に対して、旧教育基本法に教育勅語の「処理」を記す条文を加えるべきではないかと提案してきたときである⁴。これに対して、CI&E 側は、教育勅語がもはやどのような形で扱われたり読まれたりされない事を説明したものの、GS の提案自体は教育課長及び課長補佐に報告する事に同意したとする。しかし、報告の際には、「寝ている犬を起こすな (letting sleeping dogs lie)」という消極的な所見を交えて報告したようである。GS

もこの時は、特にこれ以上の動きを見せる事もなく終わっている。既に指摘されているように⁵、教育勅語「処理」問題の管轄は、この時もまだ、CI&E が中心だったからであろう。

このように、1948（昭和 23）年 5 月になるまで、GS は興味を持ちつつも教育勅語「処理」には直接介入してこなかった。従って、日本政府も GS が教育勅語「処理」に関心を持っていることは把握できなかつたものと思われる。そのため、1948（昭和 23）年 5 月に、GS が衆参文教委員長を呼び出して教育勅語決議を要求してくるという事態は、全く以て予見できるものではなかつた。

ところで、実際に、GS が衆参文教委員長に出した提案がどのようなものであったかを正確に把握する事は、現在ではほぼ不可能である⁶。しかし、日高第四郎ノート⁷には、1948（昭和 23）年 5 月 20 日に衆議院文教委員会で議論された内容と思しき記録が残されており、そこから、GS が衆参文教委員長を呼び出した際に行われたやり取りの一端を垣間見る事が出来る。

日高第四郎ノートによれば、1948（昭和 23）年 5 月 20 日の時点から見て一昨日、即ち、1948（昭和 23）年 5 月 18 日と推測されるが、直接、司令部にて教育上の指令 - ウィリアムズは suggestion という表現を使った模様 - を出すように要求があったとの事である⁸。

この日高の記述に基づくならば、1948（昭和 23）年 5 月に教育勅語問題が浮上してきた直接の経緯は、1948（昭和 23）年 5 月 16 日の「週刊朝日」に掲載された昭和天皇退位論を契機に浮上してきた昭和天皇退位問題を受けてのものであると判断してよさそうである⁹。

上記の 1948（昭和 23）年 5 月 20 日の打合会を皮切りに、幾度かの打合会が開催されたらしい事が既に高橋や三羽によって、明らかにされている。これに加えて、先の日高第四郎ノートによれば、1948（昭和 23）年 5 月 28 日の記録に教育勅語問題を記述した部分があり、そこに「原案作成」の表記が見える事から、この頃より教育勅語決議案の作成が開始されたと推測される¹⁰。尚、現在、残されている草案は全て、ウィリアムズ文書中に保存されていた英文のものであるが、日本語で作られた、もしくは、翻訳された草案も一部あるようである。それについては、次節で述べる。

第 2 節 教育勅語決議の成立過程

現在まで、教育勅語決議を審議した文教委員会打合せ会の議事録、及び、衆参の文教委員会の議事録の相当な部分が発見されていない。衆参決議について協議した現在に残る国会の議事録は、1948（昭和 23）年 5 月 27 日の参議院文教委員会が最も早いもので、そこから順に、以下の通りとなっている¹¹。

1948（昭和 23）年 5 月 27 日 参議院文教委員会

1948（昭和 23）年 6 月 07 日 衆議院文教委員会（この日は、殆ど議論せず）

1948（昭和 23）年 6 月 11 日 衆議院文教委員会

1948（昭和 23）年 6 月 15 日 衆議院議院運営委員会
1948（昭和 23）年 6 月 15 日 参議院文教委員会
1948（昭和 23）年 6 月 18 日 衆議院議院運営委員会
1948（昭和 23）年 6 月 19 日 衆議院議院運営委員会
1948（昭和 23）年 6 月 19 日 衆議院本会議
1948（昭和 23）年 6 月 19 日 参議院本会議

ここに、ウィリアムズ文書に残っている草案を加えると、以下の通りになる。（筆者注：草案項目については太字。）

1948（昭和 23）年 5 月 27 日 参議院文教委員会
1948（昭和 23）年 6 月 03 日 衆議院（国会）草案
1948（昭和 23）年 6 月 08 日以前 参議院草案（新教育理念の普及徹底に関する決議案）
1948（昭和 23）年 6 月 07 日 衆議院文教委員会（この日は、殆ど議論せず）
1948（昭和 23）年 6 月 08 日 衆議院草案
1948（昭和 23）年 6 月 08 日 参議院草案（新教育理念の普及徹底に関する決議案、）
1948（昭和 23）年 6 月 09 日 衆議院草案
1948（昭和 23）年 6 月 10 日 参議院草案（教育勅語等の失効確認に関する決議案、）
1948（昭和 23）年 6 月 11 日 衆議院文教委員会
1948（昭和 23）年 6 月 12 日 衆議院草案
1948（昭和 23）年 6 月 14 日 衆議院草案
1948（昭和 23）年 6 月 15 日 衆議院議院運営委員会
1948（昭和 23）年 6 月 15 日 参議院文教委員会
1948（昭和 23）年 6 月 18 日 衆議院議院運営委員会
1948（昭和 23）年 6 月 19 日 衆議院議院運営委員会
1948（昭和 23）年 6 月 19 日 衆議院本会議
1948（昭和 23）年 6 月 19 日 参議院本会議

以上を見ると、比較的早い段階で草案が完成していた参議院に比べて、衆議院は幾度も草案の修正作業が行われていたことが見えてくる。

次に、国会における審議状況であるが、これらの内、1948（昭和 23）年 5 月 27 日の参議院文教委員会議事録、及び、1948（昭和 23）年 6 月 19 日の衆参各本会議の議事録は既によく知られている。但し、公開されている議事録にしても、特に、1948（昭和 23）年 5 月 27 日の参議院文教委員会議事録は、度々、速記が止まっている為、議論の詳細は判らなくなっている部分も多い。

このように、議事録に欠けが多いのは、速記者が不足していたという物理的事情もある

が、もう一つの要因として、本決議がGSの強い圧力の中で作成されているという事情もあった事は否定できない。

以下、順に1948（昭和23）年6月19日の本会議に至るまでの各議事録の概要を押さえる。

まず、1948（昭和23）年5月27日の参議院文教委員会である¹²。

この日、本来は別の議案を審議する予定だったのが委員と連絡が取れずに延期となり、それに代わる重要問題という位置付けで教育勅語「処理」問題が取り扱われている。

まず、田中（耕）文教委員長から、1948（昭和23）年5月20日、25日、26日に打合会が行われたという報告と共に、打合会で出された4つの立場について報告されている。その4つの立場とは、「憲法との関係を明らかにして憲法の條章に従ってその（筆者注：教育勅語）効力がないものであるということをも明瞭に闡明するという立場」¹³、「そういう（筆者注：教育勅語に関する決議を出す）必要はないのである。現状はすでに教育勅語の効力を否定しておるのであるからという立場」¹⁴、「一層包括的な教育振興に関する決議の中で、そのこと（筆者注：教育勅語「処理」）に触れるという立場」¹⁵、そして、3つ目の立場に対して、その他の教育問題とは切り離して別個に決議すべきという立場である。

これら4つの立場の提示の後、田中（耕）は、打合会の空気としては文教委員長の判断に一任となったものの結論を急がないとまらない状態になったが、非常に重要な問題なので委員会で審議する状況となったとの報告をして各委員の発言を求めた。

これに対して、当初の意見は、内容よりも打合会から文教委員会の審議に切り替えた理由に質問が集中している。これに対しては、田中（耕）が議論を記録に残す必要性和、事情を詳細に説明する必要があるとの回答を行っている¹⁶。

その後、暫くは手続き論を中心に議論が行われているが、その議論が行われたのは、そもそも、この決議の議論は既に打合会で行われている為、態々、文教委員会で審議すべきかどうかに対する疑義が根強くあったからのようである。

その後、田中（耕）は田中（耕）個人としては第三案の教育振興に関する決議を出すという立場である事を表明する¹⁷。

しかし、その後も手続きに関する論議が続く。また、この後、幾度も速記が止められている為、議論の推移を押さえる事が難しくなっている。おそらくは、文教委員会で審議する事に対する疑義が強くて審議が進まない状況に対しての何らかの事情開示を行ったのではないかと思われるが、詳細は不明である。

議論が変化し始めたのは、岩間正男（無所属）¹⁸の以下の発言からである¹⁹。

○岩間正男君 私はこの教育勅語の処理の問題は、現状の認識の如何にあると思うのであります。これは私の認識であります。教育機構で完全に憲法のとすところから従って配置されておるかどうかということを考えますというと、必ずしもそうでない面もあるのではな

いか。これは文部省の今までの処置の中にはつきりとした明確なそのような規定がなかつた点にも一部の原因があると思うのでありますけれども、今日まだ謄本は回収されていない。それでその処置につきましても、従来非常に教育の中心として、これをいわば仰いで参りました関係から、この取扱いが非常に実は現状においては困つているというような面があると思うのであります。そして又これは教育者の一部の意識の中に、この教育勅語が残つている面があるのではないか。つまり新しい民主憲法によりまして、そうして、主権在民の立場から、はつきりと新しい民主的な教育というものを今日我々が日本の混乱した教育の中に再建するところの大きな努力と責任を持つているのでありますけれども、その方向が無論総体的には推進されつつあるのでありますけれども、勅語の取扱いそのものが、さつき申しましたような不完全な立場から、教育者の意識の中にはまだ混沌としたものが残つており、これをどのように取扱つたらよいか。これが教育の指導原理の全部でないというような文部省の通牒があつたのでありますけれども、そういう通牒の精神が非常に明瞭を欠いておるような点からしまして、まだ相当な量において教育の指導原理であるような考えを持つておつて、そのために教育者の意識の中には新しいものと古いものとの相剋がある、そういうような現状を現象として、又潜在的事実として、私としては認める者であります。こういう点からしまして当然新しい憲法の精神に従ひまして、新しい時代の教育をはつきり確立し、そしてこれを積極的にむしろ進めて行く。そうして日本が現在世界との公約に従ひ、世界の平和を維持する、そして文化を進める、そういうような立場に立つてぐんぐんと教育を建設して行くというような積極面をはつきり闡明するために、過去の古い時代の、そしてこれは帝國憲法とも連関を持つており、又今次の戦争とも必ずしも関係がないと言えないところのこの教育勅語に対しまして、はつきりこの際ここで明確な一線を画するという事を、国会が、国会の文教委員会がその責任に置きましてむしろ進んでこの点を明確にすることは、現状においては重要であると、こういうふうに私は考えるのであります。この問題を何か曖昧に、不明瞭に、そして他との連関において、何らか模糊として扱われることに対しては、私はむしろ不賛成な立場を取る者であります。この点によりまして、私は第一案を支持し参つたのでありますけれども、明瞭にこれは国会の決議としましてすでに死文化しておる教育勅語ではありますけれども、現状との睨合せにおきまして、はつきりとこれを決議文として闡明されることを私は主張したいと思うのであります。

岩間は第一案支持を表明しているように、教育勅語の無効化を明確にすべきという立場であるが、これに対しては、梅津錦一（日本社会党）が同調²⁰、続く、岩本月洲（自由党）は第三案支持を表明する形で反対²¹、河野正夫（日本社会党）が教育基本法の理念徹底の文脈で教育勅語が不適當である事を表明すべきとして条件付き賛成²²、柏木庫治（緑風会）は第三案支持として反対²³、若木勝藏（日本社会党）が賛成²⁴、梅原眞隆（緑風会）が反対²⁵というように、賛否両論入り乱れる状況となる。しかし、政党所属別に見れば、日本社会党及び、無所属革新系議員が岩間に同調する一方で、その他の政党議員が反対という

構図が鮮明になる。このように賛否入り乱れる議論の最中、羽仁五郎（無所属）²⁶の以下の発言で、議論は更に混迷の度を深める事になる²⁷。

○羽仁五郎君 前略～今までお述べになつた御意見の中にそういうふうな点で、或いは國民がこれを誤解するのではないかと思われるので、その点についてはつきり考えたいと思うのですが、教育勅語を処理する場合に、國家がこれを廃止したとか、或いは自然になつたとか、或いは十分に鄭重になつたとか、或いはその法律第何條によつて廃止したいということは、却て國民にとつて重要なことではないと思うのであります。そうじゃなくて、國民に先ず第一に教育勅語というのは如何に有害であつたかということをはつきり示すことが必要なんでありまして、何かの事情で今まではあつたけれども、最近はなくなつたというような受身的な氣持で國民が考えてはならない。或いは命令によつてこれが廃止になつたというように考えることは、私はならないと思うのです。自然になつたとか、或いは何か最近の情勢で、いわゆる諸般の情勢という言葉は、実に怪しげな言葉ですが、諸般の情勢でこれがなくなつたというふうになつて、國民が止めるようになれば、非常に有害であると思う。そうでなくて、教育勅語というものは、今まで非常に悪い影響があつたのだということを、國民が先ずはつきり認めることである。だから國民は自分でこういう有害なものは是非止めたいというように考えるべきである。又將來においても、そういう間違いは繰返したくないというように、國民は考えるようになることと思う。その点で第一に教育勅語が如何に間違つて有害であつたかということは、道德の問題を君主が命令したということにあるわけでありまして。これは極く最近の、去る五月二十六日の朝日新聞の「天声人語」の中にもそういうことが述べられておりますが、この教育勅語が作られた時に、その制定に関係した井上毅法制局長官が、教育勅語の公布に反対していたことは注目してよい。井上が山縣首相に送つた手紙には、今日の立憲政体の主義に従えば、君主は臣民の心の自由に干渉すべきでない。哲学上の問題は君主の命令によりて定まるべきものに非ず。従つて徳育に関することを勅語として発令することに反対し、山縣の反省を求めておる。という点を書いてありますが、この点に重大な問題があつたわけなのであつて、ですからこの内容が先つきからおつしやつておつた議論の中にもありましたが、教育勅語に述べられておる内容には、内容的には反対する必要がないものもあるというふうなお考えもありましたが、そういう点に問題があるのでなくて、たとえ完全なる眞理を述べておろうとも、それが君主の命令によつて強制されたという所に大きな間違いがあるのである。だから内容に一点の瑕瑾がなくても、完全な眞理であつても、専制君主の命令で國民に強制したというところに間違いがある。従つてやがては全く違つたことが、専制君主の命令によつて命ぜられて、國民が率いてこれに従わざるを得ないで今日の不幸を招いたというところに、重大な原因があつたということを明らかにして、國民は自發的にこれを痛切な批判を以てこれを廃止する。そして將來再びこういう間違いを繰返さないということが要請されておるのではないかと考えます。で、この点を是非國會としても明らかにして頂きたいというのが私の希望であります。

～後略

この羽仁の意見に対しては、先に岩間の見解に反対を表明していた梅原が有害とまで言うてしまうのは行きすぎだとして強く反発している²⁸。

その後、羽仁と梅原の議論が少しく続いた後、小野光洋（自由党）も第三案支持の立場を表明する。尚、小野は、教育勅語の精神の問題は「国民の良識の問題にまで國が立ち入るといふ問題ではない」として第三案でも教育勅語への言及は必要ないとしている²⁹。

以上で見るように、参議院文教委員会では、岩間、羽仁、梅津等に見られる教育勅語の積極的な排除に肯定的な見解は、総じて劣勢と評しうる状況であった。その為、岩間も最終的には、第一案の精神が組み込まれるならば第三案に賛成すると見解を変更している³⁰。

この日の議論は、最終的に田中（耕）が第三案を基本に第一案の精神を盛り込む、即ち、教育振興の決議に際して教育勅語が既に効力を喪失している事に言及するという事を以て結論とする形で議論を終えている³¹。

次に、1948（昭和23）年6月11日衆議院文教委員会である。

この日の議事冒頭にて、松本淳造委員長より、教育勅語等排除に関する決議案の案文が提示される。それは以下の通りである³²。（筆者注：尚、太字は決議との相違点を筆者が表したものである。）

前略～

教育勅語等排除に関する決議案

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現實は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜われたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を持續しているかの如く誤解されるのは、從來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主權在君並びに神話的國體觀に基いてゐる事實は、明かに基本的人權を損い、且つ國際信義に対し**疑義なしとしない**。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

右の通りであります、この案文につきまして御意見があれば、御発表願ひたいと思ひます。

その前に一應参考までに申し上げておきますが、この案文の五行目のところであります、**「教育の革新と振興とをはかることにある。」**と表現されておりますが、これは關係当局ともお

打合せいたしました際に、エッセンシャルという言葉を用いておりますが、もしそれをそのまま表現するとしますならば、「はかることにある。」というよりは、もう少し補則的に強い言葉が必要になってくるのではないかという気もいたすのであります。振興をはかることが肝要であるとか、あるいは必要であるとか、何かそういうもう少し強い言葉が必要ではないか、こういうふうには実は考えてもいるわけであります。

それからその行からさらに六行目の一番頭のところにあります「思うに、これら詔勅の根本理念が」という「思うに」であります。この原案のまた原案におきましては「もとよりこれらの詔勅の内容は部分的にはその眞理性を認められるのであるが」という文句で表現されておったのであります。その「部分的にはその眞理性を認められるのであるが」という言葉は必要がないであろうというお話もありましたので、それを卒直に削ることにいたしました。そのために前文と後段との文章上の接続がなかなかうまくいかないのであります。いろいろ考案いたしました結果、「思うに」という言葉をもつて前段、後段をつなぎ、一環して文章上の誤りのないように期したつもりでありますけれども、はたしてこの「思うに」が最も的確な言葉であるかどうかであるか、この点も御審議を願えればありがたいと思うのであります。

それからさらにその行から四行目に先ほど朗読いたしました「国際信義に対し疑義なしとしない。」という点であります。が、「疑義なしとしない。」という表現がよいのであるか、それとも「国際信義に対して疑点を残すもとなる。」と、こういうふうに表示した方がいいのではないかということも考えられるのであります。この点併せてやはりこの際御審議を願いたいと思っております。

大体私といたしましてはその三点であります。関係方面とも打合わせました結論として、その三階に問題が残されているわけであります。この三点さえうまく表現をすることができするならば、あとは全体がもういいことに決定したい、かように考えております。併せてそれらの点をも御考慮の上で御審議を願いたいと思います。いかがでありますでしょうか。

この日に示されたのは、おそらく、1948（昭和23）年6月9日の草案だと思われる。松本によって示された案文中、尚、議論を要する所として提示された3点については、黒岩重治（無所属）が、3つ目の「国際信義に対し疑義なしとしない。」という点についてのみ「国際信義に対して疑点を残すもとなる。」の方が良いとする意見を出し、これに反対が無かったことから、この日の議論はここで止まっている³³。

次に1948（昭和23）年6月15日の衆議院議院運営委員会である。

この日、松本が以下の様に議論を切り出している³⁴。

○松本文教委員長 二十日くらい前からG・Sと呼ばれてまして教育勅語につきましてこの際効力がないということ、明らかにせよということで、一体ならポツダム宣言によつてオーダ

一を出す予定であるが、それよりも国会で、自主的にした方がよくはないかというお話がきつくありました。そこでそれに対しまして約二週間、参議院の文教委員長と折衝いたしましたが、やはりこの際意思表示をする必要があるということで、文教委員会では決定したわけでありませぬ。どういう方法をとるかという院議で決議案を上程したらよろしかろうということになって、後ほど案文を差上げますが、適当の機会に上程を願ひまして、できれば参議院と同一の日に上程したいというその点を御了解願ひたいと思ひます。

いま一つは提案者であります但問題が問題ですから、各党共同提案にいたしたい。各党の幹事長、政調会長を歴訪いたしまして大体の御了解は得たわけでありませぬが、なるべく各位に御了解を得たいと、かように考へております。何分ともよろしく願ひいたします。

ここで松本はGSとのやり取りを簡潔に説明しているが、「一体ならポツダム宣言によつてオーダーを出す予定である」と言われたと述べている事が極めて重要である。先に述べた様に、GSと衆参文教委員長の間でどういふ議論が行われたのかを正確に知ることは、極めて困難であるが、ここでの松本発言が正しければ、国会が決議を出さない場合は、ポツダム宣言に従つて教育勅語排除の指令を出すと恫喝されたという事になるからである。

この日の議論では、石田一松（国民協同党）より、「私は憲法に関する限り、憲法違反の問題は最高裁判所が決定すべきもので、衆議院が決定すべきものではないと思ひます。取扱いをさういふふうにもつていつてもらいたい」と、文教委員会で教育勅語が憲法違反の決議を出すべきではなく司法が決定すべきという方向に持つていくべきという要望が出されてる³⁵。これに対しては、松本が以下の様に回答している³⁶。

○松本文教委員長 衆議院の方は、教育勅語等排除に関する決議ということでありませぬ。等といふのを入れましたのは、教育勅語以外の、陸海軍軍人に賜りたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語といふものが眼目であつてこれが今なお日本に温存されておると同時に、その処置が法制上、行政に関する点が不十分である。それではいけない。そこでこの際各学校に保管されております。教育勅語の謄本を回収せよ同時に国際的に非常に重大な問題であるから、むしろ国内的というよりも対外的に宣明せよ、さういふような意思表示でありませぬ。それでただいまの石田さんのお話にありませぬように、憲法問題の論議も委員会としましては、しばしば繰返しましたが、それが実際の行政上の措置は、従来文部省で議して、私からいへば不徹底でありませぬが、一応の措置はとつております。ただ法制上の措置はとられておらない。それを徹底的にするとすれば、違憲の訴訟を起すことが第一、議会として決議なりあるいは宣言を發することが第二、同時に教育勅語は廃止されるという廃止法案を出すことが第三、この三つが完了しなければ、完全なる法制上の措置ということではできないという結論になつたのでありませぬ。ところが一挙にさういふことをやることはできませんから、その点は関係筋としばし

ば協議の結果一応了解を得まして、それほどまでにやらなくてもよからう、この際は国会が最高の機関であるから、国会の名において、決議をもって中外に宣明するならば一応のことは足りるであろうとの結論になりましたので、私どもといたしましては、そのような処置にしたいと考えております。

ここでは、教育勅語の謄本問題にも言及されているが、注目すべきは「国際的に非常に重大な問題であるから、むしろ国内的というよりも対外的に宣明せよ、こういうような意思表示」とする所である。当初より、教育勅語決議が対外的理由によって行われている事が見て取れるからである。また、衆議院の方では、文部省の措置を行政上のものであった法制上の措置とは見ていない点や、松本個人としても不徹底に見えているという点、そこから、もっと積極的な排除措置を取ろうとしていたが関係筋、即ち、GS側から止められた点も参議院との違いとして指摘できよう。尚、これらの議論を誰がどのように主導したかについては、該当する文教委員会の議事録が見つからない現在では確認できない。しかし、決議案提出の予定日を4日後に控えたこの時点で、連立を組む筈の与党の一角から、国会が憲法違反を決定する決議を出す事に対する異議が出て来ている事自体が注目に値する。

1948（昭和23）年6月15日の議事録は、他に参議院文教委員会のものも残っているが、そこでは、決議の発議者をどうするかという事のみが議論されているので、本研究では特に見るべきものが無い。

1948（昭和23）年6月18日の衆議院議院運営委員会でも少しく教育勅語決議案が議題になっている。ここでは、翌19日に参議院と同時に決議案を上程したいという提案に対し、反対意見が出て交渉会に議論が回される事が決まっている³⁷。

1948（昭和23）年6月19日、午後の本会議を前にして衆議院議院運営委員会が開催されている。そこでは、同日の本会議上程を目指しつつも、まだ、合意が取れていない状況があったようで、議員の意見を浅沼稻次郎委員長が求めた所、前日の18日にも異議を唱えていた工藤鐵男（民主自由党）が以下の様に、意見を述べる³⁸。

○工藤委員 ただぼくは全体においてあれはいいとは思いますが、國民の道義に関することでわれわれは陛下の詔勅は、今は世の中が違いますが、あの表わしていること、日本國民としては万世にわたって心得ておくだけのものは、あの勅語の中にはいつておる。しかしこれまでもわれわれ個人としてはあの勅語にあるところの國民として、民族としての倫理道徳とか、日常の行いについては、全体を読んでみて、われわれはもつともだと思ふ。そこであれを排除するというのであれば、秦の始皇帝が書を焼いたような方法でいくのか、そうでなく國民自身が勅語を守っていくことは勝手だが、公の方面においては一切やめるといふことか、日

常の行動においてわれわれが勅語を読むことも禁ずるのか。これがどの範囲かわからなければ、われわれの思想の自由にも関係してくることであるし、また信仰とは言わぬけれども、われわれ国民の信念の上に関係があるから、これを排除するならば、どういう手段で排除するのかということを私は聴いておきたい。あの勅語はわれわれ家庭においてあれをもとにして教えても、社長において数えても、りつばな道徳訓だと私は思っているが、これも実際いげないというのか。天皇の神聖性を利用して何か問題でも起すと困るといふ懸念でももっているのか、その点を私は聴いておきたい。排除する方法、どういうことでどうするということがあれば、それを聴いておきたい。

工藤は、「思想の自由にも関係し」また、「国民の信念の上に関係」もあるからとして、教育勅語を排除する範囲は何処までかを問い質すものであったが、これに対して、松本は以下の様に回答する³⁹。

○松本文教委員長 その問題は、私どもも非常に慎重に考慮いたしまして、最初の決議案の中へ、部分的には眞理性は認めるが、ということを書いたんです。それは要するに国民道徳の倫理性について「父母ニ孝ニ」「博愛衆ニ及シ」の一項はその部分的の倫理性は認める。こうふうに書いたのでありましたが、関係筋の意見もあり、同時にまたわれわれ自身の審議いたしました場合におきましても、あの勅語のわくの中からはずして「父母ニ孝ニ」とか、「夫婦相和シ」とかいうことを考える場合には、これは当然最高の倫理性があると見るのであります。しかしこれが勅語の中にはいつておつて、勅語そのものが主権在君の根本理念から発しておるのであつて、それを教えこむ手段として、部分的に眞理が織りこまれていて、こう見るのであります。でありますから切り離して考える場合には、当然倫理性は認めますけれども、勅語全体として取上げます場合には、その根本理念をつかまなければいかぬという考え方を実はもっているわけであります。従つて家庭でそれをお読みになることは、これは個人の思想問題でありますから、その点に触れようとは思いません。ただ今この場合は、学校に勅語が保管されておりました、学校によりましてはこれを朗読しておる場合もありますし、大体奉安殿に入れて保管しておりますが、それではいけないから、それを文部省へ回収せしめるという処置を、実はとりたという考えたのであります。それからもう一つは、もつと根本にさかのぼつていくのであります。自由民権運動が起りました当時、山縣内閣のとき、山縣さんが自由民権運動を弾圧するために、弾圧法令を出そうとして計画をしたのでありますけれども、非常な反対に遭ひまして、その弾圧法令に代るものとして、ただいまの教育勅語をつくらせたという歴史的事実もあるのであります。それなども多少考慮に含めまして、この際主権在民の民主主義精神から、少くとも学校において、これが唯一の指導原理であるというような教え方はさせない方がよからう。これを回収すべきであるというふうには、実は考えているわけであります。

松本の回答は、家庭で読む事については触れないとする点において、工藤の意見に対応する形になっているが、特に教育勅語そのものへの評価は工藤と相容れないものとなっている。この松本の回答に対する工藤の反応は以下の通りである⁴⁰。

○工藤委員 大体私らが考えて心配していた点が、お話によつて明瞭になりました。自由民権を抑えるためにやつたというか、どういう歴史的事実があるかしらぬが、あれを草案した人は井上毅という人で、私は井上の友人という人から初めからのことをよく聴いておいたが、井上という人はあの時代において最も進歩的な人です。明治の御時世を開かれた明治天皇も、今の民権自由を圧迫したものでないということは、国会開設によつても明らかになっております。そういう歴史上のことは議論してもしょうがないが、ただ学校が今なおあの方向によつて、國民のほんとうの考えを歪曲するような、圧迫的にやるような方法によつてやることは、私は禁じていいと思うが、私の心配したのは、先刻申し上げた通り、國民道德訓としても、倫理訓としても、まことにそれこそ中外に施しても、古今に通じても誤らないものだということはあると思う。どこの國へ行つたつて、親に不孝をしていいということはない。また朋友が信じ合わずによいというものではない。徳器を成就し一旦緩急あれば義勇公に奉ずる、これもその通りで國のため勇気を要することは当然である。われわれはあの解釈については時代に即應して解釈すべきものであるが、しかし人間一生を通じてあれを道德訓として考えれば、ぼくらは実にりつばなものだと思つておる。われわれはあれをもつて世界の大道を横行しても決して恥かしからざる帝王のわれわれに示した教えだと思つておる。しかしその帝王は國を治めることについての國家の統治権を國會に移している今日、なお依然として臭みがあるということで、学校その勉の公式の場所において、國民に命令的に一つの神秘的な力を及ぼすことは今日の時代において避けるべきだとは不肖ながら知りております。ただ今の懸念の点は明瞭であるが、われわれ國民としては明治大帝の教えはりつばなものである。すなわち道德教育として、聖典としてやつていくことまで禁止されたのではたまらぬという氣が起つたから質問したわけです

ここにある工藤の反応は、学校において強制する事を禁止する点について、松本の回答を是とするものの、教育勅語そのものの評価を巡ってはほぼ平行線のままである。しかし、ここで淺沼が議論を打ち切ってしまった為、これ以上の議論は行われていない⁴¹。

最後に1948（昭和23）年6月19日の衆議院本会議、及び、参議院本会議である。この内、参議院本会議については、第3章の補論にて取り上げている為、ここでは衆議院本会議のみを取り扱う。

1948（昭和23）年6月19日、衆議院においては緊急動議という形で教育勅語等排除の

決議案が上程される。これは、午前中に行われた議院運営委員会の議論にある通り、政党内での合意がこの日の午前中まで取れなかった事によるが、決議案の上程理由を松本は以下の様に説明する⁴²。

○松本淳造君 前略～

ただいま朗読いたしました主文の通りに、現在わが國は平和國家、民主國家としての建設の途上にあるのであります。それはポツダム宣言受諾以來、かつまた新憲法制定以來、確固として決定された國の方針であるといつて間違ひはないのであります。従つて、われわれといたしましては、その方面を旨しまして、あらゆる改革を断行し、また断行せんとしておるのであります。ところが、それらの諸改革は、すでに制度上におきましては相当大幅に、画期約に、これがなされてまいりましたが、しかし、それらの制度上の改革に比べますと、いわゆる精神的内容についての改革、すなわち、いふところの精神革命に至りましては、未だしという感じがしないわけではないのであります。この点は率直に認めてよいことであろうと思ふのであります。すなわち、従來の封権主義的、軍國主義的、超國家主義的な、そういった理念、精神から、個の尊嚴を確認しますところの民主主義的な精神の切替え、改革といつたようなものが、まだまだ十二分にはなされていない、世界の水準にもなお達していないということは、遺憾ではあります。事実と言わなければならないのであります。従つて、新憲法は制定されましても、依然として古い考え方が、未だに遺憾ながら残つておりますので、これら新旧二つの理念がときに衝突し、ときに矛盾し、その結果混乱をひき起して、そのために民主化の停滯性が現われておるといふ間違ひはないのであります。世間でいいますところの道義の頹廢、あるいは虚無的な、没理想的な生活展開のごときは、ひつきようするところ、この精神の混乱から生れてくる現象であるといふ間違ひはないのであります。

そこで、われわれといたしましては、かような混乱をいつまでも放置しておくわけにはまいりません。できるだけこれらを整理し、民主的な精神内容を國民の一人々が正しく把握し、もつて理想とする平和國家としての体を整え、國際的にも信頼されなければならないことが急務であるのであります。そして、そのことを達成いたしますためには、何よりも教育によることが本質的に必要であるのでございまして、そのために、諸君も御承知でありますように、教育基本法をわれわれはすでに制定いたし、これによつて國民の指導原理を明らかにしているわけであります。

すなわち、その基本法におきましては、われわれは新らしき憲法の精神に則り、民主的で文化的な國家を建設して、世界平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示し、個人の尊嚴を重んじ、眞理と平和を希う人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造を旨とする教育を普及徹底しなければならないと、かように規定しているわけでありませぬ。

ところが、かように明確に規定しているのでありますけれども、遺憾ながらその規定及びそ

の内容が、國のすみずみまで生命的に行き渡っていないうらみもあるのであります。そして、その効力を失つてしまつておりますところの教育勅語、あるいは陸海軍人に賜りたる勅諭、または戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語等、これら教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格をもつてゐるのかのごとく誤解されている向きもあるのであります。この点は、民主革命の基本でありますところの精神革命の達成には、かなり重要なポイントでございまして、これをこのまま見逃がしておくことは、決してわが國の現在にとつて、さらに將來にとつて、よいことであろうとは考えられないわけであります。

ところで、なぜそのような誤解が残っているのであるか。これが問題になつてまいります、これは前にも申しました通り、新憲法あるいは教育基本法の精神が、未だ國民の精神内容そのものになつていない結果であることは、言うまでもないことでありますけれども、しかし何と申しましても、これらの諸詔勅に対する措置が、法制上または行政上における措置が、今日まで十分にとられていなかつたと考えなければならないのであります。

～中略～ けれども、その措置がきわめて消極的でありまして、徹底を欠いているうらみがあるのでありますから、ほんとうに勅語を廃止したのか、失効せるものとして認めておるのか、自然消滅をでも期しておるのであるか、いずれにせよ、徹底的な措置がなされているとはいひがたい点があるのであります。従つて、今もなお教育勅語の謄本は、各学校に保管させて、そのままにしているような状態であります。だから國民におきましても、はたして勅語が失効したのか、効力をもつてゐるのであるか、生きてゐるのであるか、その辺か判断がわからないのでありますから、そこにいろいろな誤解が生れてくるわけであります。

これらを一應考えます場合におきまして、われわれは、その教育勅語の内容におきましては、部分的には眞理性を認めるのであります。それを教育勅語のわくから切り離して考えるときには眞理性を認めるのでありますけれども、勅語というわくの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われわれとしては現在認めることができないという観点をもつものであります。それが憲法第九十八條にも副わないゆえんでありますので、この際この條規に反する点を認めまして、われわれはこの教育勅語を廃止する必要があると考えざるを得ないわけであります。これは単に國內的の視野においてのみ見るのではなくして、國際的の視野においてもこれを見ます場合に、特に明らかにしておくことが必要でありますので、本日衆議院は、院議をもつてこれらの諸詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言し、政府をしてただちにこれら詔勅の謄本を回収せしめ、この際はつきりと排除の措置を完了せしめたいと思うのであります。～後略

松本の説明は、日本政府によるこれまでの法制上、行政上の措置が不十分であるとする点で、第3章にて取り上げた参議院とは逆の解釈になつてゐる事に加え、教育勅語の内容の部分的眞理性を認めつつも、教育勅語の枠内にある以上、教育勅語の根本原理が憲法第98條に副わないと考えるという点でも参議院の決議とは逆になつてゐる。また、指導原理

についても、「唯一の指導原理」としての性格を失っているとした参議院と「指導原理的性格」を認めないとしてその唯一性に言及していないという差が生じている。

このように、衆議院と参議院の決議が、教育勅語の謄本の回収を求めるという点では一致しつつも、その他の部分の解釈が大きく異なってしまったのは、詰まる所、決議を取りまとめた各文教委員長の個人としての考えが強く反映している事によると考えて差し支えないだろう。

最後に、衆議院本会議での決議可決後に行われた森戸の発言は以下の通りである⁴³。

○國務大臣（森戸辰男君） 敗戦後の日本は、國民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く揚げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語その他の詔勅に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によつて、法制上明確にされました。本院のこのたびの決議によつて、あらためてこの事実を確認闡明せられましたことは、まことにごもつともな次第であります。～（中略）～

詔勅中最も重要である教育勅語につきましては、終戦の翌年、すなわち昭和二十一年三月三日、文部省は省令をもつて国民学校令施行規則及び青年学校規程等の一部を停止いたしまして、修身が教育勅語の趣旨に基いて行わるべきことを定めた部分を無効といたしました。次いで同二十一年十月九日、文部省令において国民学校令施行規則の一部を改正いたしまして、式日の行事中、君ケ代の合唱御眞影奉拝、教育勅語捧読に関する規定を削除いたしました。この行政措置によりまして、教育勅語は教育の指導原理としての特殊の効力を失効いたしましたのであります。昭和二十一年十一月三日新憲法が公布され、これに基いで、翌二十二年三月教育基本法が制定せられることになりましたが、この法律は、その前文において、これが日本國憲法の精神に則り教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するためのものであることを宣言いたし、教育の基本原則がこれに移つたことを明らかにいたしました。学校教育法が制定され、それと同時に、国民学校令以下十六の勅令及び法律が廃止されたのであります。これらの立法的措置によりまして、新教育の法的根柢が教育基本法及び学校教育法にあることが積極的に明らかにされておるのであります。

さらに思想的に見まして、教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その基調において新憲法に合致しがたいものであることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命をともにいたすべきものであります。かような見地から、昭和二十一年十月八日以後、文部省は次官通牒をもつて、教育勅語を過去の文献として取扱い、かりそめにもそれらを神格化することのないように、注意を喚起いたしましたのであります。

かようにして教育勅語は、教育上の指導原理としては、法制上はもちろん、行政上にも、思想上にも、その効力を喪失いたしておるのであります。ところが、この点につきましては、永年の習慣から誤解

を残すおそれもあり、また将来濫用される危険も全然ないとは申されません。そこで、今回の決議に基いて、文部省より配付いたしました教育勅語の謄本は、全部速やかにこれを文部省に回収いたし、他の詔勅等も、決議の趣旨に副うて、しかるべく措置せしめる所存であります。かくいたしまして、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義教育理念を堅くとることによつて、教育の刷新と振興とをはかり、もつて本決議の精神の実現に万全を期したいと存じておる次第でございます。(拍手)

上記の森戸の発言は、先の松本の上程理由の説明に対しては、法制上の措置を果たしてきたという文部省当局の弁明的な性格が強くなるものである。一方で、「思想的に見まして、教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その基調において新憲法の精神に合致しがたいものであることは明らか」という点では、松本の説明を肯定しており、結果として、衆議院の方では教育勅語が唯一の指導原理としては排除されるという事ではなく、公教育から完全に排除されたと読めるようになっている。

第3節 教育勅語決議を巡る報道統制

ところで、教育勅語を巡る衆参決議については、国会における審議の進展に応じて、新聞を中心に幾つかの主張が展開された。これら新聞の主張については、既に鈴木が整理している⁴⁴。一方で、衆参決議に関しては、GHQ/SCAPによる検閲が行われた形跡のある事が、杉原によって指摘されている⁴⁵。そこで、本節では教育勅語決議を巡る報道統制について扱う。

プランゲ文庫中にある検閲新聞ゲラには、衆参決議について、かつて杉原が取り上げた史料を含め、計4点の検閲ゲラが確認できる⁴⁶。それらは、以下の通りである。

東京民報 1948年5月21日(5月26日掲載予定?) 保留(HOLD)の後、公表禁止(SUPPRESSED)
英訳記事及び日本語記事(共に筆記)

毎日新聞 1948年5月27日(6月3日掲載予定?) 部分削除(DELETED) 英文記事及び日本語記事(共にタイプ原稿)

アカハタ 1948年5月27日(6月3日掲載予定?) 部分削除(DELETED) 英文記事及び日本語記事(共に筆記)

西日本新聞 1948年5月28日(6月1日掲載予定) 全文保留(HOLD)からパス(PASSED)

このように、少なくとも4点の事前検閲⁴⁷が行われた事が確認できるが、ここで検閲された内容はそれぞれ以下の通りである⁴⁸。(筆者注：□は判読不能文字)

1 東京民報

生きていた教育勅語

未練を残す参院

廿四日両院合同審査会で運命決定

新憲法の実施とともになくなったと思われていた教育勅語がまだ生きているというので国会で問題になり衆参両院文教委員会ではそれぞれその廃止について協議しているが両院の意向を廿六日までにまとめる必要があるので、廿四日両院合同審査会が開かれることになった。

衆院の空気はだいたい廃止にかたむいているが封建色のこい参院は教育勅語の精神は人類が栄えるかぎり永遠につづく自然の法則であると謡い愛着を示すものがつよくできれば廃止問題をうやむやのうちに してしまうとする空気がつよいとくに参院の文教委員長田中耕太郎氏は幣原内閣時代の文相として教育勅語の「自然法」を声明しているいきさつから をされるのを嫌っているようである社共両院および無所属懇話会は「もし自然法として勅語が肯定されるならば大政翼賛会や東條をはじめとする戦犯連中の行動も肯定されることになる」と真っ向から廃止を主張する廿四日の両院合同審査会は教育勅語にかわる教育大綱を出すかどうか論議されるものとみられる

そつとしておきたい

田中耕太郎氏談

廃止問題は問題にはなっているがあまり騒ぎたてたくない今のままだも民主化に悪影響があるというではないからそつとしておいた方がよい、眠っている子を叩き起すようなことをさげたいと思う

けしからぬ存在

岩間正男氏談

いまさら問題にすること自体がおかしな話であるしかし現実には勅語の扱い方に困っているところが□□このさい国会として廃止を明確に決め或いは学校に残っている教育勅語謄本を引上げる必要がある、それでなくてさい古い先生の頭のなかにははっきりと残っておりそれがときどき頭をもち上げ好しく問題も起つている、文部省は文□として扱いと言っているが地方の学校はその扱い方に苦しんでいる憲法は此の上のものではなく実際にわれわれの□□の中にとり入れて□□的に民主化していかねばならないのに憲法九十八條にされるような勅語が堂々と存在しているということはけしからぬ話だ

2 毎日新聞（筆者注：削除箇所に取り消し線を付す）

本日よろく

教育勅語の失効問題はむしろ奇怪に感じられる。衆議院は教育勅語が憲法九十八條に規定される“勅語”に該当するものとしてその失効を再確認し、各学校に保管中の勅語を至急回収するよう政府に申入れたが、~~すべての関係当局は触らぬカミにたたりなしで、憲法発布後一年間そつとして置いたとしか思われぬ。一應の手續は取つたにしても、不徹底たつたことが問題を燃え上らせた~~▲教育勅語の性質については、（以下略）

3 アカハタ（筆者注：削除箇所に取り消し線を付す）

「教育勅語」の廃止

まだがんばる田中前文相

新憲法の施行と同時に当然廃止されるべき「教育勅語」がまだ生きていて国会で廃止是非の論議が行われている廿四日の衆院文教委員会打合せ会では

一、教育勅語は憲法九十八條に違反するから廃止すべきである

一、全国各学校にある教育勅語は文部省をして回収せしめること

をきめたが参院文教委員会は前文相田中耕太郎氏が委員長でもあり、保守的空氣が強くと廿五日の委員会は自然法であることを確認して廃止には賛成しないという空氣が強かつた。

しかし、~~国際世論も廃止論が強い~~ので参院でも多少もめてけつきよく廃止決議案が上程可決をみるものとみられている

4 西日本新聞（筆者注：保留の後、パスの為、削除箇所等なし）

教育勅語の存廃

本多顕彰

教育勅語を今後どうするかについて二つの議論があるという事だ。その一つはあのまま存続すべきだと主張し他の一つは憲法も新にされたのだから新しい教育憲章とでもいつたものを作ってそれをして教育勅語に代わしめるべきだと主張してゐるとの事である。

率直に言えば私はこの問題に大して關心は持たない。教育勅語には臣民とかその他二三時代錯誤的文句を拾ふ事が出来るし精神においても改むべき箇所が無いとはいへ無いが概してつと

少しばかりの改訂によつて存続せしめても大して不都合は無いやうに考えられるしかし今日勅語を読み聞かせる事が衆生生徒にどれだけの教育的感化を与いうかという事に為ると、これは些か疑問である。漢字が制限されようとする今日、字引を引いてさえも満足な解釈の得られない様なむづかしい漢語を並べる事によつて威厳を持たされてゐる勅語は聞く者の耳にとつてただ空虚にひびくだけでは無からうか。況や式日に校長が□□抑揚をつけて朗読する事はむしろ滑稽を通りこして、教育的効果どころでは無かつた。勅語奉読といふ□□芝居じみた形式を辞める事はもとより、教育勅語そのものを止揚する事も考えてみる必要があらう。

しかし、さればといつて今日の無学無作法を改善春流が紛争をお膳立てによつて新教育憲章を制定するという事には真つ向から反対する軍部の教育関係に今日の政党の教育関係が取つて代る事は教育にとつては不幸であり迷惑である

政治の保守派が勅語の存置を主張し、革新派が新憲章の制定を叫ぶことは不思議で無いが教育が政争の具に供されてはたまらない

彼等は教育の事は何も知りはしないのだ。知らないことにちよっかいを出す事の慎しむべきか否かをすら知らないほど無教育なのである。そんな連中は教育のことには黙つてゐてほしい。教育勅語の存廢は時が解決するであらうそして新しい教育憲章はやがて民衆の中から出てくる眞の文化指導者たちによつて作られるであらう。今日、急に作られなければならぬものではなからうあちらの政党こちらの政党に気がねして作られるやうな憲章は最上の場合ですら八方美人的であり従つてあつてもなくてもどちらでもいいものになるだらう。今はただ政党春流の出る幕ではない事を指摘しておくだけで十分だと思ふ。

以上の4つの検閲記事の内、結局、東京民報、毎日、アカハタの記事は掲載されていない。これについては、山本が指摘するように、新聞記事の場合、一旦、掲載を差し止められてしまうと時間との関係で新聞記事としての意味を失ってしまうからであらう⁴⁹。尚、掲載禁止措置を受けた東京民報については、1948（昭和23）年5月26日に教育勅語決議についての簡単な記事と決議支持の社説が掲載されている⁵⁰。

これらの記事が事前検閲で弾かれてしまったことに付いては、毎日新聞とアカハタに關しては明瞭である。即ち、毎日新聞の方は、削除箇所から考えて占領軍批判を行つていると見なされたからであり、アカハタの方は国際世論の圧力によつて決議を出したと受け取られる事を避けたからであると推察される。一方で、東京民報と西日本新聞については、教育勅語決議に否定的な論調を一部であっても書いた事によつて差止められたものと推測される。これらを総合すると、1948（昭和23）年6月19日の教育勅語決議を巡つて、GHQ/SCAP側は国際世論に対して日本側の自主的な行動を演出するために、決議に否定的な意見や国際情勢に應ずる形で出すといった受動的な意見が世論に出てくることを抑え込んだと評して良いだらう。

第4節 小括

以上、1948（昭和23）年6月19日の教育勅語決議の成立過程及び報道統制について概観した。

まず、1946（昭和21）年7月16日のニッポンタイムズ報道以後、日本政府には直接干渉しなかったものの密かに関心を向けていたGSが、1948（昭和23）年5月16日以後の昭和天皇退位問題に端を発する形で、国会（衆参文教委員長）に対して恫喝に近い「提案」を行うことで教育勅語決議の議論が開始される事となった。加えて、GSは、高橋、貝塚、三羽等がこれまで指摘してきたように、教育勅語決議を出すように提案するだけでなく、実際の決議案の文言作成にも深く関与した。

GSの「提案」を受けた国会側は、衆議院と参議院でほぼ真逆の対応を取ることになる。つまり、日本政府のこれまでの措置は十分であり、かつ、国会で教育勅語決議を出すのは望ましくないと考えた田中（耕）参院文教委員長を中心とする参議院文教委員会は、教育振興に関する決議を出す事で対処するという方針を取った。一方で、日本政府のこれまでの措置は不十分であると考えた松本衆院文教委員長を中心とする衆議院文教委員会は、むしろこの提案に同調し、更に、GSがそこまでしなくて良いと後に止める程、積極的に教育勅語の否定を行おうとしたのである。こうした対応の違いは、各文教委員長個人の思考が反映していると考えて問題無いと判断するが、同時に、当時の議会勢力を反映したものと考えて差し支えないだろう⁵¹。

しかし、衆議院では、特に議院運営委員会議事録を見るに、上記のような松本委員長の方針は、当時、野党第一党になっていた民主自由党の反発を呼び込む事になった。また、連立与党の一角を占めるはずの国民協同党の議員からも国会が憲法違反を決定する決議を出すべきではないと疑問を呈されるなど、早期に意見を集約して政治日程に載せたと思われる参議院に比べ、衆議院では参議院と同時に上程する予定だった1948（昭和23）年6月19日の午前中まで条件闘争が続く事となった。つけ加えれば、こうした衆議院内の混乱が、衆議院側の草案作成に時間がかかり、かつ、草案が多く残されることになった要因の一つとも推測される。最終的に、衆議院は緊急上程という形で以て、参議院と同日に決議を成立させる事が出来たものの、衆議院決議の強い教育勅語排除の文言の背後には、実態としては最後まで政党間の見解の統一が為し切れていないという状態があったのである。

一方、教育勅語決議を巡って、GHQ/SCAPは異論や占領当局批判があると認識されないように報道の事前検閲を行った。その結果、参議院文教委員長であった田中（耕）や本多顕彰のような教育勅語決議に消極的・否定的な意見が世論の表面に出現する事は、教育勅語廃止に積極的なあまりの占領当局批判などと一緒に抑え込まれたのである。

ここまで見てきたような教育勅語決議を巡るこうした不安定な状況に対しては、既に開始されつつあった米ソ冷戦や、その影響から日本国内でも出現しつつあった保革対立の影響を見る事が出来る。貝塚は、教育勅語決議及び謄本の回収後も、教育勅語の評価が混乱している事を指摘している⁵²。しかし、実の所、教育勅語に対する評価の混乱は、教育勅

語決議を審議しているこの段階で、既に政党間の妥協が難しい程に悪化している状況であった。教育勅語決議それ自体は、GSの圧力によって出さざるを得なかった。しかし、このような強引な手法は、当時の国際情勢的に致し方ないものであったとは言えども、結果として、田中（耕）やCI&Eが、かつて危惧していたように、「寝た子を起こしてしまった」、即ち、後の教育勅語と旧教育基本法を巡る政治を舞台とした激しい保革対立を準備してしまう結果になってしまったと言わざるを得ないだろう。

¹ 例えば、米田俊彦は「この（筆者中：教育勅語決議）国会決議は、法令のような拘束力はもたないが、植民地支配を含めた戦前の天皇制による強権的な支配と侵略戦争を引き起こしたことの反省を国権の最高機関として表明した重い歴史的事実である」としている。詳しくは、日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育』世織書房、2018年、P.234。また、歴史的に見た場合は、教育勅語決議によって、旧教育基本法制定時の公的解釈に修正が行われたとする杉原、高橋、貝塚の指摘も押さえておく必要があるだろう。その点については、例えば、明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育改革通史』明星大学出版部、1994年、P.111~112等を参照の事。

² 高橋史朗「教育勅語の廃止過程」『占領教育史研究』1号、1984年。三羽光彦「教育勅語の廃止決議」『教育』36巻7号、1986年。小野雅章「戦後教育改革における教育勅語の処置問題」『教育學雑誌』22号、1988年。貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター、2001年、第一部第六章。尚、教育勅語決議を出すようにGSからの提案を受けていた点については、田中（耕）が1958（昭和33）年には公表し（田中耕太郎「教育勅語の運命」『心』10巻2号、1957年）、また、後述する日高ノートにも記載があったのであるが、広く知られるようになったのは1980年代以降である。

³ 尚、教育勅語関係の史料は全てJustin Williams Papers, JW-48。

⁴ REPORT OF CONFERENCE GHQ/SCAP records, CIE(C)00324。

⁵ 例えば、貝塚、前掲書、第一部第六章第三節、もしくは、日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育』世織書房、2018年、P.114等を参照の事。

⁶ 但し、田中（耕）やウィリアムズが、後年、それぞれ回想を残すなどはしている。詳しくは、田中（耕）、前掲の他、ジャスティン・ウィリアムズ著 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989年、P.72~73を参照の事。

⁷ 国立教育政策研究所蔵『戦後教育資料』1-36。

⁸ 同上、5月20日の記録。尚、記録にはその他多数のメモ書きが残されており、そこから、参議院文教委員会における議論の様子や周辺事情が窺えるものの議事録の様に整理されているものではない為、どのような経緯を辿って議論されたのかが判別できない。

⁹ 尚、1948（昭和23）年5月以降の昭和天皇退位問題は5月末頃には国際的に報道されるという経路をたどっている。これについては、例えば、富永望『象徴天皇制の形成と定着』思文閣出版、2010年、第一章を参照の事。

¹⁰ 前掲、『戦後教育資料』5月28日の記録。

¹¹ これらは全て国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) によるものである。尚、高橋や小野、三羽などが研究していた1980年代、更に、貝塚が研究していた1990年代よりも、現在は公開されている議事録が増えている点に注意。特に、衆議院議院運営委員会議事録については、漸く、長谷川亮一が言及している程度である。しかし、その長谷川にしても本節で扱う1948（昭和23）年6月18日~19日の議事録は扱っていない。詳しくは、長谷川亮一『教育勅語の戦後』白澤社、2018年、P.210~211。

¹² 尚、同日に行われた衆議院文教委員会の方では、懇談会にて教育勅語の議論を行ったようである。その為、議事録は残されていない。（第2回国会衆議院文教委員会1948（昭和23）年5月27日、発言番号28）。

¹³ 第2回国会参議院文教委員会1948（昭和23）年5月27日、発言番号2。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 同上。

¹⁶ 同上、発言番号6。

¹⁷ 同上、発言番号15。

¹⁸ 但し、岩間は後の1949年以降は日本共産党所属の議員となっている。

¹⁹ 同上、発言番号35。

²⁰ 同上、発言番号36。

²¹ 同上、発言番号37。

-
- 22 同上、発言番号 38。
- 23 同上、発言番号 39。
- 24 同上、発言番号 40。
- 25 同上、発言番号 41。
- 26 羽仁は、国会議員としては最後まで無所属の立場であった。
- 27 同上、発者番号 42。
- 28 同上、発言番号 43。
- 29 同上、発言番号 48。
- 30 同上、発言番号 58。
- 31 同上、発言番号 63。
- 32 第 2 回国会衆議院文教委員会 1948（昭和 23）年 6 月 11 日、発言番号 1。
- 33 同上、発言番号 2。尚、この時に読み上げられた草案の基となっていると思われる 1948（昭和 23）年 6 月 9 日の英文草案では、「国際信義に対し疑義なしとしない。」に該当する英文中から **might** の単語が削除されていることが既に判明しているが、もしかすると、この **might** の削除は 1948（昭和 23）年 6 月 11 日のこのやりとりを受けて後から行われたのかもしれない。但し、現時点で筆者は、判断できる証拠を持ち合わせていない。
- 34 第 2 回国会衆議院議院運営委員会 1948（昭和 23）年 6 月 15 日、発言番号 25。
- 35 同上、発言番号 27。
- 36 同上、発言番号 28。
- 37 第 2 回国会衆議院議院運営委員会 1948（昭和 23）年 6 月 18 日、発言番号 54~59。
- 38 第 2 回国会衆議院議院運営委員会 1948（昭和 23）年 6 月 19 日、発言番号 91。
- 39 同上、発言番号 92。
- 40 同上、発言番号 93。
- 41 尚、三羽は教育勅語決議の審議について、「教育勅語の可否をめぐる議論は見られない」としているが、本論で挙げている工藤鐵男の発言を見れば、その評価には疑義が残る所である。詳しくは、日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編、前掲書、P.123 を参照の事。
- 42 第 2 回国会衆議院本会議 1948（昭和 23）年 6 月 19 日、発言番号 9。
- 43 同上、発言番号 12。
- 44 鈴木英一・平原春好『資料・教育基本法 50 年史』勁草書房、1998 年、P.29。
- 45 杉原誠四郎「<資料>教育勅語「失効確認」「排除」決議に関する資料」『戦後教育史研究』第 10 号、1995 年、P.104~142。尚、杉原の提示した史料は、東京民報とアカハタの検閲ゲラである。また、本史料と共に提示されている杉原が行ったウィリアムズへのインタビュー記録では、衆議院では主に淺沼を通して事を運んだとしているが、その件についての裏付けは取れていない。
- 46 新聞検閲の様相については、山本武利『GHQ の検閲・諜報・宣伝工作』岩波現代全書、2013 年、第 3 章を参照の事。尚、検閲の種類については、同書 P.70 の表にある日本語訳を使用している。
- 47 同上書。
- 48 国会図書館憲政史料室所蔵、プランゲ文庫新聞検閲ゲラ。
- 49 山本、前掲書、P.67 を参照の事。
- 50 1948（昭和 23）年 5 月 26 日東京民報。
- 51 尚、類似の指摘は副田義也も行っている副田義也『教育勅語の社会史』有信堂、1997 年、P.364。但し、副田は殆ど議事録の分析を行っていない。
- 52 貝塚茂樹「教育勅語は道徳教育の「源流」たり得たのか-研究動向の整理と課題-」『近代教育フォーラム』24 号、2015 年、P.62。また、貝塚は、『戦後教育改革と道徳教育問題』においては、より明瞭に教育勅語決議によって 1946（昭和 21）年 10 月 8 日付文部次官通牒が示していた教育勅語評価が修正されたことが教育勅語の評価を混迷に引き戻したとしている。この点については、筆者も基本的に同様の評価である。詳しくは、貝塚、前掲書、P.210 を参照の事。

終章 本研究の結論と今後の研究課題

以上、1945（昭和20）年8月のポツダム宣言受諾後から1948（昭和23）年6月19日に到るまでの教育勅語「処理」過程を追った。本研究の結論と今後の研究課題は以下の通りである。

第1節 本研究の結論

本節では、まず、ここまでの研究によって捉え直した教育勅語「処理」過程の概略を記した後、研究目的として設定した2つの視点に対する回答を行う。

1-1 本研究によって捉え直した教育勅語「処理」過程

第1章では、1945（昭和20）年8月15日以後、日本政府は国体護持の方針の下、自主的に教育改革を模索する中で、教育勅語については、前田による教育勅語謹読論を軸として教育勅語の「処理」を模索した事を扱った。この前田による教育勅語謹読論は、教育勅語を謹んで読み直せば、国民育成だけではなく人間育成も書いてあるので、今後はこれを重視する方向に読み替えるものであった。この方針は、公民教育刷新委員会での議論ではやや後退したものの、前田の失脚後も継続した公民教育構想の中に取り込まれる形で1946（昭和21）年5月頃まで継続している。加えて、この時期はCI&E側の準備不足や前田の友好関係などを基盤とする形で、文部省は教育勅語「処理」を日本政府に有利な形で進めることが出来た。

第2章では、1945（昭和20）年12月以降から1946（昭和21）年10月に新教育勅語渙発論が完全に放棄されるまでの経緯を扱った。1945（昭和20）年12月3日のCI&Eの担当者研究に前後する頃から、CI&Eは新教育勅語渙発論を模索するようになり、翌1946（昭和21）年には日本政府にも新教育勅語渙発を要求するようになる。既に、前田から安倍に文相が交代していた文部省は、新教育勅語渙発によって教育勅語が否定されるものではないという言葉質をCI&Eから取り付けた後、憲法改正問題が小休止に入った1946（昭和21）年3月15日に昭和天皇に内奏を行い、そして、原案作成の下命を受ける事で新教育勅語渙発が政治日程に上りかける。しかし、この時の新教育勅語渙発は1946（昭和21）年4月以降の日本政府とCI&Eの政治混乱によって時期を逸してしまう。その後、新教育勅語渙発論は、天皇の権威によって教育勅語を否定し教育理念の転換を図るという形、即ち、新教育勅語奏請論に変質しつつ1946（昭和21）年8～9月に再度模索されている。しかし、この時は、文相に就任していた田中（耕）の存在によって実現する事はなく、結果、新教育勅語渙発論は1946（昭和21）年10月には完全に放棄された。

第3章では、1946（昭和21）年6月頃より再燃した教育勅語「処理」問題が、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒へと到る経緯を扱った。1946（昭和21）年5月に文部

大臣に就任した田中（耕）は、教育理念の決定を政治から切り離すという教育権の独立論を背景にした教育勅語相対化論という独特の教育勅語「処理」論を以て教育勅語「処理」を行おうとした。しかし、田中（耕）の教育勅語「処理」論は、1946（昭和21）年7月16日のニッポンタイムズ報道によって大きく誤解される事となった為、教育勅語「処理」問題は迷走した。但し、ここには、前田や安倍に比べ、CI&Eとの関係構築を怠った政治家としての田中（耕）の問題もある。この迷走は、ニッポンタイムズ報道が米国本国をも動かしてしまっただけでなく、1946（昭和21）年9月4日の三者会談で確認された筈の教刷委の文部省に対する独立性を踏み越えてまで、教育勅語の奉読禁止と田中（耕）の教育勅語相対化論を合わせた1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒の作成が急がれた。そして、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒と翌日の国民学校令施行規則47条改正によって、教育勅語の法的拘束力は完全に解除され、ここで教育勅語「処理」は一先ずの決着がつけられる事になった。

第4章では、旧教育基本法立案作業の中で、旧教育基本法と教育勅語の関係に対する説明が変容していく状況を扱った。教育勅語「処理」問題は旧教育基本法との関係で問題にされることになった。1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒として文部省の公式方針となっていた筈の田中（耕）の教育勅語相対化論は、1947（昭和22）年1月に主張者である田中（耕）が失脚した為には法的枠組みとしては維持されつつも理論的支柱を失ってしまった。田中（耕）が失脚した後、教育勅語は自然法的意義に代わって歴史的意義を強調する論調が前面に出る形で、旧教育基本法との関係が説明されるようになる。この説明は、森戸が文部大臣になった事で、教育勅語の歴史的意義やモラルコードとしての意義を認めつつも、教育勅語は旧教育基本法によって代替されたという説明がなされる事によって、教育勅語の「処理」は穏便に進みつつあった。

第5章では、1948（昭和23）年6月の教育勅語決議が成立するまでの過程を扱った。1946（昭和21）年7月16日のニッポンタイムズ報道以後、静かに関心を持つようになっていたGSは、おそらくは1948（昭和23）年5月に浮上してきた昭和天皇退位問題に触発される形で、教育勅語「処理」問題に新たなプレイヤーとして直接参入してきた。このGSの参入に対しては、これを好機として教育勅語の完全な否定を積極的に行おうとする松本文教委員長を中心とする衆議院文教委員会側と、決議を出す事そのものに消極的であった田中（耕）を中心とする参議院文教委員会側で対応が割れてしまった。但し、積極的に動いた衆議院にしても、教育勅語決議に消極的な勢力が野党だけではなく与党内にすら存在している状況であった。その結果、衆議院では、決議を緊急動議という形で上程するに到るまで各政治勢力の合意を取り付けられないという極めて不安定な状況になった。また、世論にあっては、日本側の自主性を演出する為に報道統制が行われており、結果、教育勅語決議に対する批判は国会内での状況とは裏腹に表に出る、即ち、国民間で共有される事を抑えこまれた。最終的に1948（昭和23）年6月19日、衆参同時に成立させることの出来た教育勅語決議は、学校に残されていた謄本類の回収という点では一致したが、その他の部

分では全く一致しておらず、反って、冷戦体制の出現とその後の対立に旧教育基本法と教育勅語が巻き込まれていく状況を準備するものとなったのである。

本研究で検討範囲とした被占領期における教育勅語「処理」過程は、以上の経緯を辿ってきたと整理できるが、全体を通して、以下の点が新たに指摘できる。

まず、被占領期における教育勅語「処理」過程は、概して、メディア報道に翻弄されてきたという事である。とりわけ、1946（昭和 21）年 10 月 8 日付文部次官通牒の契機、及び、1948（昭和 23）年 6 月 19 日の教育勅語決議の契機がどちらもメディア報道である点は重要である。これに関連させれば、佐藤の言う「他律的で曖昧な「なし崩し」¹という評価に対しても、あるいは、貝塚の言う教刷委の議論時に残された「あいまいさ」が教育勅語決議によってさらに「あいまいさ」を増していった²という評価に対しても、そもそも、メディア報道に翻弄された状況下においては、根本的な議論を行う時間が少なすぎた、即ち、「下から改革を捉えかえす自主性」³を発揮する時間が十分に確保できなかったからという回答を提示出来るだろう。

1-2 研究目的として設定した 2 つの視点に対する回答

次に、研究目的として設定した 2 つの視点に対する回答を提示する。

a、各プレイヤー間の差異について

日本政府の教育勅語「処理」論は、歴代文部大臣の持論に応じて、前田の教育勅語謹読論から田中（耕）の教育勅語相対化論を経て、森戸の教育基本法代替論へと変遷してきた事が認められる。それらは、貝塚が指摘するように⁴、その基底において「日本的民主主義」として纏める事が出来、かつ、教育勅語に対する主に道德面における肯定的評価という点では共通しているものの、一方で、政策論として見る場合は明確な差異を見て取ることが出来る。即ち、戦前期から公民教育強化に努めてきた前田が展開した公民教育構想と組み合わせられた教育勅語謹読論、田中（耕）が用いたカトリック自然法思想と教育権の独立論を組み合わせた教育勅語相対化論、森戸が用いた英国-北欧型立憲君主制をモデルにした教育基本法代替論（道德主体変更論）には、それぞれのプレイヤーの思索が反映されているという事である。これらの日本政府側の各プレイヤーそれぞれの持論は、被占領下という特殊な状況下にあって、かつ、メディア報道に翻弄されて時間的制約が課された中でも尚、占領軍に対して「下から改革を捉えかえす自主性」（袖井）として相対した事を改めて確認する必要が有るだろう。加えて、田中（耕）と森戸の関係に見られるように、歴代文部大臣の持論が、他の日本側プレイヤーの持論と、時には対立しながら、時には共存しながら展開されていった事にも注意を向ける必要があるだろう。

b、新たな未発の可能性について

序論にて述べた様に、教育勅語「処理」過程には、公民教育構想や新教育勅語渙発論等の未発の可能性があった事は既に指摘されてきたところであるが、本研究では、新たに以下の未発の可能性を指摘したい。

まず、新教育勅語渙発論については、最も実現に近づいた 1946（昭和 21）年 3 月～4 月の他に、1946（昭和 21）年 9 月～10 月においても実現に近づいたという点である。即ち、教刷委第一特別委員会の「新憲法発布の際に賜るべき勅語の中に、今後の教育の根本方針は新憲法に則るべきことを示されたいこと」を含んだ報告が教刷委総会で承認されて閣議に回されたという事実がそれである。この時に想定された新教育勅語は、既に従来の教育勅語からは変質しているものの、第 2 章第 4 節で見たように新教育勅語渙発のより根源的な要求を増しており、閣議で否決されなかった場合は、1946（昭和 21）年 10 月 8 日付文部次官通牒と新教育勅語が共に「合意点」（貝塚）として存在しうる状況だったのである。

次に、1948（昭和 23）年 6 月 19 日の教育勅語決議については、第 5 章第 3 節で検討したように、特に衆議院では上程寸前まで与野党間の条件闘争が続いていた点を見据える必要があるだろう。最終的に、教育勅語決議は衆参同時成立という結果にはなったものの、衆議院では最後まで見解の統一が行われていなかった。GS の強い圧力を背後に持っていないければ、参議院と違って、決議不成立の可能性が想定される状況であり、また、成立したとしても衆参同時成立ではなく、決議成立の日付がずれてしまう可能性を最後まで内包していたのである。既に、衆議院と参議院の決議が食い違っている事は指摘されてきたが、それに加えて、衆議院内では最後まで意思統一が出来ていなかった事も、今後の教育勅語決議を巡る評価の際には目を向ける必要があるだろう。

第 2 節 今後の研究課題

今後の研究課題については、以下の通りである。

まず、本研究そのものについては、調査研究の不足により、以下の点において、今後の補充が必要と判断する。

第 1 に、1946（昭和 21）年 2～3 月頃の新教育勅語渙発論が、実際に、政治日程として何処まで進みえたのかを研究する必要がある。この点に関連して、米国教育使節団や CI&E はこの時期の日本政府の新教育勅語に関する動きをどの程度把握していたのかも要検討である。

第 2 に、本研究では極東委員会や対日理事会などの教育勅語「処理」問題に対する立場を検討する事が出来なかった。これについては、既に鈴木や三羽などによって言及されている事であるが、筆者も改めて研究する必要がある。

第 3 に、今回の研究では、GHQ/SCAP 側の史料の活用不足がある為、これも今後の補充が必要である。例えば、ヘンダーソンの回顧などは、今回、入手できなかった為に使用できていない。また、Robert K. Hall Papers（国立教育政策研究所所蔵）や Eileen R. Donovan Papers（国立教育政策研究所所蔵）等の占領軍スタッフの個人文書も殆ど活用できていない。

第 4 に、旧教育基本法制定過程に関する研究の不足により、被占領期教育改革において、

教育勅語体制から旧教育基本法体制へと転換する過程を十分に扱い切れていない。特に、教育根本法構想が旧教育基本法構想へと転換する過程についての検討が不十分な為、そこに教育勅語「処理」過程がどのように影響しているかを十分に記述できなかった。

以上は、本研究そのものの深化補充が必要と判断する事項である。

次に、本研究の研究成果から得た今後の研究課題についてである。

まず、今回は教育勅語決議に関する新聞検閲にしか言及できなかったが、今後、被占領期の教育勅語「処理」問題に対して、事後検閲やメディアの自主検閲も含めて、どのような報道統制が行われていたのかをより詳細に検討する必要があるように思われる。

第2に、第1節で触れたように、1948(昭和23)年6月の教育勅語決議は、結果として、旧教育基本法の制定によって、一度は政治から辛うじて切り離れた教育勅語「処理」問題を政治闘争の世界に引き戻すものとなった。その結果、戦後も度々、教育勅語問題が旧教育基本法に関わる形で政治問題として浮上してくるようになった。そのような事態が繰り返されていく中で、近年では戦後の教育勅語問題そのものを歴史研究の対象として捉えようとする動きも起きつつある。例えば、主に教育勅語肯定側の戦後の教育勅語訳の変遷を扱った長谷川亮一『教育勅語の戦後』や岩波書店編集部編『徹底検証 教育勅語と日本社会』などである。このような教育勅語の戦後史とも形容できる研究領域が出現しつつある事は、本研究の今後の研究課題とも合致する。さしあたっては、被占領期後期から占領解除直後の教育勅語問題の政治過程的研究が筆者の次の研究対象になるだろう。

上記の課題に関連して、教育勅語の戦後史という視点から見れば、後に中教審会長として「期待される人間像」答申に深く関与する事になる森戸の人物研究が、田中(耕)以上に必要な状況となっていると筆者は判断する。従って、今後は森戸の人物研究も深めていく必要があるだろう。

¹ 佐藤秀夫編『続・現代史資料(8)教育 御真影と教育勅語1』みすず書房、1994年、P.45。

² 貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター、2001年、P.393~394。

³ 袖井林二郎『占領した者された者』サイマル出版会、1986年、P.31。

⁴ 貝塚、前掲書、P.390~391。

引用・参考文献一覧

・一次史料

GHQ/SCAP Records (国立国会図書館憲政資料室)

Joseph C. Trainor Collection (国立国会図書館憲政資料室、及び、明星大学戦後教育史研究センター)

Justin Williams Papers (国立国会図書館憲政資料室)

ブレイクモア文書 (協同村ひだまりファーム)

田中耕太郎旧蔵教育関係文書 (国立教育政策研究所)

戦後教育資料 (国立教育政策研究所教育図書館)

辻田力旧蔵資料 (国立教育政策研究所教育図書館)

田中二郎旧蔵教育関係文書 (東京大学法学部図書館)

- 古野博明『田中二郎氏旧蔵教育関係文書目録』北海道教育大学旭川校学校教育講座教育学教室、1998年。

森戸辰男関係史料 (広島大学文書館)

安倍能成文書 (東京大学社会科学研究所)

国立国会図書館提供帝国議会議録検索システム

(<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>)

国立国会図書館提供国会議会議録検索システム

(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)

・史料集

佐藤秀夫編『続・現代史資料 (8) 教育 御真影と教育勅語 1』みすず書房、1994年。

————『続・現代史資料 (10) 教育 御真影と教育勅語 3』みすず書房、1996年。

鈴木英一・平原春好『資料：教育基本法 50 年史』勁草書房、1998年。

日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会教育刷新審議会議録第 1 巻』岩波書店、1995年。

————『教育刷新委員会教育刷新審議会議録第 6 巻』岩波書店、1997年。

伊藤悟編『政・官・識者の語る戦後構想 (現代史研究叢書 4)』東出版、1995年。

・書籍

安倍能成『「戦後の自叙伝」(人間の記録 149)』日本図書センター、2003年。

飯尾潤・苅部直・牧原出編『政治を生きる』中央公論新社、2012年。

家永三郎『日本思想史の諸問題』斎藤書店、1948年。

石川真澄・山口二郎『戦後政治史第三版（岩波新書（新赤版）1281）』岩波書店、2010年。

岩波書店編集部編『徹底検証 教育勅語と日本社会』岩波書店、2018年。

江島顕一『日本道德教育の歴史』ミネルヴァ書房、2016年。

大田堯編『戦後日本教育史』岩波書店、1978年。

大原康男『神道指令の研究』原書房、1993年。

大原康男監修『教育勅語』ライフ社、1997年。

岡崎匡史『日本占領と宗教改革』学術出版会、2012年。

越智貢・金井淑子・川本隆史・高橋久一郎・中岡成文・丸山徳次・水谷雅彦編『岩波 応用倫理学講義 6 教育』岩波書店、2005年。

小野雅章『御真影と学校 「奉護」の変容』東京大学出版会、2014年。

貝塚茂樹『戦後教育改革と道德教育問題』日本図書センター、2001年。

———『天野貞祐』ミネルヴァ書房、2017年。

籠谷次郎『近代日本における教育と国家の思想』阿吽社、1994年。

片上宗二編『敗戦直後の公民教育構想』教育史料出版会、1984年。

勝田守一『戦後教育と社会科（勝田守一著作集1）』国土社、1972年。

勝野尚行『教育基本法の立法思想』法律文化社、1989年。

神谷美恵子『遍歴（神谷美恵子著作集9）』みすず書房、1980年。

河西秀哉『近代天皇制から象徴天皇制へ』吉田書店、2018年。

木下道雄『側近日誌』文藝春秋、1990年。

教育学関連 15 学会共同公開シンポジウム準備委員会編『制定過程をめぐる論点と課題（シリーズシンポ 教育基本法改正問題を考える④）』つなん出版、2003年。

教育史学会編『教育勅語の何が問題か（岩波ブックレット）』岩波書店、2017年。

———『教育史研究の最前線Ⅱ』六花出版、2018年。

久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』三省堂、1984年。

———『昭和 교육史 下』三一書房、1994年。

———『积然としない昭和期の教育 私の教育学研究六十三年』つなん出版、2012年。

黒澤英典『戦後教育の源流』学文社、1994年。

河野員博『戦後日本の教育構造と力学 「教育」トライアングル神話の悲惨』東信堂、2015年。

古野博明『田中（耕）文政の発足と教育改革立法の生成過程 - 1946（昭 21）5 月下旬～9 月上旬 - 』北海道教育大学旭川校学校教育講座教育学教室、2001年。

杉原誠四郎『教育基本法-その制定過程と解釈-増補版』文化書房博文社、2002年。

———『教育基本法の成立 - 「人格の完成」をめぐって - 新装版』文化書房博文社、2003年。

鈴木英一『教育行政（戦後日本の教育改革 3）』東京大学出版会、1970年。
——『日本占領と教育改革』勁草書房、1983年。
『戦後教育の総合評価』刊行委員会編『戦後教育の総合評価 戦後教育改革の実像』国書刊行会、1999年。
副田義也『教育勅語の社会史』有信堂、1997年。
——『教育基本法の社会史』有信堂、2012年。
袖井林二郎『占領した者された者』サイマル出版会、1986年。
袖井林二郎・竹前栄治編『戦後日本の原点（上）』悠思社、1992年。
高橋史朗/ハリー・レイ『占領下の教育改革と検閲 まぼろしの歴史教科書』日本教育新聞社、1987年。
高橋史朗『検証 戦後教育—日本人も知らなかった戦後50年の原点』モラロジー研究所、1996年。
——『日本が二度と立ち上がれないようにアメリカが占領期に行ったこと』致知出版社、2014年。
高橋文博『近代日本の倫理思想 主従道徳と国家』思文閣出版、2012年。
竹前栄治『GHQ（岩波新書）』岩波書店、1983年。
——『GHQの人びと - 経歴と政策 - 』明石書店、2002年。
田中耕太郎『教育と政治』好学社、1946年。
——『教育と権威』岩波書店、1946年。
——『教育基本法の理論』有斐閣、1961年。
辻田力・田中二郎監修、教育法令研究会著『教育基本法の解説』国立書院、1947年。
出口雄一『戦後法制改革と占領管理体制』慶應義塾大学出版会、2017年。
徳久恭子『日本型教育システムの誕生』木鐸社、2008年。
富永望『象徴天皇制の形成と定着』思文閣出版、2010年。
南原繁研究会編『真理の力 南原繁と戦後教育改革』tobe出版、2009年。
新堀通也編『知日家の誕生』東信堂、1986年。
西鋭夫『國破れてマッカーサー（中公文庫）』中央公論新社、2005年。
日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育』世織書房、2018年。
日本教育法学会編『教育法の現代的争点』法律文化社、2014年。
長谷川進一編『ジャパントイズものがたり』ジャパントイズ社、1966年。
長谷川亮一『教育勅語の戦後』白澤社、2018年。
半澤孝磨『近代日本のカトリシズム』みすず書房、1993年。
久木幸男・鈴木英一・今野喜清編『日本教育論争史録 第三巻 現代編（上）』第一法規、1980年。
福永文夫『日本占領史 1945 - 1952 東京・ワシントン・沖縄』中央公論新社、2014年。

藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育史像の再構築（教育学年報 6）』世織書房、1997年。

————『教育学の最前線（教育学年報 10）』世織書房、2004年。

藤原喜代蔵『教育基本法精義』日本経国社、1947年。

堀切善次郎『前田多門 その文・その人』東京市政調査会、1963年。

増田弘『公職追放 三大政治ページの研究』東京大学出版会、1996年。

————『公職追放論』岩波書店、1998年。

民主教育研究所『いま、読む『教育基本法の解説』』民主教育研究所、2000年。

村上一郎・石川泰州『日本の政党（丸善ライブラリー153）』丸善、1996年。

村井実全訳解説『アメリカ教育使節団報告書（講談社学術文庫）』講談社、1979年。

明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育改革通史』明星大学出版部、1994年。

森田尚人・森田伸子・今井康雄編『教育と政治 戦後教育史を読みなおす』勁草書房、2003年。

森戸辰男『社会民主主義のために』第1出版、1947年。

山口周三『資料で読み解く南原繁と戦後教育改革』東信堂、2009年。

山住正巳・堀尾輝久『教育理念（戦後日本の教育改革2）』東京大学出版会、1976年。

山住正巳『教育勅語（朝日選書）』朝日新聞社、1980年。

山本武利『GHQの検閲・諜報・宣伝工作（岩波現代全書007）』岩波書店、2013年。

油井大三郎『増補新装版 未完の占領改革 アメリカ知識人と捨てられた日本民主化構想』東京大学出版会、2016年。

吉馴明子・伊藤彌彦・石井摩耶子編『現人神から大衆天皇制へ 昭和の国体とキリスト教』刀水書房、2017年。

A・オプラー著 内藤頼博監訳 納谷廣美・高地茂世訳『日本占領と法制改革』日本評論社、1990年。

ウィリアム・P・ウッダード著 阿部美哉訳『天皇と神道-GHQの宗教政策』サイマル出版会、1988年。

ジェフリー・ゴラー著 福井七子訳『日本人の性格構造とプロパガンダ』ミネルヴァ書房、2011年。

ジャスティン・ウィリアムズ著 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989年。

ジョン・ダワー著 三浦陽一・高杉忠明・田代泰子訳『増補版 敗北を抱きしめて 下』岩波書店、2004年。

マーク・T・オア著 土持ゲーリー法一訳『占領下日本の教育政策』玉川大学出版部、1993年。

ユハ・サウナワラ著 原谷友香・黒川賢吉訳『GHQ/SCAPと戦後の政治再建 占領計画や

政策における保守主義者たち』大学教育出版、2015年。

レイ・ムーア編『天皇がバイブルを読んだ日』講談社、1982年。

WILLIAM C. JOHNSTONE. *The Future of Japan*. OXFORD UNIVERSITY PRESS. 1945.

WILLIS LAMOTT. *Nippon: THE CRIME AND PUNISHMENT OF JAPAN*. NEW YORK: The John Day Company. 1944.

・論文

荒木慎一郎「教育基本法要綱案の成立過程と教育基本法の立法意図」『純心人文研究』10号、2004年。

————「田中耕太郎の教育目的観成立に与えたジャック・マリタンの影響」『カトリック社会福祉研究』12号、2012年。

五百旗頭真「占領改革の三類型」『レヴァイアサン』6号、1990年。

池田哲之「教育勅語の廃止過程にみる戦後教育改革の一断面」『鹿児島女子短期大学紀要』37巻、2002年。

梅本大介「戦後道德改革における初期公民教育構想に関する研究」『早稲田大学教育学会紀要』13号、2011年。

大森万里子・田中友佳子「道德教育を支える法律と道德訓の区別と相互関係性-田中耕太郎『法と道德』を手掛かりに-」『教育基礎学研究』15号、2017年。

小野雅章「戦後教育改革における教育勅語の処置問題」『教育學雑誌』22号、1988年。

貝塚茂樹「占領初期における「公民教育構想」の変容と「社会科」成立をめぐる一考察-道德教育史研究の視点から-」『教育学研究集録』15号、1991年。

————「占領期における「公民教育構想」に関する一考察-前田多門の「公民教育論」の検討を中心として-」『道德と教育』273号、1991年。

————「教育勅語は道德教育の「源流」たり得たのか-研究動向の整理と課題-」『近代教育フォーラム』24号、2015年

金井徹「南原繁の戦後教育改革評価」『修紅短期大学紀要』31号、2010年。

狩生茂「占領下の教育制度改革-教育基本法の制定と教育勅語の廃止をめぐる-」『憲法研究』33号、2001年。

熊谷忠泰「戦後日本における教育政策の推移-1-被占領期」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』27号、1980年。

小池聖一「森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(1)～憲法草案と森戸辰男～<史料紹介>」『広島大学文書館紀要』9号、2007年。

————「森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(2)：芦田小委員会と森戸辰男 <史料紹介>」『広島大学文書館紀要』10号、2008年。

————「森戸辰男からみた日本国憲法の制定過程-憲法研究会から芦田小委員会までを中

- 心に-」『日本歴史』728号、2009年。
- 「森戸辰男の一般教育観」『広島大学文書館紀要』14号、2012年。
- 小谷由美「田中耕太郎における自然法思想と人格概念」『カトリック教育研究』28号、2011年。
- 「田中耕太郎における国家と道徳：自然法思想における国家と道徳の関係」『道徳と教育』57巻、2013年。
- 「戦後教育思想史における田中耕太郎の教育目的論-『教育基本法の理論』の考察を中心に-」『日本女子大学大学院人間社会研究科紀要』20号、2014年。
- 古野博明「教育刷新委員会の発足と教育基本法の立案開始：昭和21年8月末～9月の教育立法過程概況」『北海道教育大学紀要 第一部 C, 教育科学編』36巻2号、1986年。
- 「教育基本法成立の始原」『北海道教育大学紀要 (第1部C)』43巻2号、1993年。
- 「教育基本法成立史再考」『教育學研究』65巻3号、1998年。
- 「ポツダム宣言の受諾と新たな教育法現象(1)」『北海道教育大学紀要教育科学編』63巻2号、2013年。
- 斎藤利彦「戦後教育改革と「公民教育構想」：戦後における道徳・社会認識教育の出発」『日本の教育史学』26集、1983年。
- 三羽光彦「教育勅語の廃止決議」『教育』36巻7号、1986年。
- 「近代日本思想史における教育刷新委員会-いわゆる自由主義的知識人の国家観・社会観に関連して」『岐阜経済大学論集』42巻3号、2009年。
- 清水節「GHQ/SCAPの神道研究に関する史料(1)」『日本学研究』7号、2004年。
- 「GHQ/SCAPの神道研究に関する史料(2)」『日本学研究』8号、2005年。
- 「W・P・ウッダードコレクション所収「岸本英夫日記」について」『日本学研究』13号、2010年。
- 鈴木英一「戦後日本の教育改革思想--とくに自由主義的知識人の戦前教育批判とその形成基盤について」『北海道大学教育学部紀要』10号、1964年。
- 「日本における教育行政改革案の系譜」『北海道大学教育学部紀要』11号、1965年。
- 住友陽文「イデオロギーとしての「個人」-教育勅語と教育基本法のあいだ(特集 憲法と近代日本)」『日本史研究』550号、2008年。
- 高橋史朗「教育勅語の廃止過程」『占領教育史研究』1号、1984年。
- 高乗智之「日本国憲法下における教育権独立論に関する考察」『日本文化大学柏樹論叢』8号、2010年。
- 竹前栄治「教育改革の思い出-GHQ教育課長M・T・オア博士にきく」『東京経大会誌』115巻、1980年。
- 田中耕太郎「教育勅語の運命」『心』10巻2号、1957年
- 長谷川康子「戦後教育改革における教育勅語論争：教育刷新委員会会議録を史料として」『日

白大学高等教育研究』1巻2号、1999年。

朴憲郁「日本における道徳と宗教の教育：田中耕太郎の場合」『伝道と神学』3号、2013年。

森山茂樹「最近の教育勅語復活論 - 敗戦直後の処理と関わって - 」『道徳と教育』52巻、2008年。

山田規雄「前田多門の公民教育構想-敗戦直後の公民教育構想に関する一考察-」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』67号、2009年。

———「日本における政治的無関心と公民教育論が果たしてきた歴史的役割 - 大正デモクラシー期から敗戦直後の公民教育構想まで」『公民教育研究』18号、2010年。

渡邊弘、駒場一博「戦後日本における「教育勅語」廃止論争についての一考察：公民教育刷新委員会と教育刷新委員会を中心に」『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』30号、2007年。

尚、本論文の執筆に際しては、これまで筆者が発表してきた論文が取り込まれている。章節の変更や大規模な加筆修正を行っているため、既に章単位で対応させるのは難しいが、以下、本論文作成に際して用いた拙稿の一覧を記す。

(修士論文)『戦後教育改革における教育勅語処理過程の再検討—1946年10月8日付文部次官通牒成立の経緯を中心として—』北海道教育大学大学院、平成22年3月

『被占領期教育改革における教育勅語処理過程の構図 - 田中耕太郎と森戸辰男の教育勅語処理論に着目して - 』社会と人文9号、平成24年3月

(研究ノート)『衆議院「教育勅語等排除に関する決議」及び参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」の成立過程を巡る研究課題』明星大学大学院人文学研究科年報10号、平成24年7月

『新教育勅語渙発論放棄の時期に関する考察』戦後教育史研究26号、平成24年12月

『教育勅語処理過程における1946(昭和21)年7月16日ニッポンタイムズ報道の影響』関東教育学会紀要40号、平成25年11月

『教育勅語と旧教育基本法：旧教育基本法議会審議時における教育勅語との関係説明の変遷』総合社会科学研究3巻6号、平成26年3月

(研究ノート)『教育勅語処理問題における知日外国人の影響：T・L・ブレイクモア(ブレイクモア)が果たした役割について』戦後教育史研究28号、平成27年3月